

平成 2 5 年

第 3 回西原村定例会会議録

平成 2 5 年 9 月 1 3 日

平成 2 5 年 9 月 2 0 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

目 次

第1号(9月13日)

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明(認定第1号～6号・報告第2号 ・承認第4号・議案第33号～40号・同意第3号 ・諮問第1号～2号)	5
日程第 5 休会の件について	13
散 会	13

第2号(9月18日)

議事日程第2号	15
応招議員氏名	16
出席議員氏名	17
事務局職員出席者	17
説明のため出席した者の職氏名	18
開 議	19
日程第 1 一般質問	19
(坂本隆文)	19
・本腰を入れ六次産業に着手しては	
・保育園や小学校低学年にも英語に触れさせる機会を	
・体育館等の天井について	
(山下一義)	26
・NPO法人「自然を守る会」大野原野の売却申し入れに対する対応等について	
・灰床地区の開発について	
・灰床地区の開発にからむ組織・団体等について	
(上野正博)	36
・原野、山林の利用について	

	・ 灰床地区の開発に関する、法令等による指導について (西口義充)	4 4
	・ 灰床地区の山林伐採に伴う災害の危険性とその対応について ・ 通学路の安全性と確保について (田島敬一)	5 3
	・ 阿蘇世界農業遺産について ・ 空港方面への交通アクセスについて	
散 会		6 1
第 3 号 (9 月 1 9 日)		
議事日程第 3 号		6 3
応招議員氏名		6 4
出席議員氏名		6 5
事務局職員出席者		6 5
説明のため出席した者の職氏名		6 6
開 議		6 7
日程第 1	認定第 1 号 平成 2 4 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について	6 7
日程第 2	認定第 2 号 平成 2 4 年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 1
日程第 3	認定第 3 号 平成 2 4 年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 3
日程第 4	認定第 4 号 平成 2 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 4
日程第 5	認定第 5 号 平成 2 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 5
日程第 6	認定第 6 号 平成 2 4 年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について	1 0 6
日程第 7	報告第 2 号 平成 2 4 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	1 0 7
日程第 8	承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について 「(専第 4 号) 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算 (第 2 号) について」	1 1 0

日程第 9	議案第33号	村有財産の貸付について	113
日程第10	議案第34号	物品供給契約の締結について	117
日程第11	議案第35号	村道の路線認定について	119
散 会			121

第4号(9月20日)

議事日程第4号			123
応招議員氏名			125
出席議員氏名			126
事務局職員出席者			126
説明のため出席した者の職氏名			127
開 議			128
日程第 1	議案第36号	平成25年度西原村一般会計補正予算(第3号)について	128
日程第 2	議案第37号	平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	134
日程第 3	議案第38号	平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について	135
日程第 4	議案第39号	平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	137
日程第 5	議案第40号	平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	138
日程第 6	同意第 3号	西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	139
日程第 7	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	140
日程第 8	諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	141
日程第 9	委員会審査報告		142
日程第10	発議第 4号	西原村議会会議規則第122条に伴う議員派遣について	144
日程第11	発議第 5号	道州制導入に断固反対する意見書の提出について	145
日程第12	組合議会報告		146
日程第13	委員会報告		146

日程第 1 4	請願書審議	1 4 6
追加日程第 1	発議第 6 号 西原村大字河原の灰床地区における 開発行為に反対する決議について	1 5 2
追加日程第 1	特別委員会報告	1 5 4
日程第 1 5	陳情書審議	1 5 5
日程第 1 6	委員会の閉会中の継続調査申し出について	1 5 5
閉 会		1 5 6
署 名		1 5 7

平成 2 5 年 第 3 回 定例会 会期 日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
9月13日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
9月14日	土	休 会	・小学校運動会	
9月15日	日	休 会	・県民体育祭、夏祭り	
9月16日	月	休 会	・敬老の日	
9月17日	火	休 会	・常任委員会	
9月18日	水	本会議	・一般質問（5名）	
9月19日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第1号～6号、報告第2号、承認第4号、議案第33～35号） 	
9月20日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第36号～40号、同意第3号、諮問第1号～2号） ・発議第4号～5号 ・組合議会報告 ・委員会報告 ・請願書審議 ・陳情書審議 ・委員会の閉会中の継続調査申出書 	

提 出 議 案 等

(平成 2 5 年 9 月 1 3 日提出)

(村長提出議案)

- 認定第 1 号 平成 2 4 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 2 4 年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 2 4 年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 2 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 2 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 2 4 年度西原村工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第 2 号 平成 2 4 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について「(専第 4 号)平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算(第 2 号)について」
- 議案第 3 3 号 村有財産の貸付について
- 議案第 3 4 号 物品供給契約の締結について
- 議案第 3 5 号 村道の路線認定について
- 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算(第 3 号)について
- 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

- 議案第 38 号 平成 25 年度西原村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 39 号 平成 25 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 40 号 平成 25 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 同意第 3 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(平成 25 年 9 月 18 日提出)

(一般質問)

- 1 番 坂本隆文君 2 番 山下一義君 3 番 上野正博君 4 番 西口義充君
5 番 田島敬一君

第 1 号 (9 月 1 3 日)

平成 2 5 年第 3 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 9 月 1 3 日、平成 2 5 年第 3 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 9 月 1 3 日 (金曜日) 議事日程第 1 号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明 (認定第 1 ～ 6 号・報告第 2 号・承認第 4 号・議案第 3 3 ～ 4 0 号・同意第 3 号・諮問第 1 ～ 2 号)

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務係長	堀 田 直 孝 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は第3回の定例会が招集されましたところ全員出席であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番議員、村上貞廣君、4番議員、西口義充君を指名します。

日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、9月5日に行われました議会運営委員会で、本日13日より20日までの8日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日13日より20日までの8日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として議長から、会議規則第122条のただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

去る8月8日に議会正副議長研修会が熊本県市町村自治会館で開催され、山梨学院大学法学部教授、江藤俊昭氏による「住民自治の向上と議会改革の課題」について講演が行われました。議会の権限を議会改革の起点として捉え、議決責任の再確認、説明責任、議員間討議、調査研究、住民との意見交換までが議会の責任と言われました。

また、8月27日に町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会がグランメッセ熊本コンベンションホールで開催され、帝京大学経済学部教授、黒崎誠氏による「これからの政治・経済のゆくえ」について講演が行われました。議長、議会運営委員長、総務福祉常任委員長、産業教育常任委員長の4名で参加しました。日本の復興は地方からと、地方の活力が必要という講演を聞きました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

村長、日置和彦君。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成25年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

9月8日午前5時20分、念願の2020年オリンピック・パラリンピックの開催が56年ぶりに東京で開催されることが決定しました。多くの国民に夢と感動を与える瞬間であり、日本の歴史の1ページをつくる朝でもあり、私どもも喜びに沸いたところであります。7年後の開催が待ち遠しく感じるとともに、今後の日本経済の発展に大いに期待するものであります。

さて、ことしは例年になく梅雨が早く終わり、雨も少なく公共施設、農地等への災害も少なく、安堵したところであります。しかし、その後の猛暑で、天草牛深では39.6度、菊池では38.8度と観測史上最も高い記録を更新しております。西原村においても、多少ならずとも農作物等に被害を受けたと思われます。

また、つい最近まで日本列島を毎日のように秋雨前線や台風等で、どこかで集中豪雨が発生しており、各地で甚大な被害が発生しております。千年猛暑やゲリラ的な集中豪雨など、気象の変化が著しく極端で、地球温暖化の影響を身近に感じております。私ども西原村にもいつ発生するかわからない天災に、心の準備だけは常に強く持っていかなければと思うところであります。

議員の皆さんとともに自然豊かな村、災害に強い村、誰もが住んでみたい村づくり、次世代の子どもたちに自信を持って引き継ぎができる村づくりに今後とも取り組み、邁進してまいりたいと強く思いをしております。今後ともご指導とご協力、そしてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本議会は平成24年度の決算認定が主な議題であります。決算審査につきましては7月17日から30日までの13日間にわたりまして、厳しい猛暑の中、慎重に内容の審査をしていただきました河上監査委員さん、上野監査委員さんには大変ご苦勞をおかけしまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

後日の会期日程の中で報告がございますが、今年度も実質収支は各会計とも黒字をもって平成25年度に引き継ぐことができました。地方債残高は25億円を割り、5年間で約15億円ほど減少しております。また、貯金に当たる基金残高につきましても、5年前と比較しますと約8億5,000万円ほど増加しており、後世につけを残さないよい形で進んでおります。このことは、議員各位のご指導と村民の皆様のご理解、ご協力、そして職員の限られた財源の中で多くの事業をという頑張りでもあります。

しかし、今後は総合体育館建設という何十年に一度という大事業が控えており、さらに経費の削減と健全財政運営に努めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位におかれましては、将来を見据えてのご指導とご協力、そしてご理解を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明をさせていた

だきます。

認定第1号、平成24年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成24年度の決算につきましては、前年度に引き続き申し分のない決算をすることができました。限られた予算で最大の効果を上げるべく、効率的でめり張りのきいた予算の執行、行財政運営に努め、財政の健全化を進めた効果によるものと確信をしております。長期にわたる景気低迷の中、国の社会資本整備総合交付金や県補助金事業等を活用しながら、予算執行を図ってきたところであります。

今年度末の積立基金は18億5,233万円で、前年度と比較しますと1億7,149万円の増となっております。地方債発行額は1億6,090万円で、前年度と比較しますと1,300万円の減となっております。発行額を公債費の元利償還額以下に抑制した結果、ピーク時の平成15年度末には49億8,902万円の残高が、今年度末には24億7,829万円、ピーク時の約49.7%となりました。

平成24年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入では36億5,285万2,819円、歳出では33億4,156万1,541円、歳入歳出差し引き額3億1,129万1,278円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は2億2,012万4,278円となりました。

歳入の38.2%を占める地方交付税は13億9,469万7,000円で、前年度と比べますと924万5,000円の減で、基準財政需要額の減によるものです。そのほか20.9%を占める村税は7億6,386万5,455円で、前年度と比較しますと0.8%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、人件費6億8,326万円で対前年度比2.9%、2,059万円の減となっております。主な要因としたしましては、職員給、議員報酬、共済組合等負担金の減によるものです。

扶助費としたしましては3億6,927万円で対前年度比0.9%、324万円の増で、主な要因としたしましては、障害者福祉サービス事業費の増等によるものです。

公債費4億7,362万円、対前年度比7.4%の減となっております。

物件費では3億1,945万円で対前年度比7.2%、2,139万円の増となっております。主な要因としたしましては、各種予防接種委託料、地籍調査業務委託料、阿蘇圏域療育センター委託料等の増によるものです。

普通建設事業費におきましては、国庫補助金を活用し、光ブロードバンド整備事業、保育所等緊急整備事業等を実施させていただき、5億3,511万円で対前年度比34.7%、1億3,795万円の増となっております。

補助費等につきましては4億6,087万円で対前年度比5.2%、2,262万円の増となっております。

決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の

認定を必要としますので、ご提案をさせていただきました。

詳細につきましては、会計管理者より説明をいたします。

認定第2号、平成24年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額8億4,611万1,410円に対し、歳出総額7億9,917万6,967円で、歳入歳出差し引き額4,693万4,443円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額2億5,739万7,368円に対し、収入済額2億368万6,325円で、収納率は現年度分94.2%、滞納繰越分25.1%、全体で79.1%であり、収納率の前年度比は2.2%の増となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、国庫支出金2億2,294万7,404円、療養給付費等交付金5,004万8,000円、前期高齢者交付金9,568万342円、県支出金4,621万7,018円、共同事業交付金1億1,235万270円の交付があり、歳入総額の62.3%を占めております。また、一般会計からの繰入金は3,426万700円、繰越金7,625万4,311円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費の4億9,985万283円で歳出全体の62.5%を占めております。後期高齢者支援金につきましては1億28万4,741円と前年度対比1.2%増、介護納付金につきましては5,051万8,484円で前年度対比1.2%増、共同事業拠出金につきましては1億1,180万9,770円、対前年度比1.0%増の支出となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第3号、平成24年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額5億4,499万201円に対し、歳出総額4億9,715万4,498円で歳入歳出差し引き額4,783万5,703円でございます。

平成24年度末の人口7,059人に対し、65歳以上の被保険者数は1,740人、高齢化率は24.8%という状況であります。平成25年3月末現在で284人が介護認定を受け、そのうち242人が介護サービスを受けられています。内訳としまして、居宅介護サービス153人、地域密着型サービス21人、施設介護サービス68人で、居宅介護サービスの利用率は地域密着型サービスを含めて71.9%となっております。

歳入の主なものは、国・県支払基金からの交付金が3億4,079万2,159円で、歳入総額の62.5%を占め、一般会計からの繰入金6,921万5,000円であり12.7%を占めております。

保険料の収納状況につきましては、保険料調定額8,719万6,542円に対し、収入済額8,304万8,243円で、収納率は現年度98.7%、滞納繰越分14.2%、全体で95.2%となり、前年度収納率と同率でございます。

歳出の主なものは、保険給付費4億7,291万4,294円でございます。歳出総額の95.1%を占めております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第4号、平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額6,162万1,594円に対し、歳出総額5,931万4,919円で歳入歳出差し引き額230万6,675円でございます。

平成24年度末の人口7,059人に対し被保険者は1,048人でございます。歳入につきましては、保険料現年度調定額3,652万900円に対し、収入済額3,637万8,000円であり、公的年金からの特別徴収対象者が全体の80%を占めており、現年度収納率は99.6%となっております。

その他歳入の主なものとしたしましては、保険基盤安定繰入金が2,174万5,380円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の94.5%を占めております。

歳出の主なものは、保険料負担金3,634万4,000円、保険基盤安定負担金2,174万5,380円で、歳出全体の97.9%を占めております。また、後期高齢者の療養給付費につきましては、一般会計より負担金として拠出しております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第5号、平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額9,193万7,929円に対し、歳出総額8,091万6,572円となり、歳入歳出差し引き額は1,102万1,357円でございます。

主な内容としたしまして、歳入では、水道事業収益の営業収益6,218万4,846円、営業外収益40万円、繰越金2,175万6,439円、財産収入759万6,644円、歳出におきましては、人件費687万4,691円、電気料等光熱水費594万4,815円、工事請負費1,738万8,025円、企業債償還金1,561万562円などとなっております。

平成24年度末の給水人口は、村人口の54.4%の3,851人となっており、年々増加傾向にあります。

なお、水道料金の収入状況は、昨年度に引き続き収納率100%とすることができました。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第6号、平成24年度西原村工業用水道事業特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収支におきましては、工業用水事業収益1,817万5,039円で、前年度に比べ56万5,089円の増収となりました。これにつきましては、事業所の水道使用量の増加が主な要因となっております。

工業用事業費用におきましては1,013万3,559円となり、前年度に比べ12万5,480円の増額となりました。

また、資本的支出につきましては190万8,360円で、前年度に比べ104万225円の減額になりました。これにつきましては、建設改良費の減額に伴うもの

でございます。

なお、剰余金については919万1,150円で、前年度に比べ61万1,480円の増益となりました。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

報告第2号、平成24年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、この法律に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務づけられています。

公表するのは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっております。健全化判断比率のうちで、一つでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を定め、また、資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、公営企業ごとに経営健全化計画を定め、財政または経営の健全化を図らなければならないと定めてあります。

詳細につきましては、総務課長からご報告いたします。

承認第4号、専決処分等の報告及び承認について「(専第4号)平成25年度西原村一般会計補正予算(第2号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を29億4,029万円とするものです。7月3日、4日に発生しました梅雨前線豪雨により農業用施設が被災し、9月上旬の災害査定を受けるため、緊急に委託料が必要となりました。

また、各種スポーツ大会において、8月から9月中旬に行われる全国大会への出場が決定し、大会出場の助成を行うため早急に予算補正が必要となり、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算執行させていただくこととしました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第33号、村有財産の貸付についてご説明申し上げます。

平成21年10月から平成25年3月末までの契約期間の更新につきまして、入会権を持つ地元区長さん、議会公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の皆様と協議を重ねてまいりましたが、12集落の全部のご同意をいただき、土地賃貸借契約の一部変更により、引き続き有限会社駒城に貸し付けることで提案をさせていただくものです。

問題となりました耕起による土砂流失等につきまして、今後各課しっかり連携をとり、必要に応じ現地調査を行うなど対応してまいりたいと思っております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第34号、物品供給契約の締結についてご説明申し上げます。

6月の定例会で予算のご審議をいただきました高規格救急車の購入につきまして、指名競争入札により契約の相手方が決定しましたので、地方自治法第96条第1項8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第35号、村道の路線認定についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました路線は、一般県道山西大津線道路改良工事の完成に伴い、旧県道部分を認定するものです。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第36号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,092万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億1,121万9,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税1億7,108万8,000円、国庫支出金5,228万9,000円、県支出金1,211万4,000円、繰越金1億6,012万4,000円の増額補正、繰入金770万5,000円、村債2,670万円の減額補正でございます。

歳出補正の主なものは、総務費で地方財政法第7条の規定により、繰越金のうち純剰余金の2分の1の1億2,000万円を財政調整基金に積み立てております。企画費で風力発電管理用道路災害復旧工事費500万円の増額補正、公営住宅管理費で公営住宅瓦防水塗装、雨どい取りかえ工事費400万円の増額補正、農林水産業費の農業振興費で経営体育成支援事業補助金、青年就農給付金等で952万円の増額補正、農地費で星ヶ丘地区排水施設整備工事費500万円の増額補正、圃場整備費で委託料675万円の増額補正、商工費の商工振興費で委託料562万8,000円の増額補正、土木費の道路維持費で工事請負費として490万円、道路新設改良費で、道路新設改良工事費9,700万円の増額補正となっております。予備費に1億1,012万1,000円の増額補正で、補正後の額といたしましては1億1,858万5,000円となっております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第37号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,271万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,796万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金4,271万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費200万円の増額補正、後期高齢者支援金等に493万7,000円の増額補正、介護納付金に407万2,000円の増額補正、諸支出金に184万1,000円の増額補正、予備費に2,985万9,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第38号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,524万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,548万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金35万6,000円の増額補正、支払基金交付金205万6,000円の増額補正、平成24年度決算に伴う繰越金4,283万5,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金に332万2,000円の増額補正、予備費に4,192万5,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第39号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第1号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,377万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金230万5,000円の増額補正でございます。

歳入につきましては、一般会計への繰出金25万4,000円の増額補正、予備費に205万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたしますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第40号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,335万2,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入におきましては、平成24年度決算による繰越金602万1,000円の増額補正、歳出につきましては、業務費に6万1,000円の増額補正、予備費に596万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の秋吉司氏が平成25年10月31日で任期満了となりますので、新しく委員を丹波篤氏にお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定につき議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員の草野正臣氏が平成25年12月31日をもって任期満了となるため、新しく田中英雄氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

人権擁護委員の太田興一氏が平成25年12月31日をもって任期満了となるため、新しく曾我幸一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、認定6件、報告1件、承認1件、議案8件、同意1件、諮問2件、合計19件でございます。議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件について議題とします。

お諮りします。明日14日から17日まで本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日14日から17日まで休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は9月18日午前10時より議事日程第2号のとおり審議します。

本日はこれをもって散会します。

午前10時35分 散 会

第 2 号 (9 月 1 8 日)

平成 2 5 年第 3 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 9 月 1 8 日、平成 2 5 年第 3 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 9 月 1 8 日 (水曜日) 議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (1名)

11 番	泉 田 洋 一 君
------	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務係長	堀 田 直 孝 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は、泉田議員から欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 2 号のとおり行います。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問については、9 月 5 日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの 40 分以内と決定しておりますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40 分以内と決定します。

受領番号 1 番、1 番議員、坂本隆文君。件数 3 件、発言を許します。

（1 番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○1 番議員（坂本隆文君）おはようございます。1 番議員、坂本です。

一般質問のほう、先日出しましたとおり、3 件させていただきます。1 番から 3 番、順番にさせていただきます。

それでは、始めます。

本腰を入れ 6 次産業に着手しては。

ことしの 5 月、日置村長も行かれました、石川県で行われた世界農業遺産国際会議において、阿蘇の草原の維持と持続的農業が新たな世界農業遺産として認定されました。

この取り組みは、イタリアンレストランを経営されている宮本シェフが、よい食材を提供してくれる農家の方々に恩返しするためにも、この熊本の食のすばらしさを発信したいということになり、いろいろな困難を乗り越られ、阿蘇が世界農業遺産に認定されたと聞いております。これは、阿蘇の農業に今までなかった大きなチャンスではないでしょうか。

今月 9 月 5 日、阿蘇プラザホテルで阿蘇世界農業遺産認定記念シンポジウムが開催されました。私も、ちゃんとした内容がわかっていなかったので参加させていただきました。西原村からも、産業課の職員の方やたんぼぼハウスの方が来られておりました。180 名ほどの席が用意されておりましたが、椅子が足りず、立ち見の方もおられ、それほどこの世界農業遺産が注目され、期待されていると感じました。

まだ何をするか煮詰まってはなく、これから協議され進められるという説明がありましたが、熊本県の小野副知事も来られていまして、蒲島県知事も県のこの取り組みに大いに力を入れていくという話をされておられました。

6 次産業とブランド化と日置村長は前々から言われておりましたが、この世界農業遺産は、阿蘇の農業に、西原村の農業に追い風となり、これまでに

ない大きなチャンスが来たと感じております。このチャンスを西原村も逃さず、阿蘇の市町村と手を組み、ブランド化を推し進めていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） お答えをさせていただきたいと思っております。

本腰を入れて6次産業に着手してはということで、西原村の農業の将来を早急に考え、資金を投入し、本格的に6次産業に取り組んでみてはというお話であるかと思っております。

今、世界農業遺産のことを言われましたけれども、この件に関し、後で田島議員のほうから質問事項として上がっておりますので、多くここで語るわけにはまいりませんが、坂本議員におかれましては、西原村の農業の将来を考えての質問かというふうに思っております。

西原村におきましても、農産物の価格の低下による所得の減少、農業従事者の高齢化が進む中、特産品などの担い手不足が深刻化しております。これはご承知のとおりと思っております。村の農業の再活性化、再生が重要な課題というふうに思っております。

まず、6次産業とは、議員もご承知のとおりでございますけれども、農業者が加工、販売、流通、要するに1次産業、2次産業、3次産業を掛けますと6次ということで、その過程を主体的に、かつ総合的にかかわるということで、具体的な取り組みとしては、加工販売所や農家レストラン等の運営がなされて、そういったことが挙げられるというふうに思っております。

坂本議員の地元でも、3軒の農家民宿が営業されております。お聞きするところによりますと、関東方面からもお客さんがあり、最近では全国テレビでも取り上げられておられます。自宅での特産品の甘藷を加工し、いきなりだんごやまんじゅうや、西原村で生産された野菜を使った漬物など、萌の里で約40名の方が販売され、収益を上げられておられる方もいらっしゃいます。

平成21年3月の定例会で元山田議員の一般質問がございました。そして、平成24年12月の定例議会におきましては、山下議員のほうからも6次産業について一般質問をいただいております。

当時、山田議員に対しましては、いかに実践していき、目標を達成するのが最大の課題であると思っております。トップダウン方式でなくして、できますならば農業者の方の提案型、意欲、やる気を出していただくなればと考えており、そのようになるように農家、JA、行政と一体となり指導してまいりたいと考えているとお答えをしております。

また、平成24年の12月定例会におきましても、山下議員より6次産業についての一般質問がっております。そのときも、6次産業的なことを今やっているのが萌の里あるいは生きがい館、そして山田牧場と、そのほかにも個

人的に農産物を加工して販売されている方が多くおられますとお答えをしております。

現在、たんぼぼハウスにおきまして、企画商工課におきまして、県のチャレンジ推進事業補助を使いまして、村の特産品を使い、レトルト食品、缶詰の製造をされ、萌の里に販売中であり、さらに村で出荷された規格外品のクリを使い、乾燥させ粉末にした商品も現在、試作中であります。

このように、基本的に農業者が主体的に行うべきであると考えており、村が主導し、やみくもに資金を投入すれば成功するものではないというふうに考えております。

平成22年12月に6次産業化・地産地消法が公布されております。国や県、各農業団体などのサポート体制や補助事業が充実しており、そういった補助事業を活用し、各団体と連携しながら、意欲ある農業者等についてサポートしていくならばと考えております。

村内の実績としましては、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画において、農産物の生産と伝承技術を再興した加工食品製造販売事業計画の認定が、これは農林水産大臣による認定であります。平成25年2月に私ども西原村で1件あり、この方は布田地区の方で新規就農者であります。国庫補助事業の活用を計画中でございます。

また、別の新規就農農業者による農産加工所の建設も予定されており、平成25年度国庫補助事業の交付が決定をしているところであります。

村の独自の取り組みといたしましては、若手農業者10名ほどを対象に、農林漁業分野、加工・流通分野、外食分野、観光分野、6次産業化にかかわる取り組み実績がある農林水産大臣任命の6次産業化実践、ボランティア・プランナーのもとへ先進地視察研修を行っております。6次産業化の推進、普及啓発を行っており、今後さらにこの6次産業に力を入れていくならばというふうに思っております。

ともあれ、すぐできる問題とできない問題もございますけれども、そういったことで進めていくならばというふうに考えております。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目の質問、どうぞ。

○1番議員（坂本隆文君）この今回の世界農業遺産が、この西原村の農業にぜひ追い風になるように、西原村も力を入れていただきたい。この6次産業のほうも、例えば西原村で考えるだけではなく、雑誌や新聞などで公募をして構造改善センターなどでつくったものを皆さんに見せてもらって、それを新しい品物として出すことも、いろんなアイデアがあると思いますので、そちらのほうも考えていただけるならと思っております。よろしく申し上げます。

次に入らせていただきます。2番目の質問になります。

2番目の質問は、保育園や小学校低学年にも英語に触れさせる機会をということで、曾我教育長に質問いたします。

現在、日本は少子・高齢化と言われ、人口ピラミッドグラフを見ても逆三角形になっており、年齢が若い人ほど人口が減っております。そうなれば、日本の市場はどうなるでしょうか。

10年後、20年後、日本は間違いなく縮小傾向になり、何らかの対策をとらなければ生き残れない企業も数多く出てくるのではないのでしょうか。近い将来、海外に目を向け、販路を求め、必然的に英語がしゃべれる社員が雇用されやすくなるのではないかと考えております。

私たちの世代は、中学校1年生でABCから習い始めましたが、なかなか英語を話せる人はいませんでした。現在は、小学校5年生から習っていますが、これでもまだまだ難しいと聞いております。

そこで、保育園や小学校低学年から英語に触れさせる機会をふやし、日本人の苦手な英語をしゃべれるようになり、グローバル社会に対応できる人材を育てられるのではと考えておりますが、教育長のご意見をお聞かせください。

○議長（坂梨公介君）曾我教育長。

○教育長（曾我敏秀君）ただいま坂本議員の質問であります。保育園や小学校低学年にも英語に触れさせる機会を、将来を見据え、日本人の不得意とする英語を身につけてもらうということではありますが、まずは指導に当たる人材確保が必要かというふうにも思います。テレビ、マスコミ等でいろんな情報が流れております。非常に外国から英会話講師を招いたり、そういった傾向に、民間の英会話関係の業者さんは国外から講師を招いているという状況もあります。

ご指摘のとおり、日本人は英語が不得意と。やはり日本の文化を尊重するがゆえにそうなったんじゃないかというふうにも一方では思いますけれども、今、西原村では、ALT、要するに外国人の講師を、また制度ですけれども、採用いたしております。

このALTの活用は、主に中学校での英語の授業に参入していたわけですが、小学校がおととしから、平成23年から5・6年生を対象に、1年間35時間ですけれども、5・6年生、要するに小学校の間で70時間の英語教科を、今、国の制度として、これは教育課程として入ってきました。

ですから、今、5・6年生については週1時間程度なんですね。これをクラスごとにいきますと、今、河小でいきますと6クラスございます。これが70時間ですから、ふえて、河小が70時間ですね、2クラス、ですから合わせて小学校は210時間ふえております。

それと、中学校も105時間だった部分が、年間の授業数です、英語の、140時間になりました。これが6クラスございますから、それぞれに時間的には授業はふえているわけでありまして、210時間、合計の350時間、以前と、二、三年前と比べて、中学校は昨年、小学校は一昨年が正式ですけれど

も、前倒しでやっている部分もあります。

ですから、今、ALTの活用について、以前は保育園にも行っていました。やはり教育課程の中では700時間ぐらいですか、中学校の授業時間がなかったわけですので、そういった余裕のある時間は、当時は小学校は教科はなかったんですが、小学校に行ったり保育園に行ったりしながら、外国人講師も活用する時間があつたわけです。

実際、今になってみると、1,050時間に小・中でふえましたので、ALTの保育園活用はなかなかもう厳しい。実際に、小学校、中学校の当たり前の授業ですら1人のALTではカバーし切れない状況に、今、なっております。ですから、あとはやはり自前の英語講師等を招聘して活用するしかないのかなという思いではありますが、保育園、低学年となりますと、余り長時間では、なかなか逆に英語が嫌いになるのではないかという思いもあります。

ですから、まずは言葉、導入、触れさせるという質問でございますので、そういった意味では、ここ二、三年は、そういったALTが保育園に行けなくなった状態から、何とか保育園とか低学年に英会話と接する機会を設けてはという思いは持っております。

今、学習支援で学校と生活支援で、それぞれの小学校に自前の村費負担の学習支援の先生、生活支援の先生を配置しておりますが、そういった人員を英語関係でも、ただ、これは学校教科として入れるわけにもいかんのかなと、まず低学年で1時間としてぱっと入れることも厳しいのかなと思いますし、また受け入れ態勢もできないと思いますので、当面、社会教育の中で保育園とか学校の空き時間、まずは授業開始前とか、あるいは放課後はちょっと無理かもしれませんが、低学年は放課後、クラブ活動ないですので、そういったことも、今、模索しながら、それと人材確保も、村内にはいらっしゃいますが、それに従事していただく時間帯が的確に受けていただくのかとか、やはりそこを1日1時間とか2時間とか何十分とか、そういった体制の形態になりますので、その辺はまたそういった人材の方々との相談も今後必要かなというふうに思っています。

確かにグローバルの時代でありますし、この前のオリンピック招致でもそうですが、これは文化、スポーツ、経済面、全てにやっぱりグローバル化、世界に出て行って勝負するという時代が本当に急速に迫ってまいっておりますので、ぜひその辺は心がけて、厳しい状況ではありますが、試みたいというふうには思っています。財政当局とまた相談をさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目、いいですか。

○1番議員（坂本隆文君）先日のオリンピックの誘致のときも、委員会のほうにアピールというのが普通るときにはされました。あと、休憩時間のときには多くの国の方々がアピールをされておりましたが、日本人というのがなか

なかそういうアピールできない、英語でしゃべることができないということが結構、何かテレビでも報道されていたと思います。

また、今回の質問の中で、例えば低学年であれば、本格的な英語を教えるのではなくて、単語、単語を教えたり、低学年だから英語を使った遊びやゲームなどを主にしていただいて、それから英語と触れ合う機会を多くしていただくというのもいいんじゃないかと思っております。西原村にも多くの外国人の方がおられるというふうに聞いておりますので、その人たちをまずはピックアップしていただいて、楽しみながら子どもたちが学校に行けるというのをしていただきたい。

そして、実際に2010年以降、日本の大手企業は積極的に外国人の雇用もされております。楽天やユニクロなどは、社内の公用語をいち早く英語を使うようにされています。これほど英語というものが日本人にとって必要に今からなってくると思っておりますので、どうかこの辺のお考えで進めていただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○1番議員（坂本隆文君）はい、お願いします。

○議長（坂梨公介君）教育長に申し上げます。答弁は簡潔にお願いいたします。

○教育長（曾我敏秀君）本当に、今、語学の力は強いと思います。

保育園等は、保育園は、にしはら保育園と、もう一つ民間の保育園もできましたので、社会教育の段階ですれば、そういったことになるのかなというふうに思います。

ただ、やはり我々もそうですが、昔といたらあれですけども、箸も持てない、日本語もわからない状態の中で何で英語かという思いがつい最近までやっぱりありました。ですけども、そういった状態ではもうなくなってきたのかなという思いはありますので、その辺もで、それと公立学校では、まだまだ小学校、英語導入については不安感や抵抗感もあるというように聞いておりますが、やはりそういった時代に、ご指摘のとおりであると思っておりますので、何とか努力をさせていただいて、可能な分は取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目、いきますか。

○1番議員（坂本隆文君）もういいです。どうか、子どもたちの将来のためによりしくお願いいたします。

じゃ、3番目、最後の質問にいたします。

体育館等の天井についてということです。

東日本大震災以降、多くの学校は校舎に耐震補強をされました。そして、今度は体育館等のつり天井が耐震で問題があるとの指摘を受けております。

西原村の山西小学校、河原小学校の体育館は、つり天井だと聞いております。

子どもたちは西原村の宝だと日置村長は常々言うておられました。子どもたちが安心して入れる体育館を早急に対処していただきたいと思いますが、日置村長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）耐震対策でつり天井は問題があるのではないかとのお尋ねでございます。

特に坂本議員は、中学校のPTA会長と、また村P連の会長ということで、学校施設に対する地震対策、また子どもの安全・安心を思っているのありがたい質問であるかと思えます。

ご指摘のとおり、山西小学校、河原小学校の各体育館につきましては、つり天井の構造になっております。

学校施設の中で、屋内運動場、武道場、講堂、屋内プールにおいて、高さが6mを超える天井か水平投影面積が200㎡を超える天井につきましては、文部科学省より、平成27年度までに対策をするよう求められております。

天井落下防止対策としましては、天井の撤去、天井の補強による耐震化、天井の撤去及び再設置、天井防止ネット等の設置が示されております。

事業費につきましては、学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業を利用すれば、国庫補助が3分の1であります。また、地方債の元利償還金を利用すれば、実質的に村の負担は当面13.3%の負担となります。

どのように対策するかは今後検討して、平成27年までには対応したいというふうに思っております。

いずれにしても、地震、風水害の避難場所として体育館等を指定しても、天井が落下するようでは避難場所にはなりません。また、児童が毎日使用している施設でもありますし、できるだけ早い時期に対策をしなければならぬというふうに思っております。

あとについては、何かあるときは教育長から答弁をしていただきますが、その前に、先ほど答えにありました6次産業の件でもう少し、言いそびれていたことがございます。議長、よろしゅうございますか。

○議長（坂梨公介君）はい。

○村長（日置和彦君）先ほど申しましたように、個人、団体問わず、その方の思いとやる気だと思います、6次産業は。何でもかんでも最初から補助金投入、資金投入じゃなくして、情報を提供しながら、取り組む意欲を出していただければと思います。

トップダウンでは、村が言うからするじゃなくして、そういうことは過去の例にもございますが、果たしてそれがいい結果になるかということ、果たしてそうでもないところもございますので、当面考えとするならば、いろんな対策を講じなきゃなりませんけれども、シルバー人材センターが運営されている生きがい館が6次産業に取り組んでおられるというふうに思いま

す。あの施設も手狭になっております。さらに事業を拡大されるということであるならば、施設の増築等も考えていくのも一つの6次産業の推進になりやしないかというふうに思っております。

今後、先ほど申しましたように、国庫補助事業等がありますので、6次産業の推進に農家を合わせ、逆に2次産業、3次産業が農業参入も考えられますので、今後、そういった普及啓発をしてみたいというふうに思っております。そのことが雇用の確保と所得の向上あるいは農山村の再生、活性化につながるというふうに思っております。

本腰を入れてと申されましたが、議員さんが質問されることについては全て本腰を入れているつもりでございます。しかし、本腰を入れて検討しても実現しないものもございます。対象者がやる気があるのか、また時間をかける必要性、今回のように村にとって実現するに値するものであります、今回の6次産業はありますので、前向きに検討してみたいと思っております。どうか、今後とも坂本議員あたりのご指導をいただければというふうに思っております。終わります。

○議長（坂梨公介君）2回目の質問、よろしくをお願いします。

○1番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

体育館のほうですけれども、村長がおっしゃられましたとおり、学校施設は児童・生徒などの学習、生活の場であるとともに、非常災害時には地域の住民の応急避難場所としての役割も果たしますので、その安全性の確保は極めて重要であると感じております。早急の対策をよろしくお願いいたします。

以上で質問のほう、終わらせていただきます。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

○1番議員（坂本隆文君）いえ、いいです。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、6番議員、山下一義君。件数3件、発言を許します。

（6番議員 山下一義君 登壇 質問）

○6番議員（山下一義君）おはようございます。6番議員、山下です。

日ごろより、村長におかれましては、住民の安心・安全を第一に考えられ、住みよい豊かな西原村づくりに日々努力されていることに深く感謝を申し上げます。

そこで、村長にお尋ねいたします。

最初の質問であります。

平成25年1月10日木曜日に、現職議員3名と前議員さん5名、計8名で推薦があったNPO法人自然を守る会からの河原地区大野原野一帯350町歩の売却申し入れについて、その後の状況、最終的にはどのように判断するのか、この件に関連していると思われる灰床地区に印刷工場及び倉庫建設計画が村開発条例に基づき申請されていますが、どのような企業で、どのくらいの規

模なのか、また事業主等の説明をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします前に、今、質問事項が2つございましたけれども、最初の1問目の質問をまずお答えさせていただきます。2問目、3問目とありますので、ちょっと勘違いなされたんじゃないかなろうかなというふうに思います。

今回、山下議員さんを初め3名の議員さんが灰床地区の開発関係で一般質問をしていただきます。民有地であり、私の答弁にも限度がありますが、西原村の未来、特に河原地区の将来を展望するときに、過去に経験したことのない村の一大事になる可能性があると思われまふ。丁寧に、そして慎重にお答えをさせていただきます。

お答えします前に、今までの西原村の発展を築いてこられた先人たちの軌跡を、議員もご存じでありまふが、お話をさせていただくならばというふうに思います。

昭和35年9月1日、旧山西村と河原村が合併し、西原村が誕生いたしました。昭和36年に中学校が統合し、37年には新校舎が完成しております。また、合併20周年の昭和55年には、今の中学校校舎が新たに改築され、その間、村民グラウンドの完成、高遊原消防組合に加入がなされました。

昭和63年には木山川水系の集中豪雨で水害が発生し、約50億円の被害額となっております。

平成5年には秋田灰床線が着工され、約10年の歳月を経て全線開通となっております。

平成11年は、くまもと未来国体ゴルフ競技の開催、そして最近は、昨年の高遊原南消防署西原出張所の開設など、時には苦難の道もありましたでしょうが順調に発展をしてまいりました。

そして、一時期5,000人を割った村の人口も、村の自然と環境に魅せられて、現在では7,000人を超えるまでになっております。これも、歴代の村長、議員さん方のたゆまぬ努力があったからこそ、自他ともに認める西原村になったと思ひます。

現在、村を預かる者として、村が停滞することなく、河原地区が衰退することなく、安全で安心な住みよい村づくりに、村民の方々と心を一つにして何事にも対処する姿勢を貫かなければならないと思ひております。

この西原村で生まれてよかったと、西原村に来てよかったと、ずっと西原村に住みたい、そんな村づくりに努めてまいりたいと思ひを強くしておるところであります。そして、子や孫、若い世代に引き継いでいくことが、議会、執行部、そして政治に携わる者としての私どもの責務であると考えております。

若干前置きが長くなりますが、それらのことを念頭に置いて、村長としてこれからの質問に答えさせていただきます。

なお、3名の議員さんの質問内容、区別が難しく、答弁が重複するところもあると思いますが、ご理解いただきたいというふうに思います。そして、事実としてあったこと、協議の中での話、要望の中での話、事実としてあったことだけを話します。そして、以前から実名として上がっている方は実名を出させていただきます、答弁をさせていただきますというふうに思います。

NPO法人自然を守る会から河原地区大野原野一帯約350haの売却申し入れについて、その後の状況はどうなっているかというお尋ねであります。

お答えする前に、売却の申し出がっております大野原野の開発構想と灰床地区の開発構想が、一体的なもので、つながっていることが最近判明いたしましたので、大野原野の売却申し入れについて、これまでの経緯、そして大野原野エリアと灰床地区における開発構想の関連についてご報告をさせていただいた後、大野原野の売却申し入れに対する村としての最終判断について答弁をさせていただきますと思っております。

まず、大野原野の売却申し入れにつきましては、去る3月議会で田島議員のほうからの質問にお答えしたとおりでございますが、大変重要な内容でありますので、再度、経緯等について報告をさせていただきたいというふうに思います。

この申し入れにつきましては、ご承知のように、今、議員が申されましたように、ことしの1月10日、NPO法人自然を守る会の山崎理事長が数名の現職村議会議員、そしてやめられた前村議会議員と一緒に役場に来られ、西原村幸福特区構想、いわゆる日本一の自然公園建設構想なるものを実現したいということで、正式に売却の申し入れをされたところでございます。

その後、この件は広大な村有地の売却という大変重大な事柄であることから、議会とも情報を共有しながら対応する必要があると判断いたしまして、去る1月17日に全員協議会を開催していただき、今後の対応策について協議をお願いしたところでございます。

この全員協議会におきましては、一部の議員からは、この構想は推進すべきとの発言がなされましたが、大多数の議員は、構想の実現性を疑問視する声や、構想の中にほこらの建設計画があるなど宗教的要素があるということで不安視する発言が数多く出されたところでございます。

また、この件は、有限会社駒城との賃貸借契約の更新とも絡むことから、去る1月28日、河原区区長の皆さんに報告しましたところ、大変厳しい反対の意見が出たところでございます。

なお、この売却申し入れにつきましては、これまで数回にわたり、村内関係者、そして県外の現職国会議員とその関係者などから相当な圧力があつたのも事実でございます。こうした圧力に対しまして、私は議会、そして地域

住民は大きな不安と反対の声があることを伝え、断念を求めたところでございます。

こうした中で、相手からは、宗教的な要素を除いて新たに構想を策定するので検討をお願いしたい旨の発言がありましたが、住民の混乱を招くだけということでお断りをしたところでございます。

これ以降、今日に至るまで目立った具体的な動きはあっていない状況でございます。

次に、先ほど申しました大野原野エリアと、現在、住民の皆さんが不安視されている灰床地区の開発構想のつながりについてご報告を申し上げます。

この両エリアのつながりにつきましては、去る8月31日の熊日新聞でも報道されました灰床地区の山林の違法伐採に関連いたしまして、大野原野の売却申し入れをされ、そしてこの灰床地区の山林伐採の責任者でありますNPO法人自然を守る会の山崎理事長を、去る9月4日、役場に来ていただき、事情聴取を行ったところであります。

この事情聴取の中で、村のほうから、灰床地区の山林伐採後のエリアについて、日本一の自然公園建設という構想であり、しかも大野原野の開発構想と同じく日本一の自然公園建設ということで一致するものであり、さらには両エリアともNPO法人自然を守る会の理事長である山崎さんが開発の責任者になっておられるが、灰床地区開発の延長線上に大野原野の開発構想が出てきたのですがということでお尋ねしましたところ、山崎理事長のほうから、そのとおりですとの返事がなされたところでございます。

そういうことで、大野原野と灰床地区の開発構想は結びついており、一体的なものであることが判明したところでございます。

このことは、どういうことかといえば、大野原野の売却申し入れ以前の時点から既にこうした構想を推進するために、宗教団体宝珠宗宝珠会の本源である開俊久氏への土地、建物の所有権移転など、計画実現に向けた準備が着々と進められていたということでございます。現在進められている山林伐採も、その事業計画の一環であることが、9月4日の事情聴取の中で、山崎氏の話としてございました。

また、同じく事情聴取の中で、この山林伐採について、土地の所有者である開俊久氏が届け出人となり、NPO法人自然を守る会理事長の自分に、山崎さんでありますけれども、全権が委任され、伐採や植林については、同じくNPO法人自然を守る会の理事であります泉田議員に一任する形で進められていることが、山崎さんから説明がなされたところでございます。

このように、大野原野と灰床地区の開発は、関連性があるにもかかわらず、このことには一切触れず、大野原野の売却申し入れがなされたことは、いささか不信感を持たざるを得ないところでございます。

なお、大野原野の売却申し入れにつきましては、NPO法人自然を守る会

の理事長の山崎氏に最終の意思確認をするために、去る9月4日に行いました山林伐採の事情聴取の際に、有限会社駒城との土地賃貸借契約が9月議会で解決されれば契約締結となり、大野原野の残余の土地約140haとなるが、それでも購入を希望されるのかという問いかけをしましたところ、完全に諦めていない、村が売ってくれば購入したいということで、村からの正式回答を待っている状況とのことであります。

前置きが長くなりますが、答弁といたしましては、るる申しあげましたように、このような一連の動きは、宗教性があると断言はできませんが、村にとりまして最大の難局であると思っておりますし、村民の皆さんも大変不安、不信を持たれており、今議会にも約3,200名の署名が添えられ、関連の請願書も提出をされております。

また、前段で申しあげましたように、これまでのもろもろの動き、背景、状況などからも、今後いかなる要求があろうとも、村としては全く売却する考えはない旨を正式に文書で回答することといたします。

つきましては、村として総意を示すためにも、議会におかれましても、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会、そして河原校区活性化特別委員会を中心にご議論され、議会としての意思決定をしていただければ、村長、そして議長の連名で回答書を提出したいと考えておりますので、対応のほどをよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、村長として、村を思い、村民の幸せを思い、心を一つにして何事にも対処する、そして村民が望むことは積極的に取り入れ、村民が望まないことは受け入れない、こうした基本姿勢を今後も貫いてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目の質問、お願いします。

○6番議員（山下一義君）2件目は、現在行われております山林伐採についての質問です。

灰床地区の約12haの個人名義の土地において、森林法による30%の間伐届に対し、全ての木を伐採し、一部抜根されていることが明らかになっております。これに関連している業者または責任者への責任追及は求められているのか、また伐採後の利用目的と開発の内容は、どの程度、村当局として把握されているのか、村長に伺いたいと思います。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）2問目でございます。2問目、確かに灰床地区の開発についてということで、建設予定の印刷工場及び倉庫についてと、灰床地区印刷工場及び倉庫の設計計画が上げられているが、企業概要や事業の内容を説明していただきたい、また村条例に基づく開発行為等事前協議の状況はどのようなになっているかというお尋ねであると思っております。

お尋ねになっております土地は、ことし3月議会において話が上がりまし

た開俊久氏所有の土地であろうと思います。

この申請に対しまして、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の規定に基づき、事前協議がなされております。

当初、本年の4月上旬に、ある工務店のH氏が来村し、1万㎡以上の開発で行う旨の協議があったため、当村の担当係長から、県の大規模開発にかかわる、県の相談依頼をするように伝えました。1カ月もしないうちに、そのある工務店の社長及びH氏が再度当村へ訪れ、今度は1ha以下、開発面積が9,800㎡で申請すると言われたが、そのときの建築物の用途及び施主の聴取するが、不明であったため、申請時に明確にするよう指示を行ったところがあります。

その後、5月下旬、奈良県のある株式会社代表取締役U氏及び菊陽町の土地家屋調査士・渡辺氏が訪れ、印刷工場及び倉庫、印刷機器はインクジェットタイプで軽微なものとして、建て棟で16m掛ける28m、床面積448㎡となっており、建築面積は504㎡の計画で倉庫を兼ねるとありました。

また、施主は新たに株式会社を予定しており、設立次第、開発行為事前協議申請する予定であるとのことであったので、担当者より、開発申請区域は、建物や駐車場は最低限の面積で申請するよう依頼し、関係法令等の説明をし、特に排水問題関係は十分留意するよう指示したと伺っております。

6月に、土地家屋調査士・渡辺氏を通じて、土地所有者である佐賀県の開俊久氏個人名での開発として開発行為事前協議申請書が提出をされました。用途については、印刷工場及び倉庫となっております。

申請に当たり、不備等の添付されていなかった書類等について、土地家屋調査士に添付するよう指示したところであり、そのような中、この佐賀県の開氏と先般の灰床山林開発申請がありました申請人が同一人物と判明し、また開氏で現在12ha以上の土地取引がなされており、この山林間伐申請、土地購入等との一連の因果関係として、先般、本人の来庁を願ったところであり、来村されたのは、NPO法人自然を守る会の代表山崎三男氏であり、今回の開氏にかかわる関係聴取に関しても、全権委任を受けているとの話で、一連の事情聴取を伺ったところでございます。

ご質問にありました印刷工場兼倉庫等建設については、開俊久氏個人の申請で、新たに設立されました株式会社宝珠製作所が利益を出し、その利益分で寄附できるものはNPO法人自然を守る会に寄附を行うと計画をしている、でない開氏個人で管理できないと山崎氏から伺っておりますので、申請人、開氏は、いわば大家みたいな立場であることを言われました。

株式会社宝珠製作所の会社概要を見ますと、キーホルダー・ストラップ等の小物、美容器具、健康器具等の製造販売及び輸出入、それらの附帯する一切の事業となっており、申請内容と利用者の一連がそぐわない状況であります。NPO法人自然を守る会の代表山崎氏は、シールをつくる会社として

認識していると言われ、株式会社宝珠製作所のことについては、わからないということでありました。

また、その話の中で、今回の開発行為事前協議申請の建設予定地としては、別に下のほうといいますと今回伐採している場所でありますけれども、そのところに休憩所、トイレ、小物販売所等を設けると言われました。

当初の山林間伐計画時の開発構想として、昨年6月に、自然公園整備のため、再春館のウォークラリーコースとして遊歩道整備を行い、広葉樹を一部植えると聞いておりましたが、先般聞き取りしましたときに、ウォークラリーコースではなく、遊歩道をつくり、日本一公園を目指しているとのことであり、再春館から依頼されて遊歩道をつくっているのかに対し、再春館からは依頼されていないと返事が返ってきたので、再春館に確認しましたところ、再春館としては一切関係ないということでございました。

当村として、それらの未届けであります熊本県地下水保全条例とか国土利用計画法に基づく大規模土地取引等で幾つか未協議部分があり、事後ではあります、それらの法令・条例等をしっかり踏まえたところでの届け出を行っていただくように、現在、県のそれぞれの担当部局と協議中であり、それぞれの関係法令等に該当するのか否か等の合同調整協議中であり、また一般的に消防法・河川法等との調整も必要となりますので、今後、国・県等の許認可等を受け、当村としては開発行為事前協議の規定に適合していると認めましたら、村としては開発者に対し、承認書を通知せざるを得ないと考えております。

今回の印刷所の開発申請者と村民が不安視している12haの土地所有者とが同一人物の開俊久氏であります、印刷工場に関して、村として申請手が法令・条例に適合していれば、印刷工場でありますので許可せざるを得ないと思われま。

住民の方々の力をかりながら、村として何かいい方策はないか苦慮しているところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目、お願いします。

○6番議員（山下一義君）3回目。

○議長（坂梨公介君）3回目ですか。

○6番議員（山下一義君）はい。

○議長（坂梨公介君）1回でよかですか。

○6番議員（山下一義君）はい。

今、今回最後の質問は、灰床地区の関係にからむ組織・団体についてでしたが、ただいま村長のほうから答弁がありまして、河原地区の同じ地番に所在するNPO法人自然を守る会、株式会社宝珠製作所及び土地所有者との関係、また団体・組織の役員、事業内容について、約12haの個人所有権は、元宝珠宗教団体の教祖でもあり、どの程度把握されているのかを伺いたいと思

います。

○議長（坂梨公介君）日置村長。

○村長（日置和彦君）3問目ということでよろしゅうございますね。灰床地区の開発に絡む組織・団体等についてというところであるかと思えます。

河原地区の同じ地番に所在するNPO法人自然を守る会と株式会社宝珠製作所及び土地所有者との関係、また団体・組織、役員、事業内容について、どの程度把握されているのか伺いたいということでございますが、大変重要な事柄でございますので、公表された事実に基づき答弁させていただきます。

灰床地区の約12haのエリアに絡む個人、団体・組織につきましては、お尋ねのとおり、土地・建物所有者であります開俊久氏、NPO法人自然を守る会、株式会社宝珠製作所ですが、まず土地・建物の所有者でもあり、現在、印刷工場などの建設を計画され、また自然公園を建設するとして山林伐採を行っている開発申請者の開俊久氏についてお話をさせていただきます。

まず、開氏につきましては、これまで新聞等でいろいろ報道されましたように、手かざし、いわゆるハンドパワーで病気が治るとしてお金を集めたことが社会問題となり、元会員の損害賠償訴訟で、開氏と泰道傘下の宗教団体宝珠宗宝珠会に対して損害賠償の支払いを命じる判決が下され、平成9年に解散した団体の元会長でございます。そして、開氏は、現在、この解散した泰道の活動を実質的に引き継いでいることが判決で認められました宗教団体宝珠宗宝珠会の本源と見られる人でございます。

なお、現在、灰床地区の12haのエリア内に事務所を構えるNPO法人自然を守る会の山崎理事長は、当時の宗教団体泰道で筆頭理事を務めた人でございます。

次に、ただいま申し上げましたNPO法人自然を守る会は、平成24年12月3日に設立されまして、この法人の定款によりまして、（1）保健、医療、福祉の増進、（2）環境の保全、（3）まちづくりの推進という3つの活動を行い、具体的事業として、（1）自然公園、森林浴場等の提供に関する事業、（2）自然エネルギーの活用を図る施設等の開設及び運営に関する事業を行うとされております。

また、役員につきましては、理事長が山崎三男氏で、先ほど申しましたように、宗教団体泰道の元筆頭理事を務めた人であります。副理事長の森加津代氏も、同じく宗教団体泰道の元理事であります。そして、かわら版等にありまうように、本村の議会議員の泉田氏が理事として就任をされておられます。

次に、株式会社宝珠製作所につきましては、開俊久氏が印刷工場などを建設するとして、ことしの6月10日に、村に対し、開発行為の事前協議書を提出された直後の6月12日に設立されたものでありまして、代表取締役は奈良県在住の浦幸二氏となっております。なお、開俊久氏は、この株式会社宝珠

製作所の設立発起人で、筆頭株主でもあります。

事業目的は、キーホルダー及びストラップ等の小物、アクセサリ、衣料品、服飾雑貨、健康食品、酒類、住宅設備機器、家庭用電化製品、室内装飾品、家具及び寝具の製造、販売及び輸出入となっております。

そして、事務所は、NPO法人自然を守る会と同じく、開氏が所有する家屋の中にあります。

また、取締役は3名で、そのうち2名は、現在、NPO法人自然を守る会の山崎理事長と理事の森加津代氏となっており、2人とも宗教団体泰道の元理事であります。

なお、個人的なことを言うのはいかがかと思いますが、NPO法人自然を守る会、理事長の山崎氏について言えば、去る3月議会後の新聞社の取材に対し、宗教法人宝珠宗宝珠会の本源である開俊久氏とは、元会員らの損害賠償訴訟で損害賠償の支払いを命じる判決を下され、解散した宗教法人泰道においては、開氏は会長で、自分が理事として行動をとってきてきたが、今は無関係であることを主張されたところがございます。にもかかわらず、現在においても、今回の山林伐採の件で見られるように、開氏の指示のもとに全権委任を受けて行動されておられることは疑問を持つところでもあります。今は開氏とは無関係であるという発言は何であったのかと思うところでもあります。

このように、灰床地区の開発を人的なつながりの面から見ますと、過去に社会的な問題を起こし、既に解散した宗教団体泰道のときと何ら変わらない関係の中で開発が進められていると判断するものであります。

また、灰床地区における開発、そして利用目的など、現段階で、先ほど答弁しましたとおりであります。建設された施設の管理運営、そしてお互いの組織がどういう関係になるのかということにつきましては、いまだ明確な事業計画が提出されておられませんし、不透明な部分が多いのが実情であります。

そういうことで、これらの点につきましては、山林伐採に関連して、去る9月4日に行いましたNPO法人自然を守る会の山崎理事長から聞き取った範囲の中でご説明を申し上げます。

山崎氏の説明によりますと、開発の主体は、土地等の所有者でもあり宗教団体宝珠宗宝珠会の本源と見られている開俊久氏で、この開俊久氏の指示のもとに、約12haの一団のエリアの中に自然公園と印刷工場を一体的に建設し、管理運営を行うということでした。

そして、この管理運営につきましては、NPO法人自然を守る会は収益事業ができないということで、株式会社宝珠製作所が管理運営の主体となって、先ほど申しましたように、自然公園内の売店で売り上げた収益をNPO法人自然を守る会に還流させるという形で、いわばNPO法人自然を守る会と株

式会社宝珠製作所が表裏一体となり管理運営することということでございました。

いずれにしても、不透明な部分が数多くありますので、今後とも議会、そして住民の皆さんと一緒に、情報収集を含めて慎重に注視をして対応していかなければならないと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○6番議員（山下一義君）宗教団体が今後來るという確信もないが、来ないという確信もありません。村民の不安も非常に大きく、今後、村、執行部、議会、住民一体となって監視することを切に望みます。

これまで、灰床地区に関連する質問をさせていただきましたが、今後の西原村発展と河原地区の活性化を推進するために大事な問題として捉えております。

今、村長の答弁を聞きますと、行政が命令、条例だけで阻止するのは限度があるとのことですが、私たち議会も一緒になり、村民の方々と力を合わせ、そして阻止できないか、対策を考えなければと強く思っているところであります。村長は村のトップでありますので、強い信念と決断で対処されていかれることを期待します。そして、私たちも村の議員として、住民の人々が望まないことは住民の代表として反対を貫きたいと思えます。

参考のために、私から、時間があと5分ありますから、お話ししておきます。

佐賀県に、私たち、7月22日の日に、ここにおられる議員さん4名と一緒に、佐賀県のこの宗教団体の本部があります久池井に行ってまいりました。そこに行って、佐賀市の旧役場の富士町、それから宗教団体の施設があります杉山村に行ってまいりました。そこで、役場、それから住民の方と膝を交えて話すことができました。それは、やはり、一番ここに、そこで私たちが感じたことは、今、西原村に進出しようとしております宗教団体、これと全く同じ創意であったということです。

なぜならば、最初の経緯から話しますと、その旧富士町の役場に、この企業は誘致企業として相手さんは進出を希望してきたわけです。そして、この杉山村がこれを誘致しましたところ、ふたをあけたらとんでもない宗教団体であったということを役場当局あるいは住民の方からこのお話を聞くことができました。

そして、今、どういう問題が発生していますかとお聞きしましたら、やはり問題が起きております。それは、やはり、この今門出から、今、灰床地区は約8kmほどありますけれども、この間と全く同じ、この富士の町から杉山村の施設のあるところまでの距離が約8kmほど、山の上にあります。そして、ここに週末、この宗教団体の方が来られます。そこに全国から来られるものですから、非常に渋滞が8km続くそうです。そして、朝晩ともなく、この2

日間は私たちはどうしようもないというふうな2つの問題を抱えておると教えてもらいました。

ですから、この西原村でもそういうふうな、最初申しました誘致企業あるいは宗教団体ではないとは思われますけれども、それを願わざるを得ません。ですから、こういうことを踏まえて、私たち議員としても、村当局としましても、こういう問題をひとつ十分に考慮しながら、今後、検討としていきながら、十分に、切に住民皆さんの期待に応えるよう、私たちも頑張らなくてはならないと、今、心にしておりますからよろしくお願いします。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩いたします。

（午前11時05分）

（午前11時19分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、5番議員、上野正博君。件数2件、発言を許します。

（5番議員 上野正博君 登壇 質問）

○5番議員（上野正博君）5番議員、上野です。

先般通知しておりました件について、村長にお伺いします。

原野、山林の利用について。

河原原野の駒城との契約が、ことしの3月31日で切れましたが、更新はされたのでしょうか。

入会権者との話し合いでも、更新することで決まったような話もお聞きしておりますが、どうして6カ月近くもかかったのか、これまでの状況説明をお願いいたします。

確かに、大麦若葉を植え、深く耕起したため、大雨のときに土が流れ出し、周辺地域に心配をかけた問題点はありましたが、その対策はできているのか、あわせてお伺いします。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

駒城の再契約はどうなっているかという質問でございます。

契約更新に当たっては、昨年3月から今まで、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会及び地元区長さん等を交え、幾度となく協議を重ねてまいりました。

ご指摘のとおり、賃貸借の期間は平成25年3月31日までとなっておりますが、更新することができるかとされています。ただし、更新に当たり、甲、乙、村と駒城でありますけれども、双方異議があるときは賃貸借満了1年前までに書面をもって申し出を行うこととなっております。しかし、異議申

し出はあっておりませんので、契約は継続中と理解をしております。

今回の契約更新に当たっては、専門的な要素もありますので、顧問弁護士にも数回、その都度相談しております。

一部内容をご紹介いたしますと、答えとしましては、まず更新することは法律的に何ら問題はないと、さらに契約金額が今までの金額と同額及び上があれば、一部の入会権者の契約内容反対が発生しても、当初の契約内容に一度同意していると解され、また今回の契約更新について何ら不利益をこうむっていないと考えられ、同意書は必要ないと考えられると回答がありました。

また、契約更新による村契約調印については、賃貸人、西原村と賃借人、駒城との契約と考え、入会権者の調印は、本来であれば必要がないと考えるが、前回同様、区長等の連名による署名捺印により同意確認をとるほうが望ましいと回答をいただいております。

そのような回答を踏まえ、地元区長さんたちと今まで協議を重ねてまいりました。その内容を、時系列に要点だけ申し上げたいというふうに思います。

昨年、平成24年3月21日に、駒城から契約更新に伴う土地賃貸借契約、覚書への要望書が駒城から村に提出されました。内容は、賃借面積の圧縮、賃料単価の据え置きでございました。

その後、平成24年7月12日に議会特別委員会を開催しております。

協議内容は、駒城の要望のうち、面積の圧縮については協議事項とし、賃料単価の据え置きについては覚書を遵守するという事として、区長、代表者と協議することを決定いたしました。

平成24年7月19日に、第1回河原地区住民区長・代表者協議会を開催しております。

この協議結果として、面積の圧縮を覚書のとおりやむなしとして、賃料単価については覚書を遵守することとなり、契約更新後も従来どおり収益配分をこれまでのやり方を継承する確認が河原区長の間で行われました。後日、各集落より、この協議会での決定事項に基づく集落回答書を村へ提出していただきました。

このことを受けて、平成24年10月22日に、駒城、千興ファーム、村とで契約更新に向けた協議を行っております。協議内容としては、覚書を遵守することを確認、面積の圧縮のみで賃料圧縮は行わないとすることです。

その後、10月23日付で、駒城より、そのことについて遵守する旨の確認書が提出をされました。

平成24年11月5日に、村顧問弁護士へ法律相談をしております。

相談結果として、今回の契約内容であれば、原契約第3条(期間)更新することができることと明記されており、契約更新することは何ら法律的問題なしとの回答をいただいております。

昨年11月12日と11月19日に、駒城、村との契約更新に向けた協議を実施し、

借地面積等の最終確認を行っております。

そして、12月3日に議会特別委員会が実施され、その委員会の中で、村上議員より、前回の契約は仮契約であり、環境協定書の同意と確認しており、自分は契約書等を見ていない、よって、草地改良等国庫補助事業の実施は、仮契約期間が3年なので契約違反であるという発言をなされております。

12月6日に、第2回河原地区住民区長・代表者協議を開催しております。

その協議の結果、土地賃貸借区域について承認、土地賃料単価についての承認、覚書の遵守を確認しております。各区長は、この協議会の内容について、地元集落へ報告していただき、集落承認確認を12月7日まで役場に同意書を提出する旨を区長に依頼しております。

しかし、平成24年12月10日に、河原地区議員による申し入れが村に対して行われました。

内容としましては、前回契約書への署名、捺印は、環境協定書へのもので、原契約書を行ったものではない、これまでの契約書は仮契約で今回からが本契約であるというものでありました。また、大野原野の浜の谷の汚染についても何ら解決していない、今回、借地面積から外れる上あげ地区入会地は、再春館製菓所へ賃借されるように9割、話がついているので、今回の契約に伴う収益金は、現在のような河原地区の戸別数の配分としないこと、上あげは外すこと、現在の借地面積に対し、谷地区、下あげ地区の現況の入会地の境界線を明確化し、実測面積に則して賃料配分を今契約から実施することというものでありました。

今年に入りまして、1月10日、先ほど申しましたように、NPO法人自然を守る会による大野原野の土地売却に対するプレゼンが、NPO法人自然を守る会代表山崎氏を中心として、現職の3名の議員、4名の前職議員を含め8名により行われております。

プレゼン内容としては、事業のイメージ資料の提示のみで、特に山崎氏から詳細な事業報告並びにNPO法人について詳細な事業実績等の説明がなく、今後10年、25年後までには正常な経営が可能となり、日本一の自然公園事業を展開することができる、また病院、宿泊施設等を建設するなどの口頭のみ説明にて終了をしております。後日、村上議員を通して、図面、計画書、残高証明書が提出をされております。

1月28日、第3回河原地区住民区長・代表者協議会が開催されております。

協議内容は、契約遅延に関する経緯説明及び今年度から新しく区長になられた方々への一部変更契約書・覚書の内容を説明しております。また、その協議会の中で、今回の契約に対して、入会権者全ての同意をいただくことを村として提案しましたがけれども、河原区長会としては、河原区長による承認で十分であるとの認識をしております。

平成25年2月7日に、泉田議長のほうから村への申し入れがございました。

内容としましては、NPO法人自然を守る会への土地売却の案件以前に、駒城との契約を優先して進めるべきであるが、駒城の決算書、残高証明書、会社の経営状況の提出をさせること、また大麦若葉の生産及び草地改良の実施など、土地賃貸借契約違反していることへのペナルティーとして、賃料単価1反5,000円を1反1万円にアップして、10年分の一括納付させることなどでございます。

2月12日に、その泉田議員の申し入れを受けて、村の顧問弁護士へ法律相談をし、その後、2月14日に公共育成牧場跡地特別対策委員長・副委員長への報告、協議を行っております。

3月19日に、大野原野土地利用にかかわる関係者協議及び関連事項報告会が行われ、駒城に大麦若葉を栽培するまでの顛末説明、今後の土砂流失に対する対策について説明並びに陳謝を行っております。

河原地区として、今後、大麦若葉栽培を禁止すること、それにかわって永年牧草による草地管理の徹底をすることを駒城側に通告をしております。

5月25日に、駒城による大野原野土地利用にかかわる現地検証調査が駒城の西原牧場において行われました。

この現地検証会では、駒城として、今後、滝川、若水川の支流に影響のある場所で大麦若葉を取りやめるが、滝川に影響のない別な場所で大麦若葉栽培を行う場所について、河原区長、地元議員による現地検証を行っております。

6月18日に、公共育成牧場跡地利用特別委員会報告を駒城へ送付しております。

内容は、大麦若葉禁止、排水対策を努める、早急な集落座談会、ブルーベリー園の土砂、落石等を早急に撤去すること、契約内容について1年とすることなどでした。

7月17日に、第4回の河原地区住民区長・代表者協議会を開催しております。

協議内容は、特別委員会報告に対する駒城回答を受けての最終協議でありました。回答書の内容は、大麦若葉の栽培を今後行わないこととされるものでありました。瓜生迫集落を除く11集落の同意書をいただき、また瓜生迫集落として8月5日に区長一任をいただき、駒城の同意を提出するとのことでありましたが、反対の同意書が提出なされました。

その後、8月21日に賛成の同意書が提出され、12集落全ての集落で契約更新に対する賛成の同意書がそろいました。

8月23日に、駒城との土地賃貸借契約の更新にかかわる会議を開催しております。

協議内容は、一部変更契約書・覚書に対する協議を実施し、12集落全ての区長及び代表者並びに河原地区議員2名の賛同をいただき、今回9月議会へ

の議案提出を行うことをこの会議において確認をいたしました。

以上の経過により、今議会に提案させていただきました。19日の本会議で、村有財産の貸付について審議をしていただきます。

8月23日、区長会議におきましては、議員さん2名にも出席をいただいております。村上議員におかれましては、会議通知の発送日までに瓜生迫集落は認めないという連絡を受けておりましたので、なぜ認めないのか、その理由をほかの11集落に説明を求めるため、地元議員として出席を依頼し、出席をいただいております。宮田議員は、地元のことで心配され、自主的に参加をいただいております。

協議の結果につきましては、先ほど申しました内容ですが、出席いただいた12集落の現区長さん、前回契約時の区長さん及び関係者と2名の議員さんに、一部変更契約書案と覚書案を精査検討していただき、この案に賛同してもらえるか挙手を求めたところ、2名の議員さんを初め出席者全員の賛成をいただいたところであります。

特別委員会や7月17日の区長、代表者会議で話がありましたように、入会権者の意見が大優先であるということでもあります。それぞれの集落の意見を取りまとめて、区長及び代表者の判断を仰ぎ、約1年半かけて決断していただいたものでございます。河原地区からも早く契約を望む声が多くありました。19日の議案審議、議員各位のご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目、いかがですか。

○5番議員（上野正博君）この件については、河原地区の方々においては、大事な収入源でございます。何とか契約を継続してほしいと、私個人も思っております。

次に、灰床地区の開発に関する、法令による指導についてお尋ねします。

質問要旨の灰床地区の12町の件については、山下議員と重複しますので、次の質問の要旨の灰床地区の東部一帯の開発について、法令や条例等に沿った適切な指導を行っているのか伺います。

1番目、現状を視察したところ、村の開発条例で1,000㎡以上の土地の現状を変更する場合は事前申請を行うこととしてあるが、提出されているのか。

2番目、河原4022の1と4024の1の間の里道については、埋めてあり、里道としての機能を有していない。村の法定外公共物管理条例に違反しているのではないのか。

3番目に、熊本県の地下水保全条例で西原村は重点地域に指定されており、口径の大きさにかかわらず届け出または許可が必要であるが、申請されているのか。

4番目、伐採後の木の根の処理はどのようになっているのか。産業廃棄物ではないのか。

5番目、重要視すべき点は、ほとんどの法令や条例で申請手続許可等の諸手続がなされていない点であり、悪質と言わざるを得ない。今後の行政指導や告発等を含め、村の対応はいかがされるのか伺いたい。

村長、お願いします。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）灰床地区の開発に関する、法令等による指導についてというご質問であるかと思えます。法令や条例に沿った適切な指導を行っているか伺いたいという質問内容であります。

今、たしか5点ほど言われたと思えます。上野議員におかれましては、法令、条例ということで難しい質問であり、相当勉強されてのお尋ねでございます。私から、今、申されました5点のうち、通告にあった3点についてお答えし、2番目の里道と4番目の産業廃棄物については、それぞれ担当課長から答弁をいたします。担当課長、よろしくお願いします。

1番目であります。灰床地区東部一帯約3haの伐採がなされているため、西原村といたしましては、森林法や西原村開発行為の基準及び手続に関する条例等を踏まえ、現地確認を行っております。

村条例の第6条第2項に、建築物の建築を目的としない場合であっても、今、言われましたように1,000㎡以上の土地の現状変更を行う行為とありますので、村として、この土地が現状変更に当たるのか、熊本県阿蘇地域振興局林務課へお尋ねしましたところ、林務課担当者の見解では、現地の現状でいいますと、部分的に抜根されている、根株を抜かれている部分がありますので、そういった行為自体が土地の形状を変更する行為ということで、造成行為に当たります。そういった行為で1haを超えますと林地開発の許可申請が必要となりますとの見解でありましたので、現在、役場産業課のほうで、現地の造成行為、要するに抜根、根株が抜かれているところが1ha以上あるか否か、測量による確定を行うことになっております。

もし、1haを超える造成行為になりますと、森林法として林地開発になりますので、森林法に基づき、熊本県と一緒に対処するところであります。また、1haを超えない場合は、村条例に基づき、事後ではあります。事前協議申請書の提出をいただき、伐採の目的、計画等を詳しく伺う予定であります。

次に、3番目のお尋ねです。

地下水揚水関係については、申請（届け出）が行われておらず、熊本県に尋ねてみたら、お話は業者からあったと、場所は確認していないとのことでした。

熊本県地下水保全条例に基づき、西原村は重点地域として指定されており、重点地域において、揚水機の吐出口、断面積、吐出口が2つ以上あるときは、その断面積の合計でありますけれども、それが19c㎡、直径50mmを超える揚

水設備により地下水を採取するときは、西原村を經由して熊本県の許可が必要となりますので、当地の揚水が始まる前に、熊本県とともに揚水試験等の指導を兼ね、申請するように、NPO法人自然を守る会代表の山崎氏に指導を行っているところであります。

5番目、現在までに法令や条例等で適切な指導を行っているかというお尋ねであります。間伐や全伐されていることが発覚後、県及び関係機関と協議し、8月26日、全権委任者山崎三男氏、開俊久氏に伐採及び伐採後の届け出書に伴う伐採等の一時停止について通知を行っております。

この件に関して、事情聴取のため、9月4日、来庁を求めたところ、山崎氏だけ出席され、質問に対し説明を求めたところであります。

9月6日、伐採及び伐採後の造林の届け出書に記載された計画内容に違背しているため、行うよう指導する旨の指導書を送付しております。

今後、指導書に沿っていただけると思っていますが、従ってもらえない場合は、勧告、命令、罰則となります。

今、村として、違背に対する行政指導は以上のとおりであります。

もし、指導に基づく改善策がないようでありましたら、それぞれの関係法令に基づき、例えば国土利用計画法に違反すれば6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金、森林法に基づく開発行為違反であれば150万円以下の罰金、また熊本県地下水保全条例の届け出をせず、または虚偽の届け出をした場合は3カ月以下の懲役または20万円以下の罰金等があります。

そういうことで、今後、先方にはいろんな指導をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）各関係課長から求めますか。

○5番議員（上野正博君）お願いします。

○議長（坂梨公介君）それでは、産業課長。

○産業課長（海東義朗君）お尋ねの件でございますが、ご指摘の河原の4022番の1番地と河原4024の1番地の間にあります里道につきましては、現状が確かに造成され、植林が行われております。

里道の利用につきましては、西原村法定外公共物管理条例に基づき、第3条に「行為の禁止」として、「何人も法定外公共物において、次に掲げる行為をしてはならない」、1号に「土石、竹木、じんかい、汚毒物その他これに類するものを投棄する行為」、2号に「法定外公共物を損傷し、又は損傷するおそれのある行為」、3号「前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為」がございします。

第4条に「行為の許可」として、「法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。その内容を変更又は更新しようとするときも、また同様とする」ということで、1号に「法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下を占用し、法定外公共物以外の

工作物、構造物を設置する行為」、2号に「法定外公共物の敷地の掘削、盛土又はこれらに類する行為」、3号に「法定外公共物の施設、構造物その他付属物を改築、付け替え又はこれらに類する行為」、これらの行為に関しましては、村長の許可を受けなければならないとうたっております。

また、第5条に「許可条件」として、1項には「村長は、許可に際し、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる」とうたっております。

したがって、当該里道につきましては、現在、造成が行われ、植林がされておりますので、条例第3条及び第4条に違反していると思われま

す。西原村法定外公共物管理条例施行規則第2条に、先ほど申し上げました行為の許可、条例第4条の規定により許可を受けようとする者は、次の申請の内容に応じ、当該各号に掲げる申請書を村長に提出しなければならない、1号とし、占有の申請として、法定外公共物占有許可申請書、2号に工事の申請として、法定外公共物工事施工承認申請書、これらの申請書の提出が必要であります。

これらに関する条例、施行規則も、関連書類と一緒にNPO法人理事長山崎三男氏へ、現在、送付させていただいております。申請書の提出があった場合は、申請内容を慎重に協議、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) 住民課長。

○住民課長(片島信幸君) 産業廃棄物になるかならないかというご質問でございますが、結論から先に申しますと、これは阿蘇保健所、それと熊本県の廃棄物対策課の答え、両方一緒でございますが、この根株等につきましては、廃棄物として規制する必要のないものというふうな回答を得ています。

まず、熊日新聞にある報道がありました翌週、9月6日ですけれども、保健所と日程調整しまして、現地を確認しに参っております。その前に、我々が一応、現地の状況は写真を、方向を変えて全て撮って、それも保健所に先に送った後に、9月6日に保健所と現地調査をしました。

回答は、9月6日に保健所から回答をもらっております。それは、これは環境省から通達が出ておりますけれども、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株等の取扱についてという通達に基づき、その写真、現地を判断した結果で、これは廃棄物としては規制する必要はないという答えでございました。

それで、そこだけではなかなか安心できませんでしたので、翌週、県庁の廃棄物対策課に、保健所には悪いとは思いましたが、同じ質問をさせてもらいました。保健所には、その後、了解を、ちょっとお断わりをした上で、お互いに答えは確認し合ってくださいということと、両方にまた再確認もしております。

この廃棄物対策課には、写真等も添付して送らせていただいたのが9月13

日に送っております。その回答が昨日ございまして、阿蘇保健所が9月9日に回答しました答えと全く同じでした。

この環境省の通達の部分を抜粋してちょっと読み上げさせていただきますと、「建設業に係る木くずであって工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物であるが、森林内において建設工事等に伴い生ずる根株等は、生育していたその場で適切に自然還元利用することなどにより、森林を保全することが従来から行われてきたところである。このような森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用することは、『自ら利用』に該当するものであり、当該根株等は廃棄物として規制する必要のないものである」と。この「自ら利用」という中では、自然還元利用という項目で、「根株等が雨水等により下流へ流出するおそれがないように、安定した状態になるようにして自然還元利用する場合」、それと「剥ぎ取り表土の利用」ということで、「根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土をそのまま盛土材として利用する場合、根株等は表土の一部ととらえられるため、廃棄物として規制する必要のないものである」という、この通達に基づいて廃棄物に当たらないという回答でございました。

ただ、流出するおそれがある場合という場合には、自然還元にはならないということですが、その場合の指導部署は開発担当部署もしくは林部担当部署になるということでしたので、各担当課長には、その旨、伝えております。以上です。

○議長（坂梨公介君）上野議員。

○5番議員（上野正博君）わかりました。

この宗教法人団体の行っている行為に対して、大変な不安を感じており、理解できません。私は、河原地域を守るため、そして村を守るために強く反対し、村長と同じ考えでございしますので、ともに頑張っていきたいと思いません。

以上で私の質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前 11時54分）

（午後 1時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、4番議員、西口義充君。件数2件、発言を許します。

（4番議員 西口義充君 登壇 質問）

○4番議員（西口義充君）議長、質問の変更をお願いします。2番のほうを先にさせていただいていいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）はい、どうぞ。

○4番議員（西口義充君）では、質問をさせていただきます。

通学路の安全性と確保について伺います。

堂園小森線は、子どもたちの生命にかかわる大事な通学路であります。昨年12月の定例会でも質問させていただいており、その折にガードパイプを早急に取りつけるというふうなお話をされ、それに対して早急な対応をいただき、大変ありがとうございました。

その後、まだガードパイプは途中でとまっておりますけれども、その後の予定については、いつごろになるのか、それをひとつ伺いたいと思います。

また、特にお願いしたい場所は、新所入り口、西の入り口ですけれども、あぜみちさん方前の、少しカーブがありますけれども、歩道のガードパイプは、そこは最初にはできないというふうなお話でございましたけれども、何度となく産業課にお願いして、どうにかしてくれというふうなことでお願いしましたところ、どうにかならんじやないかなというお話もありましたので、そこら辺の答弁もいただき、子どもたちに少しでも安全な道路を確保していただくならばと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

それから、堂園小森線の拡幅の進捗状況は、どのような方向で進んでいるのか、非常に開発がおくれておりますので、そこら辺のご答弁を、村長、お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

通学路の安全性と確保についてということで、堂園小森線は子どもたちの生命にかかわる通学路であると、ガードパイプの延長は今後どれくらいまで予定されているのか、また道路拡幅について伺いたいということでございます。

議員がおっしゃるとおり、高遊地区は住宅がふえまして、子どもが多くおります。その高遊地区の子どもたちの安全・安心を願っての質問であるというふうに思います。朝から、本当に行列を連ねて登校しておるところでございます。

この堂園小森線の現在設置しておりますガードパイプですかね、あれの質問でございますけれども、新所集落入り口の交差点から俵山方向に向けまして、約700mほどが設置済みであります。前回は質問させていただいて、その後すぐ設置していただいております。

残りにつきましては、県道熊本高森線までの交差点までを阿蘇地域振興局土木部に確認しましたところ、平成25年度、今年度中には完了予定のことであります。

残りが280m余りあると思っておりますけれども、また星ヶ丘集落入り口の交差点付近につきましては、堂園小森線道路改良工事の東工区として改良が予定をされておりますので、ガードパイプの設置の予定がありませんでしたが、現

在の堂園小森線の進捗状況では、改良がいつごろできるのか、今のところ予想がつかいませんので、事故も発生しており、カーブであって危険な場所がありますので、阿蘇地域振興局土木部維持課に立ち会いをお願いし、交差点付近のガードパイプの設置を依頼したところであります。こちらにつきましても、単独費でつけていただき、平成25年度中に設置予定のこととあります。新所入り口から西のほう、あの区間は60数mというところでございます。

それから、県道堂園小森線の道路拡幅については、きょう、後で田島議員さんのほうからも質問を受けております。同じ内容になりますので、申しわけございませんけれども、簡単に説明をさせていただきます。

道路拡幅についてでございますが、県道堂園小森線道路改良事業におきましては、全幅が16.5mに拡幅されます。片側車線が3.25mの車道をつくり、中央に3mのゼブラゾーンを設けます。要するに、3車線のような状況でございますけれども、ゼブラゾーンを設けることによって、店舗、事業所への右折車両であっても、そのゼブラゾーンで待つことができるようになっており、渋滞緩和になりはしないかと、右折レーンは右折のゼブラゾーンを通りますので、そういったことで渋滞緩和にもつながりはしないかと思っております。

歩道につきましては、歩道の両脇に2.5mを設けることとなっております。

基本的には以上のようにとなっておりますけれども、県の事業でございますので、若干変更があるかもしれません。

今、行われております中央工区、進捗状況につきましては、現在、コンビニがございますけれども、移転開業を今されております。用地交渉ももちろん済んでいると聞いておりますけれども、前回の質問で、平成25年度中の工事について、ホームセンター前の工事予定と答弁しておりましたけれども、今後はそのコンビニの前も含めた区間で工事が始まる予定であります。

それから、西のほうでございますけれども、益城工区でございますが、現在詳細設計中であります益城間区間につきましては、阿蘇郡の町村会におきましても、毎年、県知事、県議会議長、自民党県連等へ陳情活動を続けております。いつも、私のほうから発表させていただいております。

しかし、この道路は西原の道路じゃないと、南阿蘇広域的な道路ということで捉えております。よって、私ばかり言いますけれども、高森町も南阿蘇村も言ってくださいよといったことで言っております。

平成24年度より、測定の予算がつかしました。平成25年度は詳細設計の予算がついて、今、詳細設計に取り組んでおるということでございます。多分、1月ごろにはそれが上がるんじゃないかなと思っております。

幅員につきましては、上益城振興局にお伺いしましたけれども、設計中ということで、まだわからないということでございました。

今後も、この堂園小森線、私どもの西原村から市内へ通る大事な道路でも

ございます。できるだけ早く、西のほうも早期着工ができるように陳情を続けていきたいというふうに思います。

ともあれ、東側は阿蘇地域振興局、西側は上益城振興局、一本の道路で堂園小森線ということでございます。道路が狭いのは、昔の農免道路というふうな形で狭うございますし、現在のように車が多い時代でございます。早くできてきてくれればというふうに願っておりますということで、今後もそういうことに対して陳情活動を続けていきたいと思っています。以上です。

○4番議員（西口義充君）堂園小森線は西原村の玄関口でもありますので、早急をお願いしたいと思います。

続きまして、灰床地区の山林伐採に伴う災害の危険性とその対応について質問いたします。

灰床地区及び金山川で大量の土砂流出が確認されているが、その原因と想定される山林伐採について、村の対応を伺いたい。

今回、私、現地に赴きまして写真をいろいろと撮らせていただきましたので、お手元のパンフレットを見ながら説明をさせていただきます。

まず、①、②、③、④につきましては、8月5日の現地視察の折の状況で、雨による土砂流出で表土が洗い流されている状態です。これは、山林伐採、伐根によっての影響だと考えられます。特に、②については、伐根された木の根と枝などが放置されている状態でございます。④につきましては、開発をされている企業の機械だと思われるので、撮ってきました。

それから、同じ日の⑤、⑥は、当日の雨が降ったときの金山川と谷後川の現状を比較するためにここに置いております。金山川の川水は、泥水がたいへん多くまじっておりますが、谷後川の水は同じ雨水でございますけれども、余り濁りもなく流れています。やはり、これは山林伐採の影響だと思われま

す。それから、⑦、⑨、山林開発をされた下のほうの山林と畑の状況でございます。8月25日、当日は午前中、熊本地方でも大雨洪水警報が出ていたときの状況でございます。現地に午前11時ごろ参りました。この時間帯の折には、雨は小康状態でほとんど雨も降っておりませんでしたけれども、そこで私が目にしたもので写真を撮らせていただきました。⑨はブルーベリー畑、⑦は近隣の山林からの土石流でございます。物すごい音とともに流れておりました。これも、雨が降っていなくてもこういう状態でありました。

それから、⑧、⑩、⑪、これは8月28日に写真を撮ったものでございます。土石流出によって用水路が埋まっている状況がわかると思います。この用水路は、現在、灰床地区の田んぼのための用水路でございますので、一日も早く取り除かなくてはいけないということで、地元の方が8月29日に、早朝より用水路の大掃除をされたわけでございます。

それが、用水路掃除が⑫と⑬のこの状況でございます。

⑭につきましては、山林からの土石流で、畑に相当堆積しておりました。長靴でもぬかるような、これは乾いていたんですけれども、ぬかるような状況でございました。

毎回毎回、年に今回で2回目ということで、どんどんと畑には土石流が堆積しております。今回は、ブルーベリーの収穫時期でもございましたけれども、相当な被害を受けられております。

それから、⑮、⑯、これは、⑮は8月25日のですけれども、これも、ここには山林からすぐ下にありましたユズ畑ですけれども、土石流がどんどんと流れ込んでおりました。⑯は、その土石流が堆積している状態でございます。

今回、写真にいたしましたもの、やはり皆様に地元の被害をわかっていたくためにこのような手段をとらせていただきました。これは、ほんの一部の被害状況でありまして、もっと広く被害を受けていますので、ここで報告をしておきます。

今回の山林伐採によって、大量の泥水と土砂が近隣の山林、ブルーベリー畑やユズ畑、その他作物等に流れ込み、甚大な被害を確認しております。皆様も、この写真を見ると多分わかると思いますけれども、現地に行ってみますと、本当に大変だったろうなという思いをしております。

そこで、灰床地区南側斜面の村道や水路を溢水し、金山川へ流れ込んだのがわかってきています。

今後、住民への謝罪と早期の災害対策をどのように進めていかれるのか、また開発を依頼されたNPO法人自然を守る会代表山崎三男氏について、どのような指導をされていくのか、また山崎氏より全権一任された泉田議員に対して、泉田議員が開発を現在行っておられますので、その方にはどのような指導体制をとっていくのか、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）今、写真を見ての質問、説明でございました。

私も、伐採された現地は見ておりましたけれども、下流でこのような大きな被害が起きているとは、この写真を見て初めてでございます。本当に、特にこの用水路、田んぼの用水路ということでございますが、こうやって埋まって、自分たちで上げられたということですね。ということは、誰かにやはり上げてくれとか、原因者に言われるのは当然であろうと思いますけれども、自分たちで、泣き寝入りじゃございませんけれども、上げられたということでもあります。本当に地域の方々にはご迷惑をおかけしておる案件であるなというふうに思っております。写真を見る限り、本当に痛ましいなというふうに思っております。

お尋ねの件でありますけれども、先ほど山下議員、上野議員の質問にもお答えしましたように、土砂流出につきましては早急な対応をお願いしているところであります。

議員がお尋ねのように、8月25日曜日に、秋雨前線を伴う大雨洪水警報が出たほどの大雨の日に、河原地区区長さん方と金山川にかかります灰床地区の小川橋にて私どもも確認をいたしました、やはり真っ黒な土砂が流れておりましたので、上流をずっとたどって確認しましたところ、当該地の山林から土砂流出が確認されたところであります。

また、開発山林下にあります、この写真にありますように、ユズ及びブルーベリー畑に隣接し、この自然の水路が並行して通っております。その水路があふれ、ユズ畑、ブルーベリー畑への土砂流出の堆積、用水路への土砂堆積が確認されました。このことについては、西口議員も熱心に現地に行かれ、写真を撮っておられるようですし、状況はよくご存じだと思います。

水路に堆積した土砂については、今、お話がありましたように、地元の利用者の方々に取り除かれたということでございます。

近年では、6月、7月の梅雨時期だけでなく、このような各地で異常気象により局地的なゲリラ豪雨も頻繁に発生しております。今からの季節におきましては、台風シーズンであります。ここ数年、熊本県には台風上陸しておりませんが、ことしは6年ぶりに九州に上陸したということであります。今後上陸しないとは言い切れません。

後日、地権者の方と立ち会いをしましたが、流入土砂は畑一面に広がっており、除去については要求しないが、今後も水と土砂の流入を心配されておられました。

9月4日のNPO法人理事長山崎氏への聞き取り時におきましても、土砂の流出について、産業課より、秋雨前線や台風の影響により、こちらも結構雨が降り、該当地が谷間になっており、土砂が下流に流れ、水路に堆積し、地元の関係者で区役をされ出されたりしておりますと、その辺の対策をぜひ早急をお願いしておきますと依頼しましたところ、山崎氏より、被害が出ていることについては初めて聞きましたと、早急に対応したいと思っておりますと、地元の人に迷惑をかけるわけにはいきませんので、できることはしたいと思っておりますと、すぐに実行しますとの返事をいただいております。

西口議員におかれましては、地元の知人から連絡を受け、数回現地を調査されたと聞いております。地元の方には、土地を売った方、売らなかった方とおられますので、いろんなことがあるかと思っております。誰に言ってもいいかわからず、西口議員に相談されたと思っております。この写真を見れば、大量の土砂が流出し、用水路や畑に流れ込む被害をこうむったことは、写真で一目瞭然でございます。

約3haの山林伐採や伐根が行われ、山肌を掘り起こせば、急な斜面から豪雨により大量の土砂流出は必然的に発生することは予想されるところであります。私も、現地を見てまいりましたが、急勾配の里道拡幅部分からも碎石が流れていたことも確認がなされました。

山林植林は、水源涵養林として、地下水保全と水害防止を果たす大事な役割があります。木を伐採して、さらに伐根すれば、土はやわらかくなり、雨水を含めば、傾斜の角度に比例し土砂流出が多くなることは物理上当然であります。そのことは、ただ単に自然の雨であっても、天災か人災か疑うところでもあります。

つい先日も台風18号が愛知県に上陸し、日本列島を縦断し、大雨特別警報が初めて発令され、死者、行方不明者、家屋の倒壊など甚大な被害が発生しております。

昨年7.12九州北部豪雨で、阿蘇郡市を中心に、過去に経験したことのない大雨で多くの方が犠牲となられ、いまだ仮設住宅や避難生活をなされています。

灰床地区の集落は、地すべり危険地域に指定されていて、地下水が音を立てて流れているのも確認されます。私も、消防団長のときに、あの立て坑が張っております。その下をゴウゴウと水が流れております。もし、灰床地域で昨年の阿蘇のような豪雨が発生したならば、どうなるか。山肌がむき出しの現状を見れば、想像しただけで、さらに被害は大きく拡大するものであると思われま

す。木山川の災害が発生して25年がたちます。忘れかけている災害意識を再認識しなければならぬと思われま

す。私どもも、村として災害に強い村づくりを掲げて、側溝、排水路の改修や洪水防止の調整池の建設を進めております。

自然災害は、いかに進んだ現状社会とはいえ、阻止することはできません。しかし、災害を最小限に食い止める対策だけはしなくてはならないと思

います。今回の土砂流出、山林伐採の違背が原因の一因と考えられます。特に、灰床地区は急傾斜指定の地域でもございます。今後、民家等への被害も想定されます。村開発条例に因り、水害対策や作物被害の補償を含め被害者から相談を受け、協議し、適切に指導してまいりたいと考えております。

また、9月5日、泉田議員が産業課に来訪され、今後も崩れたりするといけないので伐根はしない、調整池も考えているというお話でしたので、早急に対策をお願いしたと担当のほうから伺っております。

NPO法人自然を守る会におかれましても、約束どおりの植林と早急な土砂流出防止対策をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

今の西口議員の質問に対しての答弁は以上でございますが、私の思いも若干申し述べさせていただきたいと思

います。きょう、3名の議員さんから、村の発展と河原地区の活性化、衰退を思い、質問していただき、私も心強い思いでございます。

今議会の会期日程の最終日の20日に請願書が出されることとなっております

す。しかし、それも河原地区の区長さんが中心となって署名運動をなされ、約3,200名以上の賛同をいただいて提出されていると聞いております。署名された方々がどのような気持ちで署名されたのか。その心情を察すれば、村としても何らかの態度を示さなければなりません。山西地区の方では、全ての集落が署名活動をしていないと聞いておりますが、約3,200名の署名が多いか少ないかは別として、住民の民意として、その民意を反映させるのが議会であり、執行部ではなかろうかと思えます。

宗教団体が進出するとは断言はできませんが、進出しないという保証もありません。この件には、過去に大きな事件、また裁判等で問題となっている関係団体、関係人物が携わっておられます。人の気持ちとして、不安と疑いを持たれるのは、当然理解するところであります。

今回、灰床地区に関係する質問を3名なされましたが、河原地区の問題で河原地区の議員さんからも質問があるのではないかとの思いはありましたが、しかし合併して53年、山西と河原の垣根は完全に取払われたと感じました。西原村の議員として、村の発展と河原の活性化を願っての質問とありがたく感じております。

いつか、村上議員がこの議場で、私は村長よりも誰よりも河原のことを一番愛していると発言されたことを記憶しておりますが、河原地区から選出されている村上議員が地元を愛することは当然であると思えます。そして、議員の全ての方が西原村の発展と活性化を願っておられるのも当然と思うところであります。

私も、7,000人の住民の代表として、村民の幸せ、村の発展を願いつつ、1年365日、ほとんど休む日もなく仕事をさせていただいております。

昨年の選挙は無投票でありましたが、そのことは村民の方々から4年間お前に任せたと信頼をいただいたものと自負しております。

村を守るため、村民の生活を守るため、西原村、特に河原地区の安泰と発展、活性化を願うのは私の務めであり、責務と捉えております。

しかし、先ほど来申し上げますように、法律や条例の中で阻止するには限度がございます。

こうやって、議員の皆さんが村を思い、村民を思って、そして河原地区の活性化を願って3名の議員さんが質問をしていただきました。村民、河原地区の住民の意見や願い、協力、そして励ましと思いを重く受けとめ、議会執行部、そして住民の方々と心を同じくして、三本の矢ではありませんが、三位一体となり問題解決に立ち向かってまいりたいと思っております。

今回の一連の灰床地区への進出、なぜ西原村へ目をつけられて進出の計画をなされたのか、豊かな自然と恵まれた環境の平和な村に想像もしなかった突然の話で、疑問視するところがございます。

どうしても、今回の計画を聞きますと、不可解な思いがするところであり

ます。決して展望もよくない山の中で、日本一の自然公園と申されましても、要らぬ心配であります。果たして何人公園に来る人がいるのだろうか。印刷工場と言われましても、なぜあの場所なのかと、利便性のいい市内近郊じゃなくていいのかと。自然公園、散策道の入場料、使用料、全て無料、どう考えても費用対効果、採算性から見ても、不信感を思うのは私ばかりではないと思います。どうしても疑いの念を持ってやまないものであります。

当初の計画から疑いがありますので、その後、住民が求めない何らかに計画変更がなされるのが一番心配であります。そんなようなことにならないためにも、今、村民一丸となって阻止しなければならないと欲しているところでありたい。

しかし、何遍も申しますが、行政が阻止するには限度がございます。よって、良識ある村民の皆さん方の判断と協力が絶対必要になります。きょうは、傍聴席に多くの方がおいででございますが、村の一大事と捉えての傍聴ではなかろうかと思っております。今後とも、議員各位のご理解と村民の方々のご協力とお力をかりて問題解決に努めてまいりたいと思っております。

昨年の9月、村長選、村議選挙が行われましたが、それぞれが村の発展と山西地区、河原地区、そしてそれぞれの地域の活性化ということで訴えられた方も多くおられると思っております。私も、もちろん申し上げました。そのときの熱い思いと選挙の訴えを、いま一度振り返り、村のため、村民のために同じ考えであろう議員さんとともに、法令や条例で食いとめができないところは、住民パワーの力を力として進めてまいればというふうに思っております。

河原地区を守るために、今後とも議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。皆さん方の力をおかりして、この村を、また何もないような村に、そして私どももこうやって仕事をさせていただく中で、今、この問題が発生しておるときに、村政が多少なりとも停滞しております。早く解決して、解決しても前に進むわけではございません。一からのスタートでございます。そういうことを踏まえて、どうか今後ともご理解いただきますようお願い申し上げます、私の思いとさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）西口議員。

○4番議員（西口義充君）先ほどから、村長の村民に対する思いを、本当に議員を代表いたしまして心よりうれしく思っております。

先ほどから、灰床地区は、村長が言われましたとおり急傾斜指定地域でもあります。今の日本の気象状況、過去に経験したことがない災害が至るところで発生をしております。今後、またあの12haの山の開発が進めば、地域の方はもちろんのこと、不安でたまらないと考えられます。住民への被害も想定されます。

村当局におかれましては、さらに気を引き締めて、住民の身体、生命、財産を守っていただきたいと切にお願いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（坂梨公介君）受領番号5番、10番議員、田島敬一君。件数2件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）田島敬一です。件数2件、質問させていただきます。

まず1点目ですが、阿蘇世界農業遺産ということで認定されたということで、大変うれしく思っておりますが、これを西原村の農業振興のためにどう生かすかということなんですけれども、この農業遺産になったという中に、やはり私は草原のあのすばらしい景観を維持して、またそれを農業に生かしてきたという長い歴史が、それを景観として見られるということが世界農業遺産になった大きな要素ではないかというふうに思うわけなんですけれども、それを農業振興に生かすためには、やはり工夫が必要ではないかと思いますが、その点について。

それともう一つ、草原の景観ということは、阿蘇観光の入り口としての西原村、これが位置づけられているのではないかと思います、そのためにはやはり山焼きというのが欠かせません。

私は、山焼きというのは、商工会が以前やっておりましたのを少し手伝ったぐらいで、ほとんどやっておりません。しかし、大変な技術が必要だと思います。また、労力が必要だと思っています。

その継承をするためには、やはりそれなりの工夫が必要と思いますが、特に今回、上あげ地区、これは駒城との関係で、駒城の借用面積縮小ということで、また山焼きが、労力が注がれなくてはならないと思いますが、この高齢化の時代に対応して、やはりこれも何らかのてこ入れが必要になりはしないかというふうに思います。

そういったことが、やはり阿蘇観光の入り口としての西原村ということになってくるだろうと思いますので、その辺について、お考えをお願いします。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

世界農業遺産について、村の農業振興のために世界農業遺産をどう生かすのかということでもあります。

この世界農業遺産につきましては、私も出席いたしましたけれども、阿蘇郡7市町村全て出席しましたけれども、ことしの5月30日、石川県で行われました世界農業遺産国際会議におきまして、阿蘇地域が世界農業遺産として認定をされました。

この世界農業遺産、2002年から開始された制度でありまして、世界的にも貴重な地域の農業、文化、生物多様性を次の世代に受け継いでいくために国連食糧農業機関が認定するもので、国内では5地域しか今は認定をされておらず、北アメリカ、ヨーロッパの認定は皆無であります。先進国では余りあ

りません。

世界遺産とは違いまして、まだまだ認知度が薄いのが現状でございます。

そこで、阿蘇地域世界農業遺産協会では、認定前もそうでありましたけれども、世界農業遺産認定記念シンポジウムを、先ほどちょっとありましたように、9月5日にパネリストとして小野副知事とJA阿蘇青壮年部、国連大学等をお招きして開催がなされております。村内からも積極的に参加をしていただいております、11月にも知事を招いて開催予定となっております。先ほど坂本議員のほうからお話がありましたですね。

阿蘇地域世界農業遺産協会では、作成された認定記念ポスター、のぼり等につきましても、既に村内の主要施設等に配布をされております。まずは、阿蘇地域の多くの皆さん方に世界農業遺産を知っていただきたいと、阿蘇地域の農業のすばらしさをもう一度見直すとともに、認定というこのチャンスを生かして、これからの阿蘇、西原村を盛り上げていくかを皆さんと一緒に考えていければというふうに思います。いろんな工夫もしていかなければならないというふうに思います。

世界農業遺産協会では、阿蘇郡市の市町村、JA、畜産団体等のみで認定までの活動を行ってまいりましたけれども、今後は観光商工関係団体やグリーンストック等も含めた組織へと改編を予定されております。

その後、観光部門を初めとする活用の検討を年度内に行い、平成26年度から具体的な活用を行うこととなっております。この中で、統一ロゴ制定等も行われる予定であります。

これに先立って、JA阿蘇では、「まるごと阿蘇」のロゴに「祝阿蘇世界農業遺産認定」と記載した新しいロゴシールを作成し、市場等で活用する準備が行われています。また、村内では、NPO法人、こちらは違いますが、たんぼぼハウスにおきまして、世界農業遺産認定記念商品と記載、シールを張っておりますけれども、独自のシールを作成し、あそこの製品、カレー、缶詰め等の販売に使用なされております。

しかし、さきにも述べましたとおり、国内はもとより、国際的にこの世界農業遺産制度の認知度はまだまだ低うございます。9月5日に行われたシンポジウムでは、国連大学の永田先生も、制度の認知度を向上させることが認定を受けた地域の価値の向上につながるという講演をなされておりました。既に認定を受けている石川県、新潟県と、今回認定を受けました熊本県、大分県、静岡県では、今から先、連携して農業遺産制度の普及等を行っていくことを申し合わせておられます。

本村でも、制度の普及啓発活動は積極的に行っていくとともに、世界農業遺産協会で行われる活用を積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。やはり阿蘇でとれた農産物、この西原村でとれた農産物が阿蘇農業遺産のこの地域から生産されたということで、そういったことを大いに利用して

いくならばというふうに思っております。

1 問目は以上ですか。

○10番議員(田島敬一君) それから、上あげ地区ですね、草地の維持ということでは力を入れなくては。

○村長(日置和彦君) あそこ、上あげ地区は、駒城に貸しておりました昨年度までも地区の人が野焼きをなされております。駒城が当初に借り受けたときから、あそこはもう外してくれというような話でございましたけれども、350町全てなければならぬということで、あそこも借っていただきましたけれども、利用は余りしないということで、地元の方々が野焼きをなされております。

この世界農業遺産も、この阿蘇の山焼きがあったからこそ世界農業遺産になったということもございまして、そういったことも含めて、それぞれの地域で行われております山焼きも、今後も続けていっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○10番議員(田島敬一君) それでは、2点目について。

○議長(坂梨公介君) 田島議員、2回目ですか。

○10番議員(田島敬一君) いいです。

○議長(坂梨公介君) 何ですか、今度は。

○10番議員(田島敬一君) 2番目です、空港方面への交通アクセスについて。

○議長(坂梨公介君) はい、どうぞ。

○10番議員(田島敬一君) 県道堂園小森線の予算については、先ほどもご説明をされましたけれども、特に私が申し上げたいのは、空港という交通の結節点が西原村のすぐ近くにあるのに、空港と西原村とのアクセスが十分にできていないような格好で、もう少し利用しやすいようにするならば、もっとも西原村が便利になるし、発展もするのではないかというふうな問題意識がございまして。

それで、一つは空港への裏道ですね、東海大学の宇宙センターがありますけれども、その裏側の道、そこを早朝や夜遅く、暗くなってから歩いて通勤をされるという方が多くなってきているようです。

その中で、やはり街灯がなくて真っ暗なんです。途中までは明かりがあるところもありますけれども、西原村に近いほうになると真っ暗ということで、これは今、大変テレビ、新聞をにぎわすいろんな凶悪犯罪がある中で、西原村の人がよく利用する道路と、しかしそれは益城町でもあると。また、益城町に当たる地域も西原村に隣接してございまして、そこにも益城町の住民が住んでおられます。高遊の人たちもよく利用する道ということで、こういったアクセス、これを改善するように要望してはどうですかということをお尋ねしたいと思います。

それともう一つ、サイクリングという、自転車で空港まで行きさえすれば、

子どもたちも市内の高校あたりに行くのにちょうどいい時間に行けると。確かに、高遊を通過して、高森から、早い時間のバスの便がダイヤ改正されまして、それを利用する子どもたちもふえてきておりますけれども、そう早くない時間帯も必要であるし、また、せっかく登校ができて、今度は帰る時間帯、これがまた適当なバスの便がないために、親がわざわざ木山まで迎えに行くだとか、西原村は子育てに大変力を入れた村であるということで、村民の声を聞きましても中学生までの医療費無料化だとか、大変喜んでおられます。しかし、唯一、高校生になった段階での通学の利便性と、こういったものが解決するならば、もっと暮らしやすくて、西原村に引っ越してきたいというような人も恐らくふえるのではないかと。

ということで、やはり空港へのアクセスを、歩道及び自転車ということで行き来がしやすいように要望されてはどうかというふうにお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）田島議員にお尋ねしますが、要望ですか、質問ですか。

○10番議員（田島敬一君）質問です。

○議長（坂梨公介君）質問ですね。

日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）堂園小森線は、まだ後からですか。

○10番議員（田島敬一君）それも一緒をお願いします。

○村長（日置和彦君）空港の裏道のことで、街灯がなく、早朝、夜間真っ黒だということで、改善を村長として要望されてはどうかという質問にお答えさせていただきます。

お尋ねの件は、高遊のお稲荷さん付近の防犯灯のことと思います。それでいいですね。

しかし、あそこは、行政区としては益城町区域であります。生活圏は西原村のようなところであります。しかし、あそこの方々は、益城町の住民に違いないわけでありまして。

できますならば、益城町の住民として益城町役場に要望していただければというふうに思っております。私も、益城町には、住民の方が真っ暗で、防犯上危険と思われるので検討していただけないかというお願いはしてみたいと思います。

益城町に西原村が設置することはできないということをご理解いただきたいというふうに思います。

こういった件、以前、宮田議員から、県道高森線、杉堂から土林間1,100mを、村単独で進められる問題じゃありませんけれども進めていけるのかというふうな質問をいただきました。この区間は、住宅のないところですが、西原村の高校生の通学路でもあります。宮田議員からも益城町長にお願いをされましたが、なかなか厳しいということでございます。

そういうことで、街灯をつけるというのは、村としては益城町に言うしかないということでございます。

お尋ねのサイクリング、歩道とか自転車ということも、やはり益城町のほうにやってもらわなきゃならないと。私どもがよその方にて道を扱うわけにはいきませんので、そういったことも益城町長のほうにはお話をさせていただきたいと思えます。

それから、堂園小森線の予算はどうなっているかということでもいいですか。

○10番議員(田島敬一君) はい。

○村長(日置和彦君) 渋滞解消が急がれているかというお尋ねでございます。

この堂園小森線に関する質問、ことしの6月定例会において、これも宮田議員のほうからお尋ねがあつており、答弁については、まだ3カ月しかたつておりませんので大きく変わってはおりません。答弁するにしても、前回宮田議員に申し上げたとおりであります。

ただ、議員も既にご存じのとおり、阿蘇地域は、世界に誇るカルデラと豊かな自然、清らかな水、澄んだ空気、雄大な景観があり、心の癒しを求めて多くの観光客が訪れる日本有数の観光地でもあります。

通称第2空港線を起点とする県道堂園小森線は、益城熊本空港インターからも近いという好条件に加えて、平成15年10月に俵山トンネルが開通しました。それ以来、南阿蘇方面への時間短縮など、アクセス機能が向上して、観光地阿蘇への入り込み道路として、熊本市周辺はもちろん、福岡、鹿児島方面からの利用も増加しております。

また逆に、宮崎県北部から熊本空港あるいは熊本市へ向かうアクセス道路として利用がふえているので、近年はこういった九州各県を結ぶ重要な広域的な道路となっております。

さらには、昨年、7.12水害がありましたように、この災害時の迂回道路とか、あるいは57号線の渋滞緩和等々、そういったこの道路の役割は大きいものがあるということも承知をしております。

しかし、この道路は、昭和49年に開通して、道路の幅員も狭く、大型車の離合にも危険が伴うなど、現在の交通量に伴う道路としての機能は低下しております。慢性的な渋滞など、住民の安全、生活面にも重大な支障を来しているのが現状でございます。

この道路の改良の必要性を一日も早い時期に完成するため、毎年、先ほど申しましたように、阿蘇郡市の事業説明会、町村会の総会、また先月も県知事、県議会議長、自民党県連に要望を実施したところでございます。最近では、堂園小森線の村長と言われるようになりました。毎年、工事は進んでおりますけれども、今後もスピード感を持って県に要望してまいりたいというふうに考えております。

6月定例会後、用地交渉に協力していただいたコンビニ店舗が移転完成し

ております。

もう1件の弁当屋さんが、現在、用地交渉中ということでございます。それにつきましては、平成25年度が6,700万円の工事費と伺っております。用地が確保できたところから順次施工するというところでございます。

渋滞緩和ということでございますけれども、先ほど申しましたように、重要な道路であると同時に、交通量の増加、またそれに比例して危険性も大きくなっております。

現在、村内の区間を拡幅工事を実施しておりますけれども、阿蘇から熊本空港方面へ流れる車が特に渋滞が多うございます。春・秋の行楽シーズン中は、萌の里周辺までのろのろ運転でつながっております。村内区域だけ整備しても、益城町区間が整備なされなければ、要するに西の出口が整備なされなければ渋滞緩和の解消にはならないというふうに思っております。

前日も申しましたけれども、阿蘇市の県議にお願いし、上益城選出の県議お2人と一緒になって当時の県議会議長に要望させていただきました。要望したと同時に、早々にその要望を聞き入れていただいて、平成24年で調査費、平成25年度で詳細設計ということで益城区間が着手されております。平成26年度からは工事になるというふうに思っております。平成30年までで、約5カ年で7億円ほど投入すると伺っております。

これは、先月の西日本建設新聞に掲載されております。第2空港線交差点から西原村の境界付近まで、1,500mを対象に幅員を拡幅し、交通渋滞の解消や空港アクセスの定時制確保に向け進めていくとされております。

この堂園小森線と、今、益城町で進めておられます空港外周道路までの町道を新設改良が予定され、これが完成すると、西原村から熊本空港に行くには、この道路を利用すれば、あのお稲荷さんの後ろの狭い道路を通らなくてもできるのではないかとというふうに思っております。

そして、その道路が完成すれば、真っすぐ行く道路と、その空港の駐車場を通る道路の交差点ができますので、それを左に行けば益城町のほうに流れるということで、かなりの渋滞緩和ができるんじゃないかなろうかなというふうに思っております。

堂園小森線の改良は、私どものこの西原村の安全・安心な道づくりということで、阿蘇の観光はもとより、熊本県の産業、経済に大きく寄与するとともに、県の戦略でございます大熊本空港構想の推進にも不可欠なものと思っております。早くできてほしいと思っております。

そしてまた、あの道路は一般道路でございます。今後、あれを主要地方道路への格上げと、先ほど申しましたように益城町区間の着工、そして私ども西原村区間の一日も早い完成を目指して、今後も県のほうに毎年毎年要望していきたいというふうに思います。

こっちは6,700万円の予算でございますけれども、この予算が、私に言え

ば少ないということでございますので、その予算の肉づけも、今後、県のほうにお願いしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）はい、2回目、どうぞ。

○10番議員（田島敬一君）決算書にも載っておりますけれども、西原村は熊本空港ビルディングに出資をしています。

またもう一つ、空整協というところがありまして、空港騒音に対しての手当かと思えますけれども、空整協からもお金が来ているというところで、先ほど申しました空港に駐輪場を設けてほしいという住民要求がありますけれども、西原村から空港の売店に買い物に行ったり、また空港からバスに乗って各方面に行くとか、そういう利便性が上がるということは空港ビルディングにとってもいいこととか、経済性のあることではないかと思えます。

また、西原村民も通勤、通学にとってもいいということで、今、村長が言われましたように、益城町から、大体道路が空港の駐車場の部分に接続するという、その道路工事がもうすぐ終わるという状況でございます。

そういった中で、私が見るところ、空港の広大な駐車場あるいはその周辺のどこか一画でも、駐輪場として設ける余地はあると思うわけです。そうすることによって、どれだけ今度は西原村に自転車に乗って買い物に來たり観光に來たりする人がふえるのかということにもなりはしないかと思うわけです。堂園小森線の改修工事が、せっかく今、計画が進んでいるということであるなら、やはり歩道部分プラス、それは自転車にも通行ができやすいと、そういうものにぜひ設計していただくように提案されてはどうでしょうか。

というのが、エミナースという施設が空港の十字路の先にありますけれども、そこには年に数万人という方が、県内、県外、東京あるいは大阪、遠くからもやって来られて宿泊されているそうです。そのエミナースで、ぜひ西原村方面にサイクリングで、自転車に乗って行けるようにしてもらいたい、あるいはしていきたいということで、もう既に大人用の自転車が2台と子ども用の自転車が2台、購入されております。しかし、それを、これに乗ってどうぞといいましても、現在の交通混雑と、また危険性からいいまして、どうぞということが言えないんですよ。

それで、せっかく歩道もできるということで、自転車も可能であるならば、大いにその数万人という宿泊客の中から、西原村の方面に行って買い物をしようかなとか、いろんなイベントに参加しようかなと、こういう展開も可能ではないかと思えます。その基点にも、やはり空港の中に駐輪場があれば、その中継地点として働くのではないかというようなことで、この空整協あるいは空港ビルディング株式会社との西原村の関連性を生かして、空港に駐輪場を設置という西原村民の要望について、どのようにお考えであるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）空港に駐輪場ですか。

あその駐車場は、大阪空港局が管理しております。空整協につきましても、今後かなり縮小されます。今、空整協の補助を受けておられる地域も、それがなくなるということでございます。

そして、益城町の町道につきましても、これは益城町がつくっておることであって、そこに自転車道路をつくれとか、そういったことはこちらから、言うのは言いますけれども、それはなかなか厳しいんじゃないかなと思います。

自転車道路、そしてエミナースからこちらに来る道路と、構想的にはすばらしい構想であると思いますが、それが果たしてできるのかできないのか、私どもは言うだけであって、お金を出すことができませんので、益城町のうち、あるいは県道であれば県がすることであって、要望だけはしていきたいというふうに思います。

そのほか、何かありましたかね。

○10番議員（田島敬一君）駐輪場については。

○村長（日置和彦君）駐輪場は、それは、あその空港の駐車場のところに駐輪場ということでしょう。

○10番議員（田島敬一君）そうです。

○村長（日置和彦君）村がつくるんじゃないかと、空港ビルのほうにつくってくれということでしょう。

先ほど申しましたように、あその駐車場も大阪空港局のほうがしておると。空港ビルが管理しているところではございません、あそこは。空港ビルが管理しておるのは、空港ビルと燃料関係のあの地域だけであって、本来ならば空港ビルが管理させていただくならば、かなりの収益があると思いますけれども、空港ビルが管理しているところではございません、あそこは。

ということで、駐輪場を言うならば大阪空港局に言わなきゃならないということでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○10番議員（田島敬一君）いろいろと提案をする相手方があるようですけれども、要は西原村をよくしていくというための積極的な提案をどうやっていくのかということでございますので、ぜひ空港との交通アクセスをよくしていくという点で、益城町の町長にも、それから空港関係者にもぜひ提案をしていただきたいということを申し添えまして、一般質問を終わります。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁求めませんね。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○議長（坂梨公介君）以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は明日19日午前10時より、議事日程第3号のとおり行います。

本日は、これをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 2時09分 散 会

第 3 号 (9 月 1 9 日)

平成 2 5 年第 3 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 9 月 1 9 日、平成 2 5 年第 3 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 9 月 1 9 日 (木曜日) 議事日程第 3 号

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 2 4 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成 2 4 年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成 2 4 年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成 2 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成 2 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成 2 4 年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 平成 2 4 年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 8 | 承認第 4 号 | 専決処分の報告及び承認について
「(専第 4 号)平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算(第 2 号)について」 |
| 日程第 9 | 議案第 3 3 号 | 村有財産の貸付について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 4 号 | 物品供給契約の締結について |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 5 号 | 村道の路線認定について |

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (1名)

11 番	泉 田 洋 一 君
------	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務係長	堀 田 直 孝 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は泉田議員から欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 3 号のとおり行います。

日程第 1、認定第 1 号、平成 24 年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）おはようございます。

それでは、決算書の 1 ページをお開きください。ピンク色の用紙でございます。

認定第 1 号についてご説明いたします。

認定第 1 号、平成 24 年度西原村一般会計歳入歳出決算書。

開いていただきまして、1 ページでございます。

歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款 1 村税、7 億 1,426 万 1,000 円、8 億 3,290 万 6,145 円、7 億 6,386 万 5,455 円、88 万 196 円、6,816 万 494 円。

款 2 地方譲与税、4,367 万円、4,366 万 9,059 円、4,366 万 9,059 円、0、0。

款 3 利子割交付金、113 万 3,000 円、113 万 3,000 円、113 万 3,000 円、0、0。

款 4 配当割交付金、76 万 8,000 円、76 万 8,000 円、76 万 8,000 円、0、0。

款 5 株式等譲渡所得割交付金、19 万 8,000 円、19 万 8,000 円、19 万 8,000 円、0、0。

款 6 地方消費税交付金、7,483 万 3,000 円、7,483 万 3,000 円、7,483 万 3,000 円、0、0。

開いていただきまして、款 7 ゴルフ場利用税交付金、3,599 万 3,000 円、3,599 万 3,400 円、3,599 万 3,400 円、0、0。

款 8 自動車取得税交付金、950 万 5,000 円、950 万 5,000 円、950 万 5,000 円、0、0。

款 9 地方特例交付金、439 万 2,000 円、439 万 2,000 円、439 万 2,000 円、0、0。

款 10 地方交付税、13 億 9,469 万 7,000 円、13 億 9,469 万 7,000 円、13 億 9,469 万 7,000 円、0、0。

款 11 交通安全対策特別交付金、78 万 4,000 円、78 万 4,000 円、78 万 4,000 円、

0、0。

款12分担金及び負担金、5,601万9,000円、5,636万6,947円、5,614万5,287円、0、22万1,660円。

款13使用料及び手数料、697万8,000円、747万2,215円、747万2,215円、0、0。

款14国庫支出金、5億6,959万5,000円、2億2,562万306円、2億2,562万306円、0、0。

開いていただきまして、款15県支出金、3億7,496万2,000円、3億622万8,506円、3億622万8,506円、0、0。

款16財産収入、2億203万7,000円、2億268万9,050円、2億255万7,250円、0、13万1,800円。

款17寄附金、10万2,000円、19万円、19万円、0、0。

款18繰入金、1,408万円、1,408万1,734円、1,408万1,734円、0、0。

款19繰越金、3億741万3,000円、3億741万3,760円、3億741万3,760円、0、0。

款20諸収入、3,731万7,000円、4,240万5,847円、4,240万5,847円、0、0。

開いていただきまして、款21村債、2億8,260万円、1億6,090万円、1億6,090万円、0、0。

歳入合計、41億3,133万7,000円、37億2,224万6,969円、36億5,285万2,819円、88万196円、6,851万3,954円。

開いていただきまして、続きまして歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順で朗読いたします。

款1議会費、7,411万円、7,351万9,728円、0、59万272円。

款2総務費、9億2,165万3,000円、7億8,707万8,445円、1億2,511万1,000円、946万3,555円。

款3民生費、8億6,012万3,000円、8億5,238万1,114円、0、774万1,886円。

款4衛生費、2億9,657万6,000円、2億9,164万6,198円、0、492万9,802円。

款5農林水産業費、2億9,676万1,000円、1億8,999万6,923円、1億150万円、526万4,077円。

開いていただきまして、款6商工費、1億8,788万2,000円、1億8,661万3,662円、0、126万8,338円。

款7土木費、3億7,666万2,000円、1億2,972万626円、2億4,522万円、172万1,374円。

款8消防費、1億4,855万円、1億4,794万6,916円、0、60万3,084円。

款9教育費、3億5,339万4,000円、1億9,097万6,328円、1億5,767万

9,000円、473万8,672円。

款10災害復旧費、1,825万4,000円、1,806万1,063円、0、19万2,937円。

開いていただきまして、款11公債費、4億7,380万8,000円、4億7,362万538円、0、18万7,462円。

款12諸支出金、1,000円、0、0、1,000円。

款13予備費、1億2,356万3,000円、0、0、1億2,356万3,000円。

歳出合計、41億3,133万7,000円、33億4,156万1,541円、6億2,951万円、1億6,026万5,459円。

開いていただきまして、歳入36億5,285万2,819円、歳出33億4,156万1,541円、歳入歳出差引残額3億1,129万1,278円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3億1,129万1,278円。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは、実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしく願いたします。

○議長（坂梨公介君） ただいま認定第1号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に、平成24年度の決算について審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君） ただいまご紹介いただきました監査委員の河上でございます。

ご指名によりまして、平成24年度の決算審査報告を、既にお配りしてあります西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書をもとに報告をさせていただきます。

まず、資料をおあげいただきまして、地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年7月16日付で審査を求められました平成24年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計並びに運用基金の運用状況について、その審査を終え、平成25年8月12日付、西監発第15号により、日置村長に本意見書を提出させていただきました。

本意見書につきましては、全項目につきまして、監査委員であります上野正博議員との2名合議の上、審査を進めたところであります。

次をおあげいただきますと、目次でございますが、事前配付済みでもう既に十分ごらんいただいていると思いますので、説明は簡潔に行いたいと思います。

1ページをおあげください。

審査についてでございます。

審査対象としまして、平成24年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく特別会計で、年度等は省略させていただきますが、国民健康保険特別会計、介

護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、中央簡易水道事業特別会計及び企業会計としまして工業用水道事業決算報告、その他実質収支に関する報告、財産に関する調書及び財産管理、目的基金の管理状況、以上9項目について審査をさせていただきました。

2でございますが、決算書の調整並びに提出時期につきましては、法定の期限内に提出されているところであります。

3、審査の期間でございますが、平成25年7月17日から7月30日までの13日間のうち、実日数12日でございます。

4、審査の方法であります。この決算審査に当たりましては、監査基準によるほか、以下7点について審査をいたしました。特に、(4)につきましては、ほとんどの行政事務に収入・支出が絡みますが、法令や条例を遵守し執行されているか、特に注意したところであります。

次に、2ページをごらんください。

審査の結果でございます。

平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認いたしました。

また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べておるとおり、正確であることを認めました。

次に、3ページをおひらきください。

この3ページから30ページまでは、一般会計につきまして決算の概要及び予算執行について審査意見を述べております。

次に、14ページの不用額についてでございます。

予備費を除いた実質不用額は約3,700万円で、前年度の予備費を除く不用額と比較し、約2,000万円減少しております。大部分が予算執行残や経費節減に伴うものと推察いたしますが、この予算執行の額が把握されたら速やかに減額補正し、財源の有効活用に向けて適正に処理されることを望むところであります。

31ページから46ページでございますが、4つの特別会計及び企業会計について審査意見を述べております。

続きまして、審査のまとめに移らせていただきます。

朗読をさせていただきます。

平成24年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めました。

財政運営については、厳しい経済情勢の中、実質収支は各会計とも黒字を

もって翌年度に引き継ぎを得たことは、財政収支の均衡保持に努めた結果と考えられます。

平成24年度の一般会計決算は、前年度と比較し総括的に述べると次のとおりであり、歳入歳出決算額は、ともに前年度を上回っております。

その収支は、まず実質収支で2億2,012万円の黒字を計上し、前年度と比較して1,054万円の減であり、単年度収支は前年度赤字から少し減少しております。財政調整基金は1億2,685万円が積み立てられております。地方債の繰上償還、基金取り崩しはなく、実質単年度収支は1億1,631万円、前年度対比15.8%の増となっております。

歳入では、繰越金が1億611万円25.7%、諸収入7,002万円62.3%、村債1,300万円7.5%、地方交付税924万円0.7%、その他減額分と合わせて合計2億1,143万円の減であります。反面、財産収入1億6,406万円426.2%、県支出金6,657万円27.8%、繰入金は769万円120.2%、その他増減分と合わせて1,777万円、合計で2億5,609万円の増であります。歳入決算額は、前年度対比4,466万円1.2%の増となっております。

財源構成比は、自主財源が38.2%で、前年度対比0.3ポイント減、額では664万円0.5%増で、財源安定の確保が保たれております。

依存財源は、構成比61.8%で、前年度対比0.3ポイント増、額では3,801万円1.7%前年度より増加をいたしております。地方交付税は924万円0.7%の減となり、構成比の38.2%を占めております。地方交付税のうち普通交付税は、熊本県平均3.4%の配分減の中、本村は0.4%の減となっております。今後は、国の財政から見て減少傾向が予想され、依存財源に頼る財政運営は苦しく、自主財源確保に努め、財源の安定が要求をされます。

村債発行については、平成24年度は臨時財政対策債で1億6,090万円7.5%の減となっております。健全財政運営を維持するためには、地方債残高を考慮して今後の事業計画を立てることが特に必要と考えます。

歳出は、目的別で、前年度対比、商工費1億7,376万円1,352.7%、災害復旧費1,001万円124.2%、民生費5,917万円7.5%が主な増となっており、性質別では義務的経費5,527万円3.5%減、投資的経費は1億4,796万円36.5%増、その他の経費5,191万円3.9%の減、歳出決算額は前年度対比4,078万円1.2%の増で、歳入歳出のバランスがとれております。

普通建設事業は前年度対比1億3,795万円34.7%の増となっておりますが、その主な要因は光ブロードバンド整備事業、保育所等緊急整備事業等の増によるものであります。

財政運営については、経常収支比率は84.4%で、前年度より0.2ポイントの減で改善されており、望ましい標準値75%より9.4ポイント高く、財政の硬直化が見られます。今後も財源構成比は厳しくなると考えられますが、平成20年度決算から「地方公共団体財政健全化法」が新たに施行され、設定さ

れた指標と実績を、より具体的に確認把握し、健全化への対応が要求されるので、さらなる財政硬直化是正への努力が望まれます。

特別会計決算については、医療費の高騰が継続する中、財政運営はますます厳しく、長期展望に立った健康維持活動対策が必要と考えられます。

健康づくり推進について、食生活の改善・地域づくりへの参加等、枠を超えた関係者の積極的な指導助言により、医療費抑制に向けた連携が必要と思われま

す。税金については、国民健康保険税の収納額は1,648万円、前年度対比8.8%増となっております。収納率は79.1%で、前年度対比2.2ポイントの増、介護保険料収納率は95.2%で、対前年度比と同率、後期高齢者医療保険料収納率98.6%、対前年度比で同率となっております。

村税等滞納については、一般会計も含めて収入未済額は調定額対比9.9%に対し、目的税である国民健康保険税は20.5%で、合計収納未済額は5,276万9,548円であります。それにより運営に支障を来し、税完納被保険者に多大の負担を強いている現状は、公平負担の原則に鑑み、早急な対応が求められます。

国民健康保険制度の特殊性により、その収納作業は困難であるが、税負担の公平性からも時効対策に留意し、収納向上を図り、財源確保にさらなる努力を望むものであります。

政府の財政改革の中、税源移譲が推進され、地方税収納額は増加するが、収納には限界があり、財源確保は一段と苦しくなると予想されます。今後、財源の確保はさらに厳しくなると考えられますが、健全財政維持には相当な努力・工夫が必要と考えられます。

平成18年8月、「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」が総務省から示されております。それによると、①複式簿記の考え方を導入した財務書類4表の作成・活用を通じて、資産債務改革に関する情報開示と適正な管理に努めること。②未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産債務改革の方向性と具体的な施策を策定することを指針としております。いわゆる新公会計制度の導入であります。

多くの市町村で、平成20年度より、「総務省方式改定モデル」によって財務書類4表が作成されているところであります。この財務書類4表の作成・活用を通じて、現在存在する公共資産の老朽化がどれだけ進んでいるか、公共資産の減価償却がどれだけ進んでいるかを算定することにより、今後の改修計画の策定及び負債総額を、住民1人当たりに算出することで、将来世代の負担の程度を知ることができるものであります。また、これらの資産老朽化比率・住民1人当たりの負債総額を算出することで、他市町村との比較も可能になると思われま

す。以上で、決算審査報告を終わらせていただきます。ありがとうございます

た。

○議長（坂梨公介君）以上で、平成24年度決算についての審査報告が終わりました。

これより認定第1号の質疑に入りますが、認定第1号は歳入と歳出に分けて質疑をお受けいたします。

初めに、54ページまでの歳入について質疑をお受けします。質疑ございませんか。

3番議員、村上君。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員の村上です。

歳入について2点ほど、これは確認ですけれども、お尋ねしたいと思えます。

まず、44ページ、歳入の44ページ。

土地の売払収入、これが1億7,119万2,900円というふうにあります。これの面積と単価を、ちょっと教えてください。

それと、46ページ、指定寄附金、これはふるさと納税ですが、当初予算と比べると約9万円ほどふえておりますが、この件数、何件だったということ、この2点を担当課長よりお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。

企画課のほうで、昨年度財産売払収入ということで、昨年4月に予算を計上させていただきまして、急遽この予算につきましては、先代よりありました、工業団地内にあります、鳥子工業団地内にありました九州総合製本の会社の売却が、平成21年度より行われておりましたわけですけれども、これに伴いまして村といたしましては、隣にあります堀場エステックさんのほうの規模拡大と九州総合製本の売却ということで、お互いが取り持ちをしながら頑張っていたところでもございましたけれども、平成21年に県も間に入っていたございましたけれども、なかなかお互いの取り合いができないということで、熊本県の誘致企業課と相談いたしまして、村と県が一体となってその間を取り持つような形で、歳出のほうにも出てまいりますけれども、九州総合製本のほうから土地を購入し、工業団地内にあります堀場エステックさんのほうに売却をするという形をとりました。

金額については、九州総合製本のほうに、まず売却の提示を求めておりましたところ、金額は後で出てまいりますけれども、1億4,500万円という価格と、それに伴いますもろもろの経費、要は建物が建っておりますのでその辺の経費だったり、仲介の売買代金の手数料あたりを加算いたしました金額を、それぞれ村の負担がないようにということで、こちらのほうの土地売払収入としてこちらのほうの売却を行った金額が1億7,119万2,900円というふうになっておりますので、単価につきましては、先ほど申しましたように、

まず最初に九州総合製本の売り払い、購入価格ですか、そちらのほうが1億5,000万を超えないというところで村が条件を出しましたところ、1億4,500万で、ということで、それプラスの加味されました金額でございますので、坪単価というよりもそちらのほうから計上された額ということで認識していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。（「もう1点、どうなった」の声）

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）2件目の今度はふるさと納税でございますけれども、こちらについては、5名の方がふるさと納税ということで寄附をしていただいております。平成22年には2件で4万円、23年には6件で10万7,150円ということで、本年度24年度につきましては5件ということで、1件の方が高額で10万円を寄附していただきまして、あと残りについては、9万円につきましてはそれぞれの5万円だったりということでございまして、5人の方ということで決算が出ております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは同じ46ページ、同じく指定寄附金のふるさと納税について。

徐々にふえております、決して減ってはいないというお話でもありましたけれども、何ですかね、よその、報道を見ますとよその自治体で桁が2桁、3桁、4桁というような市町村が、もう既にたくさん出ておられます。そういう情報とかは、当然行政のほうでも知っておられると思っておりますけれども、本村のほうでも昨日の一般質問の中でもありました6次化というお話の中で、加工のレトルト食品関係をたんぽぽハウスさんもやられておると。商工会青年部におきましては焼酎を、いろいろな問題もありますけれども一部クリアをされて製造されておるというところを利用して、商品の販売を含めた、これが逆に言うと、いろんな全国の方への地元商品のPRにもなりませんか、そういった形で納税額もふやせんかという思いもありますので、今後の方針、執行部側でそういう提案とか、来年に向けてできていくのか、このままの状態です。少しづつ伸ばしていくのか、方針的に考えをお聞かせ願えればと思っております。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）他の町村におきましては、やっぱりふるさと納税ということで、どれだけふるさとを思うかということで、いろんな形で、我々西原村の住民にとってもそのような形でおるわけでございます。

特に、西原村に前回寄附していただきました方々の名簿を見ていただきますと、関東西原会の方が非常に多くて、こちらの方はうちのほうで2年に一回ほどそちらのほうに出向いてご案内をさせていただいておるところでござ

います。それで、広報の西原もそちらのほうに郵送させていただいておるといことで、案外と西原村に対してのご理解と思う気持ちがございます、そちらのほうにつきましては、広報西原等あたりで今回の質問を踏まえたところで、宣伝はしていきたいというふうに思っております。

特に、指定納付ということの形でございますので、なかなか難しくはございますけれども、できるだけ広報で知らせるとというのが一番の妥当かなと。ただ、今広報のほうも非常に郵送料が高くついておりまして、そのはね返りもありまして、村外の方については広報の関係で地区住民の方という形ですしておりますけれども、村外の先ほどありました関東西原会だったり、そういった職業によっては自衛隊の方々にもそういった広報を送付させていただいております。それで、皆さん方、西原村の関係の方々には、十分周知ができるような形を今後はとっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

今の答弁で、一步、私の質問に立ち入ったところまでの回答がなかったものですから。今後、その商品化、1万円寄附された方には数千円程度の、西原の加工されたもの、10万円の方にはそういうの、数万円相当という形で、お金は、それはありがとうございます、いろいろな情報を渡すより粗品程度ということでやっていくと、もうちょっと村外の、西原村出身者以外の方も世界遺産の中の農業遺産に含まれた、西原村が地図上でどこというて、全国の方で押し切る方は、ほとんど本村出身か熊本県のこういう地域出身の方でないとなかなか押せない、ここの場所自体を認識することが非常に難しい地図上で、場所でもあります。大体、この辺だろうといったところで、少し広報的なことを仕掛けていければ、マスメディアを使うとお金がかかります。ホームページ上だったり、関東西原会に行ったらやっぱり関東西原会の方に言っていくと、少しずつそういった試みも、田舎ではありますが、今回を機にそういった風潮もつくっていけば、逆に6次化産業の後押しにもなりはせんかなという思いもありまして質問しましたので、まだ検討されていないと思いますので、今後の検討の課題の中に入るのか、検討の余地は今のところありませんのか、その辺を答弁願って終わりたいと思いますけれども。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）すみませんでした。先ほどの最初の、納税の方々について、ふるさとに対するお礼というか、そういったやつ、または宣伝を兼ねたということで、確かにやっぱり高額の方にそのままはがき1枚でありがとうございます、電話1本でありがとうございますでは、やっぱりなかなかされた方に対しての西原の思いが伝わらないこともあろうかと思っておりますので、今後は内規で、うちあたりの、村内の執行部とも相談いたしま

して、金額に応じたところでそれぞれ西原村内のアピールはしていきたいというふうに思っております。

先ほどありました、次に言われました今度村外の方々、または今から先そういう方に宣伝を、募る上での効果も見据えたところで、特に西原村が農業遺産を、阿蘇の農業遺産ということで、アピールは、今後はいろいろなところのイベントは、企画も含んでいろいろなところに行っております。それに対しましては、そういったやつがあるということも宣伝を踏まえたところでアピールはしていきたいというふうに思っておりますので、それに伴いましては当然ながら支出の予算もかかわってくるわけですが、その辺も一緒に含んだところで、今後とも執行部の方々に対しまして、よろしく願います。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

少し期待を持てるような答弁をもらいましたので、来年度の当初予算のところで何とかそういうところの予算がどこかに出てくればと期待をして、今回、質問を終わります。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今、宮田議員の質問にちょっと関連をいたしますが、これは村長のほうに答弁をお願いしたいというふうに思います。

自分の記憶でいきますと、恐らく関東西原会が設立をされて、もう10年近くたっているんじゃないかなというふうに思いますし、今企画課長のほうが言いましたように、関東西原会というのは非常にそうした母体を持っております。関東に西原村から移り住まれて、そこで生活を営んでおられる方、実は関東西原会の設立後、関西のほうに同じような組織をつくったらどうかということで、試みをいたしました。

なぜかといいますと、九州の出身、特に熊本県あるいは西原村も例外ではございませんが、当時の今の団塊の世代の方々、あるいはその上の方、あるいは下の方々、中学あるいは高校、大学卒業されて就職されたところは、場所的に言いますと関西のほうが関東よりも非常に人数的にも多うございます。ただし、組織をつくろうというふうに動いたときに、関東のほうが世話をすの方々が年齢が幅広くいらっしやいまして、関西のほうは残念ながら自分の同級生あるいはその2個先輩、あるいはその4個先輩、ちょっと下の、下も2つとか3つぐらいの方々しかお集まりできませんでしたので、とうとう最終的に何回か試みをしたんですが、立ち消えになりました。その関係で、ふるさとを思う気持ちは恐らく関東にいらっしやろうが、関西にいらっしやろうが、西原村を思う気持ちはみんな一緒だと思えます。それで、何らか思う

気持ちに納税、ふるさと納税につながるならということも、ずっと自分も思ってきました。

それで、結論から申しますと、そういう組織をもう一度立ち上げて、西原村はいいところになりましたよとか、ぜひもう一回帰ってきてくださいとか、そういう意味で、そういう組織の立ち上げももう一度チャレンジをしていただきたいというふうに自分なりに思っておりますんで、村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）日置村長。

○村長（日置和彦君）関東西原会は、もう十二、三年ぐらいになるかな、そのぐらいになっておると思います。今お尋ねの関西、まあ、名前は関西西原会でもいいですけども、関西のほうでこういった西原出身の方々の会をつくってもらえないかということで、これ、前一遍やりかけたんでしょう。それで、やりかけてなかなかうまくいかないということで、中断しておると言うようなことであります。

関西熊本会のほうには、うちのほうからもいろいろな萌の里の焼酎をやったりとか、いろんな形でやっておりますけれども、西原会、今のところは、その向こうにおられる方々がそういった機運があれば、そういったことも検討することが必要じゃないかなというふうに思っております。なかなかそういった機運が、今のところは、向こうに行っている方々からの声が届いていませんので、そういうことがあれば、今後検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

審査のまとめのところで、52ページで、②で

○議長（坂梨公介君）坂本議員、マイク、マイク。

○1番議員（坂本隆文君）ああ、すみません。②のところ、未利用の土地なんかを、西原村はたくさん持っておられますけれども、こちらの売却とかそういうものはお考えではございませんか。

審査のまとめのほうです、はい、すみません。審査のまとめのほうで、村有の土地がいろいろ持っておられますけれども、こちらのほう、維持管理のほうも結構大変だと思いますけれども、こちらの売却等は、今はお考えではありませんか。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）ただいまの財産の売却等についてのお尋ねでございますけれども、今現在4カ所村のほうで維持管理をしている箇所がございます。布田の、もと収入役の裏のほうと、万徳の以前ゲートボール場をされておられました。あと、桑鶴地区、それから河原団地のほうですかね、そういうところが4カ所ほど、伐採等の管理をしておりますけれども、そうですね、

今のところ、この財産の売却というのを早急にという、当然議員が言われますように、当然必要なことでもあるかと思えますけれども、はっきりしたそういう計画は、今のところは予定がございません。

○議長（坂梨公介君）坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）今から交付税のほうもいろいろ下がってくるとは思いますが、こういうのも維持管理もたくさんされていると思います。いい土地があれば、住宅等建てていただくような土地の活用とか、またお店とか、そういうのにも使われるんじゃないかと思えますので、そういうことも考えていただければと思っております。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

質疑がないようでしたら、後で歳入歳出を一括してお受けいたします。

次に、55ページから歳出について、最終ページまで質疑をお受けします。

質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

企画商工課長ばかり質問して、まことに申しわけございません。別に、いじめているつもりではありませんので、そういうふうにとらないで聞いていただきたいと思えます。

ページ数からいきますと、歳出の124ページ、商工費の商工業振興費の中の、これは関連でずっといきますので、まず9番、10番、12番、それから13番、これについて一つずつお答え願いたいと思えます。

じゃ、1件ずつ質問しますので、もう端的にお願いしたいと思えます。

まず、9番の旅費ですけれども、支出済額が33万9,594円というふうに、非常に不用額も18万7,000円というふうに出ております。この中で、ちょっと私が調べたところによりますと、一番大きい支出が特産品のPR旅費というのがあると思えます。それで、4万円の6名の、これは多分4万円ということは打ち切り旅費かなというふうに想像するんですが、打ち切り旅費なのか。それで、6名というのは個人さんなのか、あるいは団体なのか、そのところをちょっとお尋ねします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）旅費については、それぞれの打ち切りじゃございません。それぞれのパック料金だったり、それに日当を加算した額ということで、人数につきましてはそれぞれの人数をパックに加算していくという形でございますので、打ち切り旅費ではございません。以上です。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

じゃ、パック旅費ということでもたまたま4万円になったと、1人が、ということで理解してよろしいですか、日当も含めたところで。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）企業誘致連絡協議会役員との交流会としての企業の5名で、村が4万円というところ、これを鑑みますと、企業の連絡協議会の役員との交流会でございまして、4万円という旅費の金額がどこに記載されておるのか、ちょっとわからないんですよ、正直な話、1人当たりの4万円というのがですね。うちが持っています資料につきましては、はしらがございまして、25万9,340円ということでございまして、その4万円という額がどこから出てきておるか、どのページに載っておるか、ちょっと教えていただければと思いますけれども、はい。

○議長（坂梨公介君）教えてくださいとですか、質問ですか。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、暫時休憩で。

ここには自分の手持ち資料ありませんので、わかりません。

○議長（坂梨公介君）ちょっと、暫時休憩します。

（午前10時53分）

（午前10時54分）

○議長（坂梨公介君）会議を開きます。

企画課長。答弁を言ってください。

○企画商工課長（高本孝嗣君）こちらに決算書で上がっておる金額につきましては、25万9,340円と、企業誘致のための視察ということで8万2,540円ということで、この合計が33万9,594円というふうに決算では上がっておるわけですが、その4万円の6名分の24万という金額はどこに記載されておるかは、ちょっと調べてみないとわからないということで、後でまた報告いたします。（「それで結構です」の声）

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）さっきの続きですが、11番の、今度は需用費。需用費の中で、食料費が48万9,303円と、不用額も16万6,000円というふうになっております。非常に、これもかなり辛抱された中での支出だろうと思いますが、これは1回しかもう私も聞くつもりもございせんが、この食料費の中で一番大きな支出はどこで幾らなのか、これだけちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）一番大きい支出ということでありますけれども、こちらにつきましては昨年11月に支出しておるわけですが、10万2,936円ということで、堀場製作所の物品のPR、要は西原村内の農産物のPRを、地場産業でありますうちの堀場さんの本社、エステックの本社のほうに赴いてマルシェを行ったときの、商品代としてここに計上させていただきました。

いております。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ありがとうございました。

それ以上、追及といいますか、聞くつもりも初めからございませんでした。

これも、1つだけ教えていただきたいと、12番、役務費。役務費の売買代理手数料というのがあります。この中で926万1,000円、この算出根拠だけを教えてください。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）算出根拠につきましては、先ほど財産収入に伴いますということで、先ほどお話をさせていただいたかと思えますけれども、こちらにつきましては、九州総合製本さんの、西原村が買い取る価格が1億4,500万と、そうすると先ほど言いました鳥子団地の堀場さんに売りましたのは、1億7,000万というふうに今あったかと思えますけれども、こちらの仲介の手数料ということで、国土交通省の宅地建物取引業法の46条の第1項に定められております売買代金の手数料でございます。買入仲介手数料と販売仲介手数料を、それぞれを経費として上げさせていただいております。

先ほども申し上げましたように、九州総合製本から買いました部分に加算いたしました部分が、こういった経費を、先ほど堀場さんにもう売却しておるわけですが、これが1億4,500万に3%が法的に、400万円を超えますので3%を手数料といたしまして、それに400万以下の手数料部分が6万円ございますので、その辺を足して、それに消費税を掛けて加算いたしました。それに、今度、買入れ部分と販売部分の値段ということで、ここに計上させていただいております926万1,000円という額が算出されております。

それで、基本的には売却、また買い取りのときに、それぞれの3%でございますけれども、要は安い額の1億4,500万円をそのまま計上させて、安い額ということで、その額内の範囲内ということで、法的にも触れてないということで、一応申し添えておきます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今、企画課長のほうが答弁されたのですが、全くそのとおりだと思います。1億7,100幾らだったですか、売り払いは。それと、1億4,500万、買入価格を足しての400万を超える正当額ということで出すと、これ1,000万を超えてしまうんですね。それで、自分は、売り払った分は全然かからないと思っていましたので、買い取ったときの価格に対する売買手数料かなというふうに考えていました。

それで、1億4,500万円の、さっき課長が言われました3%プラス6万円と税、これが463万500円なんです。これに、これを2倍するとちょうどこの額に当てはまるんです。ですから、1億7,100万とこの1億4,500万を足し

たら、ちょうど1,000万を超えてしまいますよ。だから安いほうと、安いほうといいですか、不動産会社さんのほうが良識あった金額でされたというふうに理解いたします、はい。

それから、13の委託料、鳥子工業団地の調整池の測量設計業務委託料、これについてちょっとお尋ねします。これは、指名競争入札で行われましたか、随意契約で行われましたか。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）これにつきましては、地方自治法の167条の第2項の第1項に基づきまして、随意契約を行いました。中身につきましては、質問されているものをそのまま説明でようございますですか。（「いいですよ」の声）

鳥子工業団地内にあります企業の堀場さんが、先ほどの土地の移動の話もありますけれども、規模拡大ということで、規模拡大につきましては会社の増設及び駐車場用地の申請をされたわけですけれども、会社の規模拡大につきましては、やっぱりどうしても団地内だけでございましたら今あります調整池で間に合ったわけですけれども、また同じところに隣にあります株式会社共和さんが駐車場規模拡大の取得も行うということで、それらの用地に対しまして、農地転用の許可だったり、開発の許可を急遽するように、行うにあたりまして、昨年12月に議会に提出させていただきましたけれども、調整池の調査測量委託を急遽予算を計上させていただいたわけですが、それでも急遽にそういった農転だったり、開発に必要な手続事項が、そこ、2カ月、3カ月では到底間に合わないということで、緊急により競争入札をすることができないというところで、一応随意契約というか、見積もり入札を行ったところでございます。

業者につきましては、たまたまその工業団地内の、昨年予算で出ておりますけれども、工業団地内に、村道の、団地の鳥子5号線ということの、そちらの測量をやっておりました測量会社のほうに、まず基本的な金額的なやつを予算的にどのくらいかかるかということでお話をさせていただいたところ、200万を超える予算もありましたけれども、それに対しまして80%ぐらいを予算の計上とさせて、後で出てまいりますけれども、200万というところで、12月のほうで予算を計上させていただいたところです。その中にありまして、一応そういった会社を、まずその会社とほか2社を、見積もりをいたしましたところ、たまたまやっぱりその会社が一番安かったというところで、その業者と随意契約をいたしたというふうにしておりますので、一応ご理解をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）今、企画課長の答弁は、これはもう法律でありますよね。地方自治法施行令167の2、1から9項目あります。その中の5番の、

緊急の必要により競争入札に付することができなかったというふうに、まずそれは理解してよろしいですか。

ということは、今言われましたように、3社ほど見積もりをとったということで、その今鳥子工業団地の5号線ですか、その会社が3社ほどの見積もりの中で一番安かったということで、これは見積もり入札で落札率からいくと98.7%なんですね、この金額というのは、だけん、あとの2社というのは200万を超えていたということですか、それよりもこの99%、98.7%ですから、99か100に近かったというふうに理解していいですか。

○議長(坂梨公介君) 企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) 先ほど、委託費の概算のお話をさせていただきましたけれども、250万円ほどで最初はお話があったところで、その8割相当で予算計上ということで、実際にここに基本設計として258万5,000円上がっておるわけですが、予算のときには200万で予算計上させていただいております。その中で見積もりをさせていただいたところが200万を切った業者と200万を超えた業者があったということで、ここにあります。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) 3回目、まとめてください。

○3番議員(村上貞廣君) はい。これは、たしか企画課長が言われたように、12月の補正だったわけですね、予算計上したのは。出納閉鎖まで5カ月はあったわけですが、できるだけ補正予算で計上した分については執行を速やかにするように、できるだけ130万というふうになっていますよね、工事または造成の随意契約は以下、130万円以下というふうになっておりますんで、できるだけ公平性を保つように、特に補正に関しては指名競争入札が望ましいと思いますので、この後、今後においてはそのように対処していただくように、こちらのほうから要望しておきます。以上です。

○議長(坂梨公介君) 企画課長。

○企画商工課長(高本孝嗣君) ありがとうございます。

今後は、これによって公平性を欠くようなやり方では、ちょっと不信感をいただくということでございますので、今後十分留意しながら進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員(西口義充君) 教育委員会のほうにお尋ねでございます、お尋ねしますけれども、歳出で河原小学校、山西小学校

○議長(坂梨公介君) すみません。ページ数、教えてください。

○4番議員(西口義充君) ページ数は144ページ、委託料。それと、中学校が150ページ。

この中で、樹木選定等作業委託料、山西小30万、河原小学校20万。

150ページの中学校のほうですけれども、樹木剪定等作業委託料78万7,500円、何か中学校のほうでえらい金額が高くなっておりますけれども、これは年に何回剪定・消毒をされておるのか、また業者選定はどのようにして決めておられるのか、ちょっとご報告お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えいたします。

この選定につきましては、見積もり入札で村内の業者の方をお願いしております。あと、内容につきましては、樹木剪定、ちょっと回数につきましてはちょっとまだ、今はちょっと現在では把握しておりませんが、後ほどまた調べてからご報告したいと思っております。よろしいですか。

○議長（坂梨公介君）西口議員。

○4番議員（西口義充君）樹木は山西小も結構、中学校に負けないぐらいの木が植わっておりますし、どうしてこのような金額の開きがあるのかなという思いがありましたので、そこを詳しく調べてから報告をしてください。よろしくお願ひします。

○教育課長（塚元利文君）ご報告いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかに。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）総務委員会で、実は詳しく税務、滞納者対策ということで、課長からお伺いしたところでございます。その中で、大変私も感銘を受けた中で、さらに突っ込んだところをお聞きしたいと思いますけれども、それはやはり長期滞納者の中に、金額が多い部分に多重債務の方がまま見受けられるということで、それに対してはいろいろと相談窓口を相談されたり、いろいろされて、いい結果に導いておられるということでございましたが、そもそも私が考えますに、多重債務の方々は最初はギャンブル依存症から借金を繰り返して多重債務に陥るというパターンがかなり多いのではないかとこのように思っておりますけれども、そもそもそのギャンブル依存症ということがわかった段階で、今熊本県はそのギャンブル依存症の対策を、精神科医療の中で取り組んでいるということは、数年前にクローズアップ現代でも紹介されておりましたけれども、そういったところと連携して取り組まれたら、滞納にそもそもなるという流れが途中でシャットアウトができるのではないかとと思いますが、その辺でどのようにお考えでしょうか。まず、税務課長にお願いします。

○議長（坂梨公介君）堀田係長。

○税務係長（堀田直孝君）お答えいたします。

長期滞納者の多重債務者、これ今現在かなりおられます。ただし、窓口で相談を受けたときには、これは本人さん、滞納者が体裁とかそういうことで、「おたくは多重債務者ではございませんか」というお尋ねをすると、「いえ、

ありません」とおっしゃいます。今現在、滞納整理の中で本来やるべき滞納整理、以前はお願い集金でしたが、税金の本来の目的というのは持参債務でございます。ですから、今西原村としましては、自主納付の村づくりを目標に今滞納整理を頑張っておるところでございます。その中で、お願い集金、こういうことをやめて、一切今自主納付ということで、法律の中では督促状を発送して10日を経過したら差し押さえしなければならないと、してもいいじゃなくて、しなければならないという法律に基づいて、平成18年度より180度転換した滞納整理のやり方をやっております。

その中で、国税徴収法の142条の中に、滞納した場合は搜索差し押さえというのがございますが、その搜索において発見するべき物の中に、そのとき窓口では、私は多重債務じゃございませんとおっしゃいますけれども、実際入ってみると、例えばサラ金関係、プロミスとかアイフルとか、大手の支払いカードを発見します。そういうときに、「おたくは多重債務じゃございませんか」と言ったときに、「実は」という言葉をお聞きするわけでございます。そういう中で、発見した場合は、「多分、多重債務ですよ」ということで、自治体の大きいところではその自治体でサラ金関係にその残高、そのあたりの契約内容を照会することができますけれども、うちの小さい町村では担当者2名班で今やっておりますが、できないということで、今この予算計上も昨年からしていただいておりますが、徴収アドバイザーということで、自治大の税務専門課程の教授のほうに、今、月1万ということで12万の計上をさせて、相談をさせていただいておりますが、その方に相談したり、県内におきましては、今、光の森のほうに税を重んじる司法書士さんの方がおられますので、そちらの方を紹介して多重債務の支払い、訴訟をしていただいて、今現在そういうことで完納に結びつくという事案がかなりあっております。

また、先ほど田島議員が言われましたギャンブル依存症。ギャンブル依存症につきましても、今県のほうが、消費生活センターのほうが生活再建支援ということで、今相談に乗っておりますので、そういう方については財産を差し押さえてしまいますと、その方からまた債務があるということで、闇金とかそういうふうに出す方が非常におられます。ですから、そういうふうなまた悪循環を招くよりも今消費生活センターのほうから生活支援ということで、グリーンコープのほうが低金利で貸し付け、または生活支援のほうをやってくれておりますので、そちらのほうの紹介、そしてそのギャンブル依存症を治していくというような勉強会のほうに参加していただくというような流れに、今しております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）田島議員。

○10番議員（田島敬一君）大変、今税務係長の答弁に感銘を受けまして、ぜひその線で、少しでも多くの方がこういった悪循環の流れに入らないように

努力していただきたいと思います。

それと同時に、やはり、私は、学校教育から社会教育、また図書館もあります。いろいろな教育の機会を利用して、最初からもう社会人になったら、社会人になっている人もいますけれども、ギャンブルに陥らないような教育を、また多重債務に陥らないような教育、転ばぬ先のつえというようなことで、それにまた図書館にもそういったことにならないような予防的な図書蔵書計画、こういったものを取り入れられてはどうかと思いますが、その点、教育長、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）いろんな防災・防犯も含めて、今、西原自己啓発の日ということで、毎月19日を定めているところでもあります。ただ、子どもたちの生活習慣ばかりじゃなくて、やはり全住民の生活習慣、健康から、健康管理あるいは環境、福祉、危機管理、そこまでいろんな資料も、前、差し上げたかと思いますが、その中には網羅した、自己啓発は網羅した部分でもあります。特に、保護者は子育てに、自己啓発という形で今座談会もしておりますが、特に危機管理、今言われた危機管理についてもその中の重要な項目として挙げておりますので、西原の啓発、社会教育的には啓発という形でぜひ進めていきたいというふうには思います。

それと、図書関係もその辺はちょっと調べて、その辺のコーナーも検討させていただくというふうに思います。以上です。（「はい、わかりました」の声）

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番、山下です。

ページ数は116ページの節の19になります。それと120ページ、同じ19番、116と119になりますね。

まず、116の節の19です。スプリンクラー増設補助金52万円、これについては、私も、農業を始めて8年になりますけれども、やっぱりスプリンクラーの器具、それが非常にこう不足しておりましたから、この3年間補助していただいておりますことに対して、大変うれしく思っております。それから、120ページの節の19、土地改良施設維持管理適正化につきまして、44万5,500円、それと農地・水・環境保全向上対策負担金91万7,273円、この使い道について教えてもらいたいと思うんですけれども。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）まず、土地改良区に対しますスプリンクラーの補助でございますが、平成24年度から平成26年まで3年間ということで補助するならということで、総額が310万ほど以上になりますものですから、一応3カ年に分けてということで。

議員もおっしゃったとおり、かん水といいますか、土地改良のほうでスプ

リンクラーのほうが大分不足してきたり、もう既に傷んだりということで、それに伴いまして畑のほうに、議員も行っておりますけれども、エンジンの作付の分が大体受益地内で7ヘクタール、それからサトイモの作付につきましても6ヘクタールほど作付をされていると。それによりますと、またかん水を行ったほうが収品率も高いということで、JAのサトイモ部会のほうからも農家所得の安定につながるということで、3カ年間ということでスプリンクラーの補助のほうをするというので、2分の1以内ということで補助を行っているところでございます。25年度、26年度まで一応予定しているところでございます。

それから、120ページの土地改良施設維持管理適正化事業賦課金についてですかね。（「はい」の声）

これにつきまして、ダム周辺の周りが改良されまして、コンクリート柵、堤防とか、周辺はコンクリート柵でしてあるんですけども、袴野集落のほうの木製を、以前は柵でございました。それで、ちょっともう木製のほうに腐りまして、ちょっと危険な状態だということで、土改連事業として柵のほう、外柵のほう、工事をされまして、それに伴います賦課金でございます。

それから、その下の、農地・水・環境保全向上対策負担金ですか、これにつきましては、またこれも土改連あるいは県の協議会の負担金でございますが、小森土地改良区を中心といたしまして、圃場整備内の水路といいますか、途中、ダム、風当のところからとか、大切畑から水が出ている、ダムから出ているわけですけども、その下あるいは畑かん、圃場整備内の道路ですか、なかなか整備が区役とかではされないし、個人任せの部分でございましたので、水路の維持管理と圃場整備内の道路の草刈り、私も風当でございましてけれども、万徳の西のほうを2本ほど草切りに参ります。それから、自分は、本当に上井手と下井手といいますか、水路が2本ございまして、そういうぐあいにして区役のときにそういう作業に出られた人員に対しまして補助金を出している分の県あるいは土改連、県営の協議会の負担金でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）私が今お聞きしましたのは、この農地に関して約200万ほどのこの負担金が発生しておるわけですけども、今私たちが迷惑といいますか、困っている問題があります。それ、今、農地にこのスプリンクラーあるいはかん水チューブでの水をまくわけですけども、この水がほとんど濁って、ろ過器を使いますけれども、これが今10分しかもちません。なぜかといいますと、貝殻、それから変な水が物すごく、透明な水じゃなくて濁り、それからろ過器につかるような不純物、これが発生して今この水を使う、私もそうですけれども、約4名おりますけれども、これが非常に苦情が出ております。それは、益城、それから深迫ダムにあります菊陽、こちら

のほうは一切ないわけです、それが。このろ過器も使わなくてかん水チューブが、もう何時間ともちます。ですから、この資金を使ってでも、何とか執行部のほうでもそういうところを調査、なぜそういうふうな原因を、私は、調査してほしいと思うことで、今ここに質問したわけですけれども、そういうところも執行部のほうとしても原因を一つ調査しながらやってほしいとお願いしておきます。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁、求めますか。（「はい」の声）

産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに、以前、土地改良区、風当のところに分水口がありまして、そちらのほうでろ過して畑かんのほうに行くわけですけれども、以前、回数としては年に1回ぐらいだったかと思います、消防にお願いされて清掃されておりましたが、そのときにもろ過器のほうが破損して、もうろ過機能ないまま畑かんのほうに入っていついた状況でございます。それで、西本理事長だったところに、そのろ過器とか、フィルターを交換されましたので、まだ4年ぐらい前かなと思うんですけれども、その中でその西原のほうもスプリンクラーに詰まるということで、多分以前ろ過器が壊れてたときに侵入した部分がある程度入っているのではないかと考えられますけれども、その辺につきましてはまた土地改良区さんと一緒になって、原因究明といいますか、ドレーンを分けたりとか、その辺に努めたいと思いますし、また大津、益城、大菊にはないということでございますので、その益城、大菊に関しましてはまた本管といいますか、遠賀、酒殿のほうに大きい管で行った上で益城のほうだったり、深迫ダムだったりに通っておりますので、それを考えますと、やっぱりどうしても畑かん、西原村内の圃場整備内の中を走っている畑かんの中で詰まって、残留している部分がどんどん使われることに、ことし特に使われたかと思うんですけれども、そういうことで動いている可能性もなきにしもあらずかなと思ったところでございますので、その辺はまた管理者であります土地改良区と相談しながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）6番、山下議員、まとめてください。

○6番議員（山下一義君）やっぱり、2年ぐらい前からは、貝殻の死んだやつ、あれは薄くなっております。今、課長のほうから言われたように、フィルターが悪くなったということで、交換してあると思います。しかし、それ以外につかえるのが、さっき言いましたかん水チューブにつく不純物なんですよ。これの原因調査をしなくては、この問題は解決しないと思いますから。あのろ過器を通して、そのろ過器の大きさによってくると思いますから、ろ過器がどれぐらいの大きさなのか、私も見たいし、その不純物をまず原因究明しないことにはいけないと思いますから、執行部のほうとしてもわかり次第私のほうと一緒にやってもらえれば助かりますから、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁、求めますか。（「はい」の声）

産業課長。

○産業課長（海東義朗君）ただいまの件につきましては、ぜひろ過器を見せていただきまして、どういうものが詰まって、どこから入ってくるのか、ちょっと原因究明に調査をしたいと思えます。それで、ことし、予算をいただきまして、ダムのほうの今水質調査といたしますか、ちょっと水質のほうが悪化しておりますので、その辺で調査もしていただきまして、調査次第ではもうブローアーといたしますか、浄化も今後は検討していただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）ここで暫時休憩します。

（午前 11 時 30 分）

（午前 11 時 37 分）

○議長（坂梨公介君）全員おそろいですので、開会します。

先ほど、4 番、西口議員の質問に対して塚元教育課長が正確にお答えします。

塚元教育課長。

○教育課長（塚元利文君）先ほどの質問に対してお答えいたします。

山西小学校、河原小学校、西原中学校の業務剪定委託料の仕様書のほうが変わっておりまして、3 校とも内容が違いますので、その関係で値段が大分変わってきております。山西小学校の樹木剪定委託料につきましては、玄関前の園庭内のマキ、松の剪定手入れ、それから記念碑の園庭内のマキ、松の剪定手入れ、それから中学校館南側国旗掲揚台周辺、ツツジ、松、イトマキスギ、松等の剪定手入れ、あとグラウンドプール周辺、杉、桜等の枝の除伐手入れ、消毒となっております。これは年になっております。あと、中学校につきましては、敷地内の中低木、年に 2 回、低木 4 回、それから肥料 2 回、植栽地、空き地の除草年 3 回、消毒 5 回及び虫等が多い場合は適正に行うということで、契約内容が違っておる関係で値段も変わってきております。以上です。

○議長（坂梨公介君）それでは、歳入歳出一括して質疑をお受けします。質疑ございませんか。

9 番、宮田議員。

○9 番議員（宮田勝則君）9 番議員、宮田です。

ページが 150 ページ、教育委員会の 15 番、工事請負費 1 億 4,544 万 4,000 円、全額繰越明許費として、これなかなか繰り越しのところは決算でなかなか通りづらいところですので、今回質問させていただきます。

この契約の過程で、議会承認、当然、臨時会におきましてやったところで

ございますが、1番議員、坂本議員、それと西口議員の質疑の中で答弁されたと思いますけれども、それが今現在進行中でございます。夏休みも終わりましたけれども、まだ本年中はかかるというふうに予想されますけれども、現在の進捗の状況の中で当時の要望事項として議会から、議員からあった要望に対して、現在わかる範囲で結構です、下請業者さんの受注比率、村内の事業者の受注比率がわかりましたら、その比率だけで結構です、答弁お願いします。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）今回は、橋本建設さんということでございまして、今はどちらかというと、分業化ということで、かなりの下請業者さんが入られて、夏休み期間中は多いときは80名ぐらいが入られて作業されたという経緯もあるようです。

ご指摘の村内業者さんへの下請、あるいはまた二次下請とか、そういったものがあるかということでもあります。一次の、まず最初の下請では、今、25社が入っておるということでありまして、その中には、パーセントからいくと0ということになります。ただ、それ以外では、クレーンとかJA等につきましては、活用させていただいたということは聞いているところで。その辺、どうかという設計業者等との問い合わせもする中では、やはり現場説明のときに時間は、工期は厳守してくださいという、これはもう当然の話ですけども、学校施設でありますので。それで、土木とか、型枠とか、そういった工事は一応なかったという部分もあるし、公共事業等実績のある方という形で、請負業者は言われたという設計業者の話でもあったというふうに思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）いろいろお話しされましたけれども、結論は0と。非常に残念なことです。

これは、大型公共事業の中の1つの物件でございます。外注費相当でも1億円ぐらいある規模の工事だったと思います。その中で、地元協力できる業者さんが今回0だったということですけども、関連したやつの経済的波及効果というのは、当然、お弁当を買われる方、たばこを買われる方、燃料を入れられる方等、あとは少しの備品資材関係を買われる方で、若干なりとは経済的波及効果は地元にもあっておると思いますが、根本のところを議会側からお願いがあっておりますが、それを受けて執行部側からも今回発注形態からいいますと、管理部門の教育委員会からのお願いがあったかと思えますけれども、それに対しても回答0と、非常にこう何かもどかしいというか、一村民としても非常に辛いという感じがします。

事業主体が熊本県だったり、国が直轄事業としてやっておるなら別ですけども、村が事業主体とやっておる公共事業に対しまして何らかの策がない

かと思えますけれども、今後まだ大型物件、総合体育館等も含めまして、あると思えます。何か反省等をしていかんとなかなか進んでいかないと思えます。

議会からの要望もだめ、やはり設計図書の中で、入札の段階以前に指名がかかった段階で、そういうやつが特記事項としてうたうことができないのか、関係周辺自治体並びに熊本県等を含めまして、こういう事例もあるかと思えますけれども、なかなか執行部側としても管理する側としてなかなかそういう特別にうたわなければなかなか言いづらいし、拘束力もないですね。いった中で、そういう措置をやっていけるのか、村としてそういうふうに戻元するような方策を今後やっていくのか、その辺はちょっと質問したいと思えます。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）契約書ですか、そういった中でそういったことができる旨の話は何っておりますので、今後また執行部なり、その方面にたけている職員等と相談しながら今後の大きな工事等につきましては、村長のもとに勉強会でもしながら進めていければというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員、まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）執行部内でそういう方と検討しながら進めていくというふうなお話ですけれども、参考までに、これはご紹介になりますけれども、各自治体、熊本県を初めとする各自治体の中で特記仕様書の中でその辺をうたってあります。

西原村が主体とすれば西原村内の業者を選定していただくというところの特記仕様という形で、設計図書の中にもうたえるし、その辺を現場説明会の中でも実施していただければ、受注される前にそういう条件がついておられますと、受注側も見積もり段階のときに地元業者さんのピックアップをして見積もりを多分とられて入札に移行していくという形も考えられますので、そういった形を、今度、私のほうから紹介という形になりますけれども、執行部側でご検討して、よりよい品物をより安く、より早く地元に戻元するといった意味合いも含めまして、検討をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）答弁、求めますか。

○9番議員（宮田勝則君）答弁、いいです。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）7番、林田です。

ちょっと、ページは関係ないものでございますが、何といたしましょうか、消費税ですね、地方消費税交付金が、年々、うちの村としても7,000万円から7,200万円、7,400万円と年々増加している状況でございます。そういう中で、今度増税という消費税の改正のほうが国会で問題になっておりますが、

それは賛否両論といたしまして、それをもしも、それに付随しまして新聞では載っていたかと思いますが、企業の償却資産の見直しといたしますか、そういうことで廃止または縮小を求めているような、経済産業省が求めているというようなことを新聞で書いてありました。

そこで、税務課さんにもお尋ねしますが、大体うちの企業さんあたりの固定資産、償却資産に対する固定資産といたしますか、そういう考えでいいか、どれくらい影響するのかということをお伺いいたします。

○議長（坂梨公介君）堀田税務係長。

○税務係長（堀田直孝君）消費税に伴う償却資産の廃止ということですのでけれども、今現在この決算書でも出ておりますが、償却資産のほうは1つの企業の景気によりまして非常に左右されております。それで、今、大体収納率というか、大体のほかの税については大体伸びておりますが、今回償却資産で減額となっております。

といたしますのは、やはり、1つの企業で1,000万円、2,000万円という上限がございまして、今現在、償却資産のほうが全体の23%ぐらい固定資産の割合を占めておられるわけですが、昨年で670万円の減ということで、今後、今回消費税が増額されて償却資産がなくなるということになりますと、村の財政としても多少の影響はあるものと考えられます。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）23%の割合で占めているということで、大体1,000万円ですか。ここで、固定資産税の企業、法人のを見ると、法人のやつ、どのくらいになるか、ちょっとすぐはわからんか。ああ、いいです。

大きな影響を与えるということで、大変、村の運営で、監査報告でもありました自主財源をふやすということで、強化することが大事だという意見書がありましたように、今後、もしそういうことになれば、大変、村としても消費税の割り当てが少し、パーセント、地方交付税も多くなりますが、村長といたしましてはどういうお考えかということをお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）日置村長。

○村長（日置和彦君）今、国のほうで償却資産税、うちが約5,000万円ほどございます。そのほかに、自動車取得税、重量税、ゴルフ場税、全てが廃止になるかもしれないというような状況でございます。合わせれば1億二、三千万円ぐらいは税収が減るということで、国のほうはそれにかわって代替措置をするという話でございますけれども、果たしてその代替措置は1年限りなのか、どれだけくるのか、これもまたわからないような状況でございます。

そういうことで、実は、今月の25日から夕方から東京に行つてまいります、その陳情に。うちも、償却資産税は、熊本県下のほうでは高いほうでございますので、高いほうから何人かの首長が行こうかということで、4名ほど行きますけれども、関係省庁のほうに陳情に行きます。

しかしながら、我々が陳情しても国のほうでどうなるかわかりませんが、ぜひともそういったことはやめていただきたいということで陳情したいなというふうに思っております。25日の夕方行って、26日の昼過ぎには向こうもたって帰ろうかなというふうな段取り、今、しておりますので、26日の朝から昼まで各省庁を回ってきたいというふうに思っております。

そういうことで、1億二、三千万円減りますので、うちのほうもかなりの減収となるわけでございます。先ほど言いましたように、代替措置が多分そう当てにならないんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、できる限りのことはしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長(坂梨公介君) ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 余り質疑がほぼ終わりにかけてますので、ちょっとまとめます、最後、まとめておきます。

ページが、まず130と131、産業課道路維持関係の費用のところで、まず先に言いますね。それに、次が98ページ、住民課保育園関係の予算の委託料、人件費のところです。それと、106ページの住民課の場所です。この3カ所になりますので、まず第1点目、130ページ、131ページの、130ページにおきましては、報償費のところで、道路品評会報償金620万円の予算で歳出済額618万8,900円、次のページの131ページ、132ページにかけまして、道路維持費の中の15番、工事請負費、桑鶴1号線暗渠改修工事ほか35件、ほか35件ですから、その中で、2つの、2ページにわたりまして関係するのが、共通するのが道路の清掃ということで、報償費のほうはもう永年続いております各集落が行う道路の清掃、これが春、皆さんも当然ご承知のとおり、春、秋、年に2回、各集落にそれぞれの分担があり、その路線箇所を草を刈られるというところです。

また、工事、次のページの道路請負費の中の、このうちの草刈り関係の道路維持費が箇所数的には4カ所だと記憶しております。総額的には余りこちらの600万円とそう差額はないと記憶しておりますけれども、これに関連して、各集落は非常に、年に2回、少数の集落も出ております。非常に、維持も困難な高齢化が進み過ぎる場所もありますけれども、何とか村をきれいにして、道路をきれいにして、よそから来られた方や地元の通行にも支障がないように、過剰なまでにもきれいにされておる集落も多数あります。

次のページの場合は、それに該当しない道路の草刈り作業ということで、同金額程度の予算が執行されております。この比率といいますか、村の発注の回数はたしか1回で、1回切りというところですがけれども、その辺の今後集落的にも、この場所は切りきらんけんというてやられとる、ここはちょっと竹やけん、切らなくていい場所ではありますけれども、切っていかなとち

よっと景観が悪いとかいう場所も幾分見受けられるようになってまいりました。

この決算での質疑ですけれども、来年度以降にどこか反映できればという形で質問しております。現在の業者さんに出される草刈りが、非常に、今、少ないのか多いのか見当がつきませんけれども、今後ふやして、逆にいけるのか。ふやすと当然金額がふえますから、ちょっと厳しい状況なのか、単価を含めて教えていただければと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）130ページですか、道路報償金につきましては、本当に、皆さん、春、秋、道路、草刈り、清掃については大変お世話になっておりますし、また夏の盆前にされるところも大変ふえてきております。それで、その夏の分につきましては、区長さんのほうにそれぞれ文書を出しまして、されますかと、夏された場合はどの区間されましたかというような通知をいただいて、報告をいただいて、こちらのほうで検査いたしまして、その分につきましては延長に対して、燃料費といいますか、を助成しております。それから、されるところにつきましては、年3回されておりますし。

確かに、村としては、現在、この前検査が終わりましたけれども、年1回でございます。それで、確かにおっしゃいますとおりに、高齢化、例えば猿帰とか灰床地区におきましては、高齢化も進んで延長も長いというところで、今、自衛隊の、ずっと最近も、ことしも春だけですけれども、お世話になりまして、自衛隊の曹友会のほうでボランティアも、土曜か日曜日ですけれども。ボランティア活動として、自衛隊としては出動できないということですので、曹友会の中でボランティアとして募集をかけられまして、現在70名から約80名以上の方が、春につきましては灰床、猿帰地区に導入といいますか、していただいて、地元で豚汁とか、おにぎりとか、漬物とかを振る舞っていただいて、大変好評を得ているところではございます。

そういうところがふえてきはしないかということでございますが、確かに、高齢化、それからバイパスといいますか、それに近いものができますと、旧道のほうがなかなか交通量が少なくなって、草刈り作業がされないようなところが多々出てきつつ、確かに、そういう葛藤は思っております。ですから、そういう部分につきましては、よければ、また自衛隊の曹友会等にも相談しながら進めてまいりたい部分もございますし、また村の方で実施しております草刈りにつきましては、確かに1回ということで、単価も含めまして、南阿蘇村さんだけにちょっと問い合わせしてみたんですけれども、平米単価といたしましては余り差はないんですけれども、そちらのほうも年1回だということでございましたので、こちらのほうといたしましても、実際県道におきましては県のほうで年2回実施されているわけですけれども、県で草刈りをされている幅を見ますと、もう1mぐらい、本当に狭い範囲、西原村でも危

険なため、確かにもう回って、検査員さんたちも回られて、高いところまではしごをかけてされたんじゃないかなろうかというところまで実際されております。

ですから、危険防止、転落等で保険を適用しまして、実際けがをされた方もいらっしゃると思いますので、数年前からのり上につきましては1.5mぐらいですか、のり下については1mぐらいまでで行ってくださいということでお願い、区長会等でもお願いをしましたがけれども、やっぱりそれ以上に、どうしてもやっぱり地元愛といいますか、そういうのが強くて、されているのではなからうかと思えます。それで、村のほうの業者さんのほうでも、一応発注時は1mで発注はしておりますが、企業努力といいますか、その点で1.5mから2m、検査に行ってみますと、もう2m以上実際刈られている部分もございます。

それで、今後、その辺が高いのか、それから回数が適正なのか、ちょっと近隣町村を調べさせていただくなどと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）産業課長、ありがとうございます。

この草刈り作業というのは、逆に言うと、今度、きょう本日の議題にありますけれども、村道認定とか、新設道路がふえると、当然延長はふえることはあっても減ることは決してないわけでございます。道路用地を、逆に道路ではなくす以外に方法はないんですが、そういうことはもうほぼ100%に近い状態でありませぬので、今後もこれはふえていく傾向にはありますが、基本的に住民におろすのか、これ以上もう住民に対してはおろさないのか、行政本体でやっていくのかの仕分けももうして行ってほしいと、そういうようにはいかんと思えますので、この、当然予算額としてもふえていく傾向にあると思えます。

そういったところで、今の積算根拠と経費等も含めまして、適正な単価で発注されておるのか、その辺、再度周辺自治体と、また国土交通省も直轄道路やられております。そういったこととの調整といいますか、連絡を密にとりながらやっていただければと思えます。以上です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、宮田議員のほうから、道路清掃、区役の話でございますけれども、やはり先ほど課長のほうから話しましたように、高齢化になってくるということで、大変重労働になってくると、年寄りがおれば。

ということで、そしてまた区役には危険性が伴うといういろんなことがございます。そういうことで、県道をなくしました。区役の後、ズバリですね。それで、県のほうにお願いをしております。そのとき、かなりの距離が短くなったということでございます。

そして、またそれぞれが夏の草刈りもこちらから言ったわけじゃございませんけれども、それぞれの集落が自分たちのところは自分たちでしょうということの、そのやる気でなされたということで、それなら油代を出しましょうかいうことで、今、少しだけを補助させていただいておるというところでもございます。やはり、自分たちの集落は自分たちできれいにしようという、何ていいますか、愛郷心といえますか、そういう形でなっておりますので、また、今、村道は今後ふえることも、今申されましたように、あるかもしれませんが、県道がなくなったということで、今より、二、三年前より短くなったということで考えていただければ、当面はこの村の伝統を今のまま続けていけたらというふうに思います。以上です。

○9番議員（宮田勝則君）村長、答弁ありがとうございます。

今後、その辺、検討していただくことにもなると思いますが、とり当たってはというようなお話だったと思います。

それでは、次の2カ所目の質問箇所ですけれども、98ページ、この辺、保育園関係の決算のところになります。

まず報酬、1番の報酬で、非常勤職員報酬1,958万9,504円、それと7番の賃金のところ、臨時の賃金ですね。それと、13番の委託料1,989万2,238円の支出済額、その中の派遣保育士委託料ということで1,931万5,998円計上されております。

委員会のほうで説明は何っておりますので、そちらのことに関連いたしません。本年度より認可保育園が入りまして、昨年度までは、にしはら保育園、ピーク時に園児が240名を超えていたと記憶しています。その中で待機園児がいたということで、本年に入って当初は200名ぐらいのところからスタートしておるかと思っております。民間保育園のほうに、定数を、逆に先に配っているというふうに理解しておりますが、職員の保育園の現状をお聞きしましたところ、非常に運営的に厳しい綱渡り状況だと聞いております。そういう関連もあるかということで待機園児も、若干名、逆に出ているようなお話も聞きました。

村長は、1期目のときに、渡邊議員等の質問におきまして、にしはら保育園の直営という形で、各クラス、担任さんは正職員という発言もされました。そういった経緯の中で、派遣職員を、本年度からなくなっております。臨時と非常勤の職員に頼った状況で運営をせざるを得ない状況を現在やられております。何らか思い切った策がないのかと思っておりますが、正規職員を2名ほど入れられましたですけれども、残念なことに、もともと職員の方がまた辞職されておるといところで、その担任1クラス1名の正職員の担任もなかなかままならない状況にあります。

そういった中で、今後、園の運営含め、この住民課におきましては、逆に保健師さんの辞職に伴うような案件も出ております。そういったことは直接

もう村長のほうの専売特許というところで、今後どのようにして、この西原村役場号を運営していくのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、前回質問があったときには、村単独でやっていくということを申しております。今も、まだまだそういう気持ちには変わりありませんけれども、ただ、最近、近隣町村を見ても委託というようなことも多く出ております。委託となれば、今の職員をどうするかということで、聞きますと、委託の中に職員をそのまま置くというような話もあります。

今後、そういったことも、やはり少しは考えていかないかなという時代になってきたのではなかろうかなというふうに思います。しかし、それはまだ委託とは申しません。まだ、自前でやっていけたらというふうな思いをしております。しかしながら、さっき言いましたように、何らかは少しは考えていかないかなということでございます。で、よかですか。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）そういった委託の中のスタイルもいろいろありますけれども、まずもって直営方式を、心の片隅では貫かにかんという意見も聞きましたのでようございますけれども、これは提案ではございますけれども、その委員会の中で、臨時職員並びに非常勤職員の給与形態等もちよつとお聞かせ願って、なかなかある程度資格を持った短大卒業以上の方が、この金額だけで福利厚生何もなしという状況で果たして来れるのかなと。逆に、昔はよく言われましたけれども、年収百数万円のところで抑えたいという家庭もありましたけれども、基本的には雇用される側からすれば、安定した職場でそこそこの労働条件で働きたいと。それも、ある方、期間は長ければ長いほうが好ましいというスタイルの方が一定規模以上おられると思います。

そういった方で、働く側もいろんな労働スタイルを選択する時代になりました。職員の方々も、今、正規職員の方、それと臨時と委託の派遣職員の方もおられますので、外から見れば一緒のような感じです。あと、嘱託職員、そのほかの選択肢はないかと思ひまして、よその関係も見えますと、正規職員に準じた期限を区切る職員という形での雇用形態も頻りに聞くようになりました。やはり、村としてもそういった形をとっていければ、正規職員が決まるまでとか、例えば雇用する側からすれば、この人は面接と採用試験はよかったけれども、入所したと、実際に仕事ぶりを見ていくと果たして正しかったのかなというケースも逆にあるかと思ひます。逆に、期間限定で入っておられる方は、その期間過ぎれば当然一度やめなければいけない方ですので、逆に雇用側から見れば、あらかた試運転を見ることもできるメリットもあります。

そういった方向を、今度この職員の雇用の形態も見直す時期に来てるんじ

やないかなと思いますので、今後検討できるのか、その辺だけ、村長にお伺いすればと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、期限つきというようなお話でございましたけれども、例えば3年限定、5年限定ということで、解釈でいいんですかね。

○9番議員（宮田勝則君）はい。

○村長（日置和彦君）確かに、今の臨時で採用している保育士の方々、安い賃金で来ていただいております。仕事はほとんど同じということで、少しそういう目で見れば悪いなというような思いもしております。その中でも、やはり主人の扶養家族に入るため、100万円そこそこまでしか来れませんという方と、本当に、臨時でもいいから給料は関係なしで幾らでも、できれば多くとりたいというような方もおられると思います。

そういうことで、その職員、期限つきで採用ができるのであれば、それは、いろいろな手当も出ますので、期限つきの2年、5年、いろんな形でもあると思いますけれども、それができれば、そういった形にすれば来てくれる人も多くあると思います。臨時雇うとなかなか集まらないところが今現状であります。

今も見てますと、4クラスほど臨時さんに来ていただいております。ちなみに、5年前も4クラスほどございました。その前、見ると、10年ぐらい前は2クラスぐらいがなされておったと、本職ではない臨時の人が担任しておったということでございますけれども…。

今、お話は宮田議員のほうから聞きましたので、そういったことを調査しながら調べて、できるものからそういったことで対応していただければ、若干手当は上がりますけれども、そのほうが雇う側も雇われる側もいいんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今の件は、今回言うて、何か前向きなお話ということでお伺いしまして、やってですね、特に保育園の場合は、職員自体も一応ローテーション組んだりする場合があります。常時その方がおらにゃいかなという形、だからうまくミックスをした形で運営ができればと思うところと、早急にそういう方向に行ってもらいたいのが、民間保育園が4月に開設されて待機園児が0という形を、当然、みんな村民周知されております。

その中で、もう既に半年後には若干名だけでも待機園児が出たというようなところになると、何だったんだろうということにもなりかねませんので、その辺は早急なお手当て、来年度は確実にそういった方向に向かってやっていただければと思います。以上です。答弁は求めません。

最後です。ページが106ページ。106ページの右の、これは何番になってますか、環境衛生費の中の報酬1万3,000円、不法投棄監視員報酬、これに関

連いたしまして、この予算内容というのはもう十分承知しておりますので、これに関連して質問をしたいと思います。これは、住民課長のほうです。この内容につきましては、各議員知られていない方もおられるかもしれませんが、町村合同でやられておる1回の不法投棄の監視をするという行事の人件費だと理解しております。

そういった中で、昨日の一般質問の中の件につきまして、若干ちょっと疑問に思いましたので、ここで関連づけさせて質疑したいと思います。廃棄物の不法投棄関係の中で、議員からの質問の中では、適正に処理されているだろうかという質疑の中で、ある意味、阿蘇保健所と熊本県の廃棄物対策課に問い合わせたの答弁を住民課長がされておりますが、その内容的なやつにちょっと疑問がありましたので、質問いたします。

実際に、現在その対策課の人の、保健所なりの回答が昨日あったということですが、間違いありませんか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）昨日の上野議員の一般質問の中で、廃棄物に関する事項がございまして、その件についてお答えをさせていただきました。

それで、昨日の回答の中では、廃棄物対策として阿蘇保健所が一応環境省の通達どおりですということございまして、その通達を読み上げてしまっておりまして、廃棄物として規制する必要のないものと言い切ったような発言を、たしかたように思います。ところが、県のメールのやりとりをずっと中身を確認しておりまして、担当者から最終的にもらった中身をずっとチェック、またきのう確認をしておりましたところ、1項目、ちょっとつけ加えてあった表記がございまして、調査とか、その状況によっては対応が変わってくる場合もありますということがつけ加えてございました。

それで、この事項が答弁内容から漏れておりまして、誤解を招きかねない発言であったかと思っておりますので、大変申しわけございませんでした。一応、この件につきましては、今後も熊本県の廃棄物対策課と阿蘇保健所と協議をしながら現地調査もしくは事情聴取等々が発生するかと思っておりますので、適正に対処していくというところで考えております。

以上で、よろしゅうございますか。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ここにおられた議員各位にも、何かそういうふうな印象をつけたというところがありました。私も、そういうふうな、ちょっと違うんじゃないかなと思ひまして、知人にもそういった関係部署の方がおられますので、お話を、私も、そういったことで、いろいろ話を、私も指導を受けた経験もありまして、話しましたところ、なかなか難しい案件ではありますが、完全に白とか黒とか判断できる状況にはありませんという回答も一部いただいております。

何しろ、産業廃棄物なのか、一般廃棄物なのか。当然、一般廃棄物とくくられますと、当然西原村が指導監督官庁になるわけですので、住民課のほうが動いてやると。逆に、産業廃棄物に選別されましたら、産業廃棄物ということで監督官庁は熊本県と熊本市しかありません、県内に。あと、熊本県が当然西原村の指導、管内の指導監督官庁になりますので、その辺の線引きがわからない場合は、両者が行ってそれぞれ調査するという形が普通であると聞いております。

そういった中で、答弁が言い切りのような形でしたので、今回質問させていただきましたが、訂正がありましたので、これ以上は言いません。今後また調査するということでしたので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございますか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

なかなか、いろいろと努力されていることはわかってまいりました。

しかし、その中で、私が反対討論といいますのは、まず以前にも申し上げましたけれども、入湯税、目的税であります。監査、入湯税の項目を見ても、かけ流し温泉の南阿蘇方面の人気度は高く、本村は通過点になっているということで、客の減少というのはもうトンネルができたときからあっているわけで、そういった中で、西原村は入湯税をとって、南阿蘇方面に行くとき安い料金ということでは、競争的には大変ハンディがあるということで、目的税ですので、ここらで廃止してもいいのではないかと考えております。

また、もう一つ、健康保健、福祉の件に関しましてですけれども、精神医療ということがWHOでも数年前から大変重い病気の対策を重視しなくてはならないうちの第4番目として、がんや結核や血管性の疾患などと並んで取り上げられました、大変重要だということで。それは、人生のトータルといたしまして、もし精神疾患になりましたら、長く医療費を、あるいは社会的な負担がかかるということで、できるだけ、今では欧米でも早期発見、早期治療をすれば、長期入院せずにほんの数カ月で、急性期で入院された人でも退院されるというようなことで、今、厚生労働省でもそういう方向でやっておりますけれども、なかなか精神科病棟も患者を抱えておりますと、そう早く退院ということにもなりにくい現状でございます。

そこを突破して、やはり西原村が精神医療区域、それと福祉と、医療と福祉と、こういう両面からできるだけ早く対処できるように、そして地域でも

受け入れられるようにするという、そういう体制が決算の中には盛り込まれていないように思います。この精神の問題を重視していけば、税の問題でも申し上げましたけれども、ギャンブル依存症になることも予防できるだろうし、また早期にそこから抜け出すような対処方法もあるであろうと。そうすれば、税収の問題でも改善が図られてくるのではないかと思います。

そういう点で、ぜひ相対的に精神医療、福祉、これを重視していくべきではないかと思いますので、反対いたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

賛成の立場として討論いたします。

反対討論の中で、まず、第1点目に入湯税の廃止ということをやられていました。それと、第2点目に精神医療関係の充実と福祉の充実をもっとやれと、そうしたらば税収につながりやせんだらうと、そこだけちょっと矛盾点がありましたけれども、入湯税に関しましてでございます。

よその温泉施設、日帰りで行くと、どこも一緒のような金額で、その中で切磋琢磨しながら生き残りをかけてやられておるとというのが温泉施設だと思います。今、勝ち組、負け組という形で少し分かれてきたような傾向にもあります。これ、一時期の1億円、竹下内閣時代の創生資金の中で各町村、温泉施設をつかって一もうけしようというようなところでどんどんやられたのが、逆に足を引くような状況が現在にも引き継がれております。

そういった中で、入湯税といいますと、預かり税で、日帰りでおきますと50円、宿泊されて150円、その料金内に含まれている税でございます。ということは、その額が大きいのか安いのか、当然支払われるお客様方は、その中に含まれているか、なかなか気づかれません。行政内におられる方やその方面に詳しい方は当然ご存じですけれども、そういった中で、それが廃止したら、逆に使用料ですか、入浴料が下がるのかということ、それはまた疑問なところですよ。

そういった形で税の廃止というような軽率なやり方では、逆にいけないと思います。観光を含めた施策を、きょう企画課長にいろいろ提案もして、勉強をしながら頑張っていくというような話もありましたので、そこでそういった形で、逆に後ろから空気を入れて押し上げるといった施策のほうが行政らしいかなと思います。

なお、精神医療関係、福祉の充実をしてほしいというのは、私ども全員が思うところです。幸いに、熊本県内でもなかなか少ない救護施設が、鳥子地区に進出されております。これは、精神障害者含め、依存症の、アルコール依存症とかいう方の、病気で入院されて社会復帰の前にその手助けをする施設ということで、本村に来られております。そういった方々との交流も、最近大変進んできました。うちの集落からも出前のカラオケに行かれたりして、

そういう施設の中の各個人を応援する方が、応援団として、個人としても村内にもいろんな形で出てこられております。これも、村の行政のやつまで頼れないという状況のあらわれです。

決算につきましては、いろんな指摘事項はしましたけれども、各執行部各課、村長含めまして前向きな回答をなされましたので、これを正しいものとみなします。今後とも、また期待しながら、賛成の答弁といたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、平成24年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

（午後 0時36分）

（午後 1時30分）

○議長（坂梨公介君）日程第2、認定第2号、平成24年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）認定第2号についてご説明いたします。

ピンク色の用紙です。

認定第2号、平成24年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下の行です。

歳入合計、予算現額8億3,902万1,000円、調定額8億9,982万2,453円、収入済額8億4,611万1,410円、不納欠損額94万1,495円、収入未済額5,276万9,548円。

7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。一番下の行です。

歳出合計、予算現額8億3,902万1,000円、支出済額7億9,917万6,967円、翌年度繰越額0円、不用額3,984万4,033円。

9ページをお開きください。

歳入8億4,611万1,410円、歳出7億9,917万6,967円、歳入歳出差引残額

4,693万4,443円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額4,693万4,443円。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは、実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしております。

議員各員のご質問により、それぞれ担当課長に答弁させていただきます。

どうぞよろしく願います。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）田島です。

この徴収の努力とか、非常に努力されていることを認めつつ、なおかつ予防医療ということで、これまでとかく軽視されておりました精神医療、その面で、かなり負担が見えないところであるのではないかと思うわけですが、ただ、その予防といっても、統合失調症も、鬱病も、躁鬱病も大体思春期に発病するという例が大変多いわけで、その思春期の時期はそれから先まだ国民健康保険に入るには先が長いわけですから。しかし、そういう若いときからの精神疾患にならないようにするというのが、非常にこれから求められてくるのではないかと思います。その点で、私は、家族に統合失調症を抱えているという身で、大変社会的には負担をかけているなという申しわけない気持ちもずっと抱えてきましたけれども、先日、大阪で全国大会がありまして、行って、精神科の先生に聞きましたところ、統合失調症も、鬱病も、躁鬱病も、結局原因は脳の体積が減少することであるというふうに教えてもらったんです。ということは、思春期あたりで脳の体積が減少しているというとき、早く見つけて、そして、脳の体積が減少をおくらせるあるいは阻む薬を早く処方してもらうというようなことで、かなり精神に関しての医療費は軽減できるのではないかというふうなことから、ぜひ、今後、精神医療と保険、これを予防という手当をぜひ充実させていただくことを申しまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

今回の場合は、決算認定ということであります。この国保運営協議会等もありまして、そういう中を通して、この場までこの特別会計の認定が来とるわけですが。その中で、徴収率の話、田島議員が一部触れましたけれども、非常に運営的には厳しい国保状況であります。そういった、来月も、再来月も、

毎月が綱渡りの状況で、ただいま運営しとる状況かと判断しております。そういった中で、精神医療関係の予防等、この国保の中でもいろんな面で大きく反映しているのではないかと、推測の話をされておりますので何とも言いがたいんですが、確かに入っているのだらうと思います。そういった予防関係は、今後とも村として進めていってほしいというところでございます。

この決算の認定におきましては、数字上、何も誤りなく適切に処理されており、運営状況に対しても厳しい状況もうたっております。そういった中で、今後とも厳しい運営状況であることは変わりありません。そういったことで、今回の決算におきましては、100点とは申しませんが、合格点というところで賛成討論としたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、平成24年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第3号、平成24年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、平成24年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書、3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。

歳入合計、予算現額5億4,470万1,000円、調定額5億4,913万8,500円、収入済額5億4,499万201円、不納欠損額0円、収入未済額414万8,299円。

7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。

歳出合計、予算現額5億4,470万1,000円、支出済額4億9,715万4,498円、翌年度繰越額0円、不用額4,754万6,502円。

9ページをお開きください。

歳入5億4,499万201円、歳出4億9,715万4,498円、歳入歳出差引残額4,783万5,703円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額4,783万5,703円。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは、実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付い

たしましております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、平成24年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第4号、平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下の行です。

歳入合計、予算現額6,145万2,000円、調定額6,215万2,994円、収入済額6,162万1,594円、不納欠損額0円、収入未済額53万1,400円。

3ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。一番下の行です。

歳出合計、予算現額6,145万2,000円、支出済額5,931万4,919円、翌年度繰越額0円、不用額213万7,081円。

5ページをお開きください。

歳入6,162万1,594円、歳出5,931万4,919円、歳入歳出差引残額230万6,675円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額230万6,675円。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは、実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしましております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、平成24年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第5号、平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 矢野富士男君 登壇 説明）

○会計管理者（矢野富士男君）認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、1ページをお開きください。

初めに、歳入合計を朗読いたします。一番下の行です。

歳入合計、予算現額9,143万9,000円、調定額9,193万7,929円、収入済額9,193万7,929円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

3ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。

歳出合計、予算現額9,143万9,000円、支出済額8,091万6,572円、翌年度繰越額0円、不用額1,052万2,428円。

5ページをお開きください。

歳入9,193万7,929円、歳出8,091万6,572円、歳入歳出差引残額1,102万1,357円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1,102万1,357円。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あとは、実質収支に関する調書並びに歳入歳出決算事項別明細書を添付いたしましております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、平成24年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第6、認定第6号、平成24年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）認定第6号につきましてご説明いたします。

認定第6号、平成24年度西原村工業用水道事業決算報告書、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。

あけていただきまして、2ページをお願いします。

平成24年度西原村工業用水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。

まず、収入。左から、区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款工業用水道事業収益、1,806万2,000円、1,817万5,039円。第1項営業収益、1,146万6,000円、1,155万3,363円。第2項営業外収益、659万5,000円、662万1,976円。第3項特別利益、1,000円、0円。

支出。第1款水道事業費、1,806万2,000円、1,013万3,559円。第1項営業費用、1,138万7,000円、966万2,703円。第2項営業外費用、51万9,000円、47万856円。第3項特別損失、1,000円、0円。第4項予備費、615万5,000円、0円。

あけていただきまして、2の資本的収入及び支出はございません。

続いて、支出に参ります。

第1款資本的支出、190万9,000円、190万8,360円。第1項建設改良費、0円、0円。第2項固定資産、0円、0円。第3項企業債償還金、190万9,000円、190万8,360円。資本的収入が資本的支出に対して不足する額190万8,360円は、減債積立金190万8,360円で補填いたしております。

平成25年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容について説明させていただきますが、これ以降に損益計算書、剰余金計算書ともに添付しております。企業会計のシステム上、2ページから3ページまでは税込み金額、4ページ以降は税抜き金額でございます。

12ページをお願いします。

12ページの業務の下の表(2) 事業収入に関する事項でございます。

本年度の収益的収支につきまして、事業収益が1,783万2,188円となります。対前年比で60万8,322円の増額、比率で3.5%増になっております。給水箇所
の7カ所に変更はございませんが、年間有収量が、こちらが20万2,139 t、
前年と比較いたしますと、8,943 tの増となっております。

16ページをお願いします。

16ページの資本的収支の明細をごらんください。

資本的収入はございません。

資本的支出につきましては、190万8,360円となっております。対前年費で
98万5,225円の減額となっております。

申しわけありませんが、また7ページまでお戻りいただきます。

7ページに平成24年度西原村工業用水道事業余剰金処分計算書(案)がご
ざいます。

当年度の未処分利益余剰金につきましては919万1,150円でございます、
前年に比べ61万1,480円の増益となっております。法定積立金といたしまし
て46万円、任意積立金としまして、建設改良積立金に750万円を積み立てる
こととしております。

以上でございます。よろしくご審議方、お願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、平成24年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、
原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第7、報告第2号、平成24年度西原村健全化判断比率及び資金不足比
率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、平成24年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告に

ついて。

平成24年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

本件につきましては、本定例会におきまして、代表監査委員から審査結果の報告がなされたところでございます。

表紙をめくっていただき、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載している早期健全化基準に対しまして、中央に平成24年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、実質赤字比率は一般会計の実質収支額について分析するものでございまして、2億2,012万4,000円の黒字となりましたことから、赤字比率として数値にあらわすことができないということでハイフンとなっております。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありまして、合計では4億5,947万6,000円の黒字となりましたことから、赤字比率として数値をあらわすことができないということでハイフンとなっております。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等公営企業債充当の繰出金、一般事務組合等再充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3カ年平均で、なお、分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対し、9.4%という結果となりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、公営企業債等繰出見込額、組合等負担等見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から基金等の特定財源及び基準財政需要額、算入見込額を差し引いた額を分子といたしまして、分母といたしましては、標準財政規模から基準財政需要額、算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたして割った比率でございますが、分子がマイナスであり、将来負担比率としては数値にあらわすことができないということでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲内にありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。平成24年度の決算において、貸借対照表の流動資産合計が1億3,161万7,000円に対し、流動負債が36万3,000

円であり、差引額が1億3,125万4,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでハイフンとなっております。

また、公営企業法非適用企業として、中央簡易水道事業特別会計の決算において、歳入総額9,193万7,000円に対し、歳出総額の8,091万6,000円であり、歳入歳出差引残額が1,102万1,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでハイフンとなっております。

したがいまして、両特別会計ともに経営状況は安定しているということができます。

後に、それぞれ赤字比率等の積算表を添付いたしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告第2号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成24年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

○代表監査委員（河上勝彦君）平成24年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をもとに報告をさせていただきます。

この審査意見書につきましては、地方公共団体の財政の健全化に対する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年8月12日付西監発第14号で、上野正博監査委員との合意が整いましたので、同日、日置村長に提出させていただきました。

あけていただきまして、平成24年度西原村健全化判断比率につきましては、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼を置いて実施しました。

その審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とも適正に作成されているものと認めました。個別意見としまして、4項目とも早期健全化基準を下回っており、特に問題はないと認めました。これにより、是正改善につきましては、特に指摘事項はないということをご報告させていただきます。

続きまして、裏面でございますが、西原村資金不足比率につきましても、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきまして、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施をいたしました。

審査の結果は、総合意見で工業用水道事業会計、中央簡易水道事業特別会計いずれも適正に作成されているものと認めました。個別意見としまして、2会計とも資金不足がないため、特に問題はなく、これにより、是正改善については、特に指摘すべき事項はございません。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）以上で、平成24年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑なしと認めます。

これで報告第2号、平成24年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

日程第8、承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成25年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）承認第4号についてご説明申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第4号平成25年度西原村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,029万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年8月1日、専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

今回の補正は歳出のみであります。款9教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、33万7,000円の増額補正でございます。全国大会出場者補助金でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年度農地等災害復旧費、12万5,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧設計委託料でございます。

あと、予備費を46万2,000円減額補正いたしております。

平成25年7月3日、4日に発生いたしました梅雨前線豪雨により農業用施設が被災し、9月上旬の災害査定を受けるため、緊急に委託料が必要となりました。また、各種スポーツ大会におきまして、9月中旬までに行われる全国大会に出場することが決定し、大会出場の助成を行うため早急に予算補正が必要となり、議会の議決すべき事件について特に緊急を要し議会を招集す

る時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算執行をさせていただくことにしました。

あとは、ご質問によりお答えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

専決処分ということで、内容の確認ということでお願ひいたします。

歳出の保健体育総務費の中の負担金補助金及び交付金ということで、説明欄見ますと全国大会等出場者補助金という内容で33万7,000円という、出場体及び出場者に対する補助金であると思います。支障がない程度で結構ですので、内容の詳細をお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）塚元課長。

○教育課長（塚元利文君）ご説明いたします。

まず、少年剣道大会と、あと少林寺大会です。あと、別途少年野球大会のほうを予定しておりましたけれども、これにつきましては諸般の事情でちょっと取りやめということになっておりますので、補正のほうで落とさせていただきますかと思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）1つは専決処分で、補正で上げましたけれども、次の補正で落とすようになったということで、内容的なやつは学童野球というところだと思います。なぜできなかったのかをちょっと触れていただくと非常に助かりますので、課長、よろしくお願ひします。

○議長（坂梨公介君）課長。

○教育課長（塚元利文君）説明させていただきます。

当初、これにつきましては全国大会等補助金ということになっておりまして、野球大会につきましては九州大会ということでございましたので、まずそのことが発覚しまして、ちょっとなった次第でございます。

○議長（坂梨公介君）いいですか、もう1回、最後。

○9番議員（宮田勝則君）説明欄に全国大会等とあえて「等」を入れてありますから、条例の中でこの「等」が抜けているのか、九州大会をどういう位置づけにあるのかというところではありますが、本来ならば認めてほしかったというところもあります。それで、小学生、山西小学校、河原小学校合わせての野球クラブということで、創立以来11年、もう2年目に入るとは思いますけれども、この大会が小学生の学童野球とすれば、全国で一番芯のある一番格付の高い大会を、惜しくも県大会で準優勝だったということで九州大会のほ

うに行かれたということでございます。何とか、その辺、今回はもうそういう処置だったということで非常に残念に思います。適宜、条例の多分不備だったかと思えますけれども、今後、九州大会といえども、西日本大会だといえども、どこで線引きするのかは非常に難しいところであります。

県外に行って、本村の子どもたち並びに社会人の方が活躍されるわけです。こういった形でも構いませんけれども、それなりに助成して今後もいただきたいと思えますので、その辺、執行部は村長でいいですか、条例改正含めて、どういう方向で進めていくのか、答弁もらえればと思います。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）今回の件に関しましては、そういう勘違いがあったということで、全国大会出場には補助金が出ます、引率者には半分出ますということであったわけでございます。確かに、学童野球頑張っておるということで、本来なら心情的には出してもいいんじゃないかなと思いましたがけれども、条例が条例ということで、そういう決まっております。ただし、我々西原村は、こういった補助金等はよその町村に比べて出しておると、多いほうでございます。

今後は、やはり1人でも引率者がおれば2人分ということになります。野球の場合、10人行っても1人が引率者ということですので、そこら辺も踏まえて、今後は少し大きく変えんといかんというふうに思っているところでございます。そして、全国大会も、九州で全国大会がある場合もある、そして例えば北海道もあるかもわからんと、そういうこともありますので、例えば関西までは1人頭幾らとか、東京以北は幾らとか、そういったところも検討せんといかんというところでございます。そして、また逆に九州大会が沖縄であるということもございまして、そこら辺も含めて今後検討していくならばというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について「（専第4号）平成25年度西原村一般会計補正予算（第2号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されたものと決定します。
暫時休憩しますが、いいですか、このまま。いいですか。

(午後 2時22分)

(午後 2時22分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第33号、村有財産の貸付について議題とします。
内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第33号についてご説明申し上げます。

議案第33号、村有財産の貸付について。

村有財産を次のように貸付けるものとする。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、貸付財産、土地。

所在、熊本県阿蘇郡西原村大字河原字大野4330-1ほか5筆。地目、原野。
面積、359万2,167㎡。借地面積、211.21ha。

2、目的。

採草地・放牧地及び畜産振興事業用地。

3、貸付期間。

本契約締結の日から平成35年3月31日までとする。

4、貸付額。

貸付額については、年額1,056万円とする。

5、貸付の相手方。

熊本県上益城郡御船町高木2095番地4、有限会社駒城代表取締役菅町子。

提案理由。

公有財産の貸付については、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条
第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

次ページ以降に土地賃貸借契約の一部変更契約書(案)、新旧対照表、一
部変更に伴う覚書(案)を添付いたしております。

契約書(案)の第2条では、21年契約当時の覚書により、借地面積が
328.62haから211.21haに圧縮されております。第3条契約期間は、平成35年
3月31日までとし、契約違反の行為がない場合には毎年度ごと自動更新する
ものとしております。第4条賃料は、平成21年度契約当時の覚書により、10
a当たり5,000円ということで年間1,056万円となります。なお、平成25年度
分につきましては955万7,730円となっております。また、第7条では、今回
の契約のおくれた原因の1つでもあります耕起等による土砂流出、環境保全
を図るため、毎年度必要に応じ利用状況などの立ち入り調査をすることとし

ております。

今回の議案提出までには、入会権を持つ河原12集落の区長さんや前の契約時の関係者の皆さん、そして公共育成牧場跡地利用特別委員の皆さんと協議を重ねてまいりましたが、全12集落からの同意するご回答をいただきましたので、提案させていただくものでございます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

確認をちょっとしたいと思いますが、きょう河原の区長さん方も多数おみえでございます。この契約書、一部改正の契約書の欄に、甲、乙、それから区長さん、それに連帯保証人というふうに署名捺印する欄がございます。契約書は、ご存じのとおり、甲と乙の契約書というふうになります。それで、連帯保証人も当然乙に対する連帯保証ということになりますが、先ほど述べましたように、この12集落の区長さん方の立ち位置といいますが、これは見届けというか、立ち会いというか、そういうふうに理解していいものなのか、それとも附則として契約書の条文の中に附則の欄として、区長さん方は1年ないし、河原はほとんどと思いますが、2年で区長さん方は輪番制で交代されていくわけですので、次から新しく区長さんになられる方についてはそれを継承するという附則の条文なりを入れたほうがいいのか、それともさっき申し上げましたように、ここに今名前が出ておられます12集落の区長さん方は、立会人というか、見届け人というか、そういうふうに理解していいのか、そのことについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）いろんな契約の中には、私が名前で契約して、私がかわったときもそのままの契約は継続するということでありますので、今現職の区長さんが契約のそのまま、かわられても同じでございます。

わからんか。私が前の加藤村長のときの契約書は、私に名前がかわるわけじゃなくして、そのままの契約が継続します。今、私が契約するときには私の名前でそのまま契約が継続するというのでございますので、今区長さんがなされるのは、そのままその区長さんの名前で契約が継続するというのでございます。

○議長（坂梨公介君）坂本副村長。

○副村長（坂本 武君）今、村長も申しましたように、あくまでも契約の当事者は村とそして駒城、甲、乙です。それで、区長さん方については、現在においても、この後においても、その責任について追及されるということとはございません。これは、もう常識で考えまして、今、村長申し上げましたよう

に、例えば村長とどこかの会社が誘致企業等で共有すると、それで仮に村長が交代となった場合、じゃ、後々までその後の村長も責任を負うのか、そういうことではなく、あくまでも契約自体が中心というふうに理解しないといけないと思います。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今、村長と副村長の言われましたことは、十分に理解しているつもりです。だから、契約の条文の中には甲と乙と保証人しかないので、ですから、村対駒城、それに保証人するのが千興ファームであり、だから自分がさっき聞いたのは、ここによ、12名の区長さん方の名前が出ていらっしゃって、そこに署名捺印をする欄が設けてありますから、それは区長さん方が永久的にその10年間、それは責任を持ってとか、そういう問題でも全然ないわけです。ですから、この署名捺印の欄に書いてある区長さん方は、ただそのときのこの契約の見届け人として署名捺印の欄がここに設けてあるのか、それとも附則として、区長さん方はかわっていかれるもんだから、2年ごとに、だから2年ごとになられた区長さんはこの契約書を継承していくと、続けていくというのを附則の条文として入れたほうがいいのかという質問なんです。だから、これただ契約の中身の云々じゃないんですよ。

以上です。

○議長（坂梨公介君）坂本副村長。

○副村長（坂本 武君）法的には、そのような条文の規定を入れる必要はありません。

○議長（坂梨公介君）最後です。

○3番議員（村上貞廣君）じゃ、まとめますが、自分なりに、この入会権者代表区長さんという、ここに12集落の区長さんの名前があるのは、あくまでも本契約の立会人というような立場で理解してよろしいんですね。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）賃貸人は西原村、賃借人が駒城。それに、本来ならば区長さんは要らないかもしれませんが、同意確認ということで区長さんにも署名捺印してもらたほうがいいという、これは弁護士の指導で、確認の意味で捺印をして署名をしてもらおうということです。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

私も、平成21年ですか、最初の契約がなされるころ農業をしまして、産業課のほうから、きちんといろんな確認はします、頭数の確認等、馬の確認等するという話を伺って、承認したことを覚えています。ただ、その後、余りなかなかそういうのが正されなくて、いろんなことが、現地確認とい

ますか、そういうのがなかったことが少し大麦若葉等のことにつながったのもあると思っています。したがって、再度、今回は特にきのうの質問もあった灰床の原野の問題等もありますから、原野に向かわれることは多々多いと思いますし、住民の方々もいっぱい参加、行かれると思います。それでも、やっぱり意思決定といえますか、産業課なり総務課なりがきちんと手を取り合ってきちんとやっておけばもうちょっとよかったことがあると思っていますので、今後は本当にそういうところをきちんとやって、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つは、やっぱり4月になると人事異動もあると思います。それに際しても、必ずこの問題に関してはきちんと取り組んでいくということを再度お願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（坂梨公介君）中西議員にお伝えしますが、要望ですか、質問ですか。

○2番議員（中西義信君）質問と要望です。

○議長（坂梨公介君）質問。

○2番議員（中西義信君）はい。

○議長（坂梨公介君）質問です。

執行部はつきりしてください。

総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）ただいまのご質問の件でございますけれども、当然先般の大麦若葉によります土砂流出を十分反省をいたしておりますので、今回の契約の内容につきましても、立入調査等を毎回必要に応じて実施するというのを盛り込んで、今後、各課の連携のもとにしっかり監視のほうはやっていきたいと思っております。

それから、人事異動時の引き継ぎ等につきましては、今回の契約におきましても、前担当者からしっかりと引き継ぎがあっておりましたところで、こういうように事務を進めることができたものと思っておりますので、今後ともそういった人事異動等についての引き継ぎはしっかりやっていくように考えたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。ほかにないですか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、村有財産の貸付について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2時37分)

(午後 2時50分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第34号、物品供給契約の締結について議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号、物品供給契約の締結について。

次のとおり物品供給契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的。

高規格救急自動車購入。

2、契約の方法。

指名競争入札。

3、契約金額。

2,717万4,000円、税抜額2,588万円。

4、契約の相手方。

所在地、熊本市南区日吉2丁目10番1号。会社名、熊本トヨタ自動車株式会社。代表者、代表取締役與繩義昭。

6月の議会定例会で補正予算をお願いいたしました高規格救急自動車の購入でございます。

次ページに、物品供給仮契約書を添付いたしております。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

物品の仮契約ということでの承認ということですが、仮契約書の内容はさっと目を通させていただきました。納入期限が来年の2月28日という契約であります。結構、長い期間の納入までであると。実際、もうほぼ契約、

落札された方は、もうちょっと早くなる可能性が若干高いのかな、ここまで実際かかるのかなということと、実際納入された後のやつは、瑕疵担保でうたわれております1年間の瑕疵担保がついておるということで安全でございますが、実際使用し出すのは、納入日の翌日からもう使用するという形なのか、その辺、西原村の財産を高遊原消防の機動中に使う可能性がある、ない、というところをちょっと確認したかったもので、前に納入した場合、どこかに飾っておかにはんような立場も出てくるのかと。その辺、ちょっと確認だけです。お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）まず、納入時期でございますけれども、この高規格救急車は納期までにかかなり5カ月以上の納期を要するというので、この契約内容に沿って、余り早くなる納期ではちょっとないかと思っております。その後、検査等を実施しますので、そんな早く活用できるところはないかと思っておりますけれども、この時期がいつかといいますと、平成26年4月から広域化されますので、それに沿って西原の出張所のほうで使用するということになるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

村長。

○村長（日置和彦君）納入期間が長いということでございますけれども、受注生産と申しますか、中身の資機材、いろんなもの、ふと、これ別につくらないかんともあつてすよ。ポンプ車も同じですけれども、ポンプ車の工場に行きますと、前の運転席と後ろのシャーシだけあって、後は全部手づくりというふうなことでもつてますので、救急車もその部類に入って、中の設備あるいは外観等も手づくりということで、単価もその分やっぱり高くなっております。2月28日を納入期限としておりますけれども、先ほど総務課長が言いましたように、使うのは4月1日からこの出張所に使うということでございます。そういうことです。

○議長（坂梨公介君）ほかには質疑ございませぬか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませぬか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、物品供給契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第35号、村道の路線認定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第35号について説明いたします。

議案第35号、村道の路線認定について。

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記の村道を認定することとする。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

路線名、名ケ迫鳥越線。

起点、西原村大字小森字名ケ迫鶴。

終点、西原村大字鳥子字鳥越。

以上の1路線でございます。

提案理由。

村道の路線認定については、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。道路法第8条1項で、市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいうとされており、また同条第2項で、市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないとされております。これが、この議案の提出理由でございます。

内容について説明させていただきます。

次ページのA3判の村道認定路線区域図をごらんください。

赤色路線が今回認定する路線、青い路線が既存の路線、緑の路線が県道をあらわしております。その中で、青い路線③の万徳中線につきましても、県道熊本高森線バイパス開通のときに引き継いだ路線でございます。今回、県道山西大津線万徳バイパスが、県道熊本高森線交差点より3月21日に供用開始となり、旧道になりました名ケ迫交差点から万徳集落を通りまして、想風前の交差点までの旧道約800mを今回引き継ぐために提案するものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

村道の認定ということで、問題はないと思いますが、1つだけ、今回のケースだけがちょっと今までなかったケースですので、認定、このままの状態です。起て、そのまま道路台帳に載せていいのかどうかの確認です。起点側、

これは万徳の新しいバイパスの交差点との西側になりますが、現在も道路として行きどまりの道路ですよ。それで、認定が行ければ問題ないんだろけれども、行けるんでしょうけれども、あのままの状態、交差点協議でなったかと思えますけれども、袋小路になった道路のUターン等の措置等の規格を満たしているのか、また、その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに、おっしゃるとおり、旧交差点につきましては県との協議結果、変則5差路みたいな形になってしまうものですから、一旦やっぱり事故防止のためにもとめたほうがいいだろうということで、歩行者は越えられていると、縁石のそんなに高くない縁石で現在とめてあります。それで、つないでしまうと、またちょっと危険ではないかということで、県道のほうからも、そこを起点として想風前の3差路までということで、引き継ぎといいますか、お願いしたいということでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ちょっと、今の答弁じゃちょっとわからなかったんですが、あのままの状態で大丈夫ということですか。交差点協議であそこはつないではだめだと、変則5差路になるからだめですよと、それでとめていきますよと。というのが、私ども地元住民、村民ですから、1回見とつとわかりますですたいね。よそから来た方が、公共道路が、たまに、私も、よそで住んでいたところで道が行きどまった経験があります。何じゃこらというふうなことで思った経験もありますけれども、その辺、行きどまりになりますよという車の措置等だけで大丈夫なのか、その辺、村道となることで苦情の電話はここにしかかかってきませんので、その辺、十分配慮されてお願いしたいと思いますけれども、答弁をちょっと求めときたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに、交差点協議で、歩行者がちょうどありまして、信号もありますので、ちょうど歩行者とのところはやっぱりちょっととめるということで、現バイパスのほう、万徳風当線ですか、その途中から上がれるようになっておりますので、その辺の道路標識については、ちょっとこちらのほうでもまた検討したいと思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、村道の路線認定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、次の会議は、明日20日午前10時より議事日程第4号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 3時04分 散 会

第 4 号 (9 月 2 0 日)

平成 2 5 年第 3 回西原村議会定例会会議録

平成 2 5 年 9 月 2 0 日、平成 2 5 年第 3 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 5 年 9 月 2 0 日 (金曜日) 議事日程第 4 号

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 6 号 | 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 2 | 議案第 3 7 号 | 平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 3 | 議案第 3 8 号 | 平成 2 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 4 | 議案第 3 9 号 | 平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 5 | 議案第 4 0 号 | 平成 2 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 6 | 同意第 3 号 | 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 7 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 8 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 9 | 委員会審査報告 | |
| 日程第 1 0 | 発議第 4 号 | 西原村議会会議規則第 1 2 2 条に伴う議員派遣について |

- 日程第 1 1 発議第 5 号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について
- 日程第 1 2 組合議会報告
- 日程第 1 3 委員会報告
- 日程第 1 4 請願書審議
- 追加日程第 1 発議第 6 号 西原村大字河原の灰床地区における開発行為に反対する決議について
- 追加日程第 2 特別委員会報告（「自然を守る会」よりの公共育成牧場跡地の村有地の売却申し入れについて）
- 日程第 1 5 陳情書審議
- 日程第 1 6 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (11名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君
11 番	泉 田 洋 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (1名)

11 番	泉 田 洋 一 君
------	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務係長	堀 田 直 孝 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前 10時00分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は泉田議員から欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第36号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第3号）について議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

議案第36号についてご説明申し上げます。

議案第36号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

平成25年度西原村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,092万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,121万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきましてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金135万9,000円の増額補正でございます。交付金交付額確定による補正でございます。

款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税1億7,108万8,000円の増額補正でございます。普通交付税交付額確定による補正でございます。

款12 分担金及び負担金、項1 負担金、目4 災害復旧費負担金37万4,000円の増額補正でございます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 教育費国庫補助金17万6,000円の増額補正でございます。

目6 総務費国庫補助金5,211万3,000円の増額補正でございます。地域の元氣臨時交付金の交付限度額確定のための補正でございます。歳出充当先は、道路新設改良費の工事請負費でございます。

款15 県支出金、項2 県補助金、目3 農林水産業費県補助金1,017万6,000円

の増額補正でございます。青年就農給付金、経営体育成支援事業補助金等でございます。

目 4 災害復旧費県補助金174万9,000円の増額補正でございます。

目 5 総務費県補助金18万9,000円の増額補正でございます。

8 ページをお願いいたします。

款16財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入229万4,000円の増額補正でございます。村有林間伐等の収益金でございます。

款18繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金1,000万円の減額補正でございます。財源調整によります減額でございます。

目 2 特別会計繰入金229万5,000円の増額補正でございます。介護保険給付費等前年度分清算金繰入金、後期高齢者医療特別会計前年度事務費清算金繰入金でございます。

款19繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 1 億6,012万4,000円の増額補正でございます。前年度剰余金の確定のための補正でございます。

款20諸収入、項 3 雑入、目 1 雑入569万2,000円の増額補正でございます。分収造林、各集落分でございますけれども、間伐等収益金及び風力発電管理用道路災害復旧事業負担金等でございます。

款21村債、項 1 村債、目 1 臨時財政対策債2,670万円の減額補正でございます。臨時財政対策債発行可能額確定によります減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

9 ページをお願いします。

各課におきまして、国からの給与削減要請を受け、実施しました給料減額支給措置のための相当額の減額ということで、給料、共済費におきまして減額補正を行っております。

款 1 議会費、項 1 議会費、目 1 議会費26万3,000円の減額補正でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費393万8,000円の減額補正でございます。

目 2 財産管理費、補正額は0 ですけども、委託料を減額し、工事請負費を増額補正いたしております。

目 5 交通安全対策費120万円の増額補正でございます。交通安全施設工事費でございます。

目 6 諸費236万9,000円の増額補正でございます。分収造林間伐収益金の集落への分収金でございます。

目 7 基金費 1 億2,000万円の増額補正でございます。前年度剰余金の確定に伴い、剰余金の2分の1を下らない金額を基金に積み立てなければならぬための補正でございます。

目 8 企画費552万7,000円の増額補正でございます。風力発電管理用道路災

害復旧工事等でございます。

10ページをお願いします。

目 9 電子計算費50万9,000円の増額補正でございます。

目11公営住宅管理費400万円の増額補正でございます。公営住宅の瓦の防水塗装、雨どい取りかえ工事費でございます。

目13青少年の森管理費 3万5,000円の増額補正でございます。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費118万円の減額補正でございます。

目 2 賦課徴収費231万円の増額補正でございます。平成27年度評価がえに伴う委託料でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費50万円の減額補正でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費133万円の減額補正でございます。

11ページをお願いします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費26万2,000円の増額補正でございます。

目 2 児童措置費165万3,000円の減額補正でございます。扶助費で予算を計上しております保育教材費、ガス代等を需用費に組みかえをさせていただいております。

目 4 地域子育て支援拠点事業費、予算の組みかえでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費76万円の減額補正でございます。

目 2 予防費71万2,000円の増額補正でございます。県補助金返還金でございます。

12ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費31万7,000円の減額補正でございます。

目 2 農業総務費33万円の減額補正でございます。

目 5 農業振興費952万円の増額補正でございます。経営体育成支援事業補助金等でございます。

目 8 農地費500万円の増額補正でございます。星ヶ丘地区排水施設整備工事でございます。

目10圃場整備費687万6,000円の増額補正でございます。圃場整備事業委託料等でございます。

13ページをお願いします。

項 2 林業費、目 1 林業振興費109万1,000円の増額補正でございます。有害鳥獣捕獲補助金等でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工業振興費597万8,000円の増額補正でござ

ございます。鳥子工業団地調整池等測量設計委託料等でございます。

目 2 観光費 5 万円の増額補正でございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木管理費 270 万円の減額補正でございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費 490 万円の増額補正でございます。道路維持工事請負費でございます。

目 2 道路新設改良費 1 億 114 万 6,000 円の増額補正でございます。道路新設改良工事請負費等でございます。

14 ページをお願いいたします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費 34 万円の減額補正でございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費 35 万円の減額補正でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費 28 万 8,000 円の減額補正でございます。

15 ページをお願いします。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費 56 万円の減額補正でございます。

目 3 文化財調査費 15 万 4,000 円の増額補正でございます。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 現年度農地等災害復旧費 346 万 8,000 円の増額補正でございます。農地等災害復旧関係の委託料、工事請負費でございます。

項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 現年度災害復旧費 21 万円の増額補正でございます。災害復旧費等設計委託料等でございます。

あと、予備費に 1 億 1,012 万 1,000 円の増額補正を行っております。以上でございます。

あとは、議員各位のご質問により、お答えさせていただきます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番、西口議員。

○4 番議員（西口義充君）4 番議員、西口です。

お尋ねですけれども、住宅公営管理費、公営住宅防水瓦塗装、雨どい取りかえ工事、10 ページですか、これについてお尋ねですけれども、これはアパートを何軒されるのか、また業者は西原の業者を使われるのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）ただいまのご質問ですけれども、こちらにつきましては、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて、今、1 棟 2 世帯ということで、12 棟ありますので、平成 25 年度におきましては 4 棟、8 世帯分を一応予定しております。

業者につきましては、審査委員会等で審査をさせていただいて、見積もりというか、入札等をお願いすることになると思いますけれども、そちらのほうは、今の消防の出張所、それからいろんな工事について、その辺の業者さんのほうで受けていただいている、とっていただいている部分もございますので、そういうところで事務のほうは進めさせていただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）じゃ、地元の業者の方を使う、見積もりをするということでもいいんですか。村外の方も入るということですか、見積もりに。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）できれば、村内の業者さんがおられますので、そちらのほうで入札ができればとは思っていますけれども。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○4番議員（西口義充君）地元を、たくさん職業おられますので、なるべく地元優先で進めさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）要望ですか、質問で、答え、いいですか。

○4番議員（西口義充君）要望です。

○議長（坂梨公介君）要望ですね。ほかにありませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

きのうから、決算のほうから企画ばかりに質問しておりますが、きのうと若干関連している部分が2点ほどちょっと気づきましたので、質問させていただきたいと思います。

ページは、13ページの商工業振興費の旅費、京都物販促進旅費、これが30万円というふうに組んであります。昨日の決算の中で、一番大きいものは何だったんですかと言ったら、物産のPRということで10万2,000円ほどだったと思いますが、予算的に補正で3倍になっております。

それから、鳥子工業団地の調整池等の測量設計の委託料というのが531万3,000円、新たに補正で出てきておりますが、これは昨年の12月の補正で、やっとな、きのうの質問の中でもありましたんですけれども、随意契約で契約して、成果は上がってきていると思いますが、物販の中身と、この辺の531万3,000円についてのどういうものなのかということを、説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）高本企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今、お尋ねになりましたのが、まずは最初は、前年度の10万円から3倍になっておるといってお尋ねでございますけれども、きのうのお尋ねの中になっておりましたのは、10万円というのは食料費でございます、今回上げておりますこの予算につきましては旅費でございます。一応、項目が違いますので、一応中身をちょっと今から説明させていただきます。

ます。

鳥子工業団地にあります企業でございますけれども、京都に本社があるわけでございます。会社といたしましては、西原村の工業団地内にあります、阿蘇工場があります関係で、本社の従業員の方々に、西原の位置、また西原の特産品を知っていただき、西原村を好きになってもらいたいということで、昨年度より、西原村のマルシェを本社のほうで行っていただいております。当村といたしましては、西原村という地域のよさなどをもっと知っていただき、また西原村の企業への宣伝のPRを兼ねておりますので、今回につきましては、旅費を計上させていただいております。なお、今回は、一応議会より2名の方に同行させていただいて、西原村の誘致企業に対するPRを行っていただくなどというふうに思っております。この予算が、まず30万円でございます。

第2点の質問でございますけれども、調整池の関係でございますけれども、調整池につきましては、前年度に補正予算を組ませていただきまして、その補正予算は、鳥子工業団地内に用地増設に伴います鳥子工業団地調整池の、調査、測量、設計ということで、その成果に基づきまして、今回は、調整池の実施設計を行うものであります。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今、高本課長が言われました、これ私が間違っておりました。訂正をさせていただきますと、あの10万2,000円というのは食料費でございます。

具体的に、委託料につきましては、大体わかりました、中身は。この30万円の中身につきましては、何回の何人というふうに、大体計画されているのか、具体的にわかるならお答えください。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今回の補正につきましては、5人を予定しております。議会より、先ほども言いましたけれども、議会より2名ということで、企画の職員を3名を同行させていただいて、向こうのほうで、京都のほうで、マルシェを2日間ほど行われますので、そちらのほうで頑張ってお西原をPRしていただくということでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員、まとめてください。

○3番議員（村上貞廣君）今回、議会のほうからも2名と、職員が3名。回数は1回で理解していいんですか。1回でいいんですね。（「はい」の声）

今、確かに、工業団地内にある企業さんということでもありますけれども、よければ1社じゃなくて、ほかの企業も立地をしているわけですので、そういうPRの場というか、そういうものも増やしていただきたい。これには、当然旅費等も絡むわけですが、均等にいろんな会社のPRも、西原のPRをいろんな会社にしていただきた上で、PRをしていただきたいと

思います。これは要望です。以上です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今、おっしゃられたよその企業、当然そういったところも、もし申し込まれたなら、今回の企業は、向こうのほうから、西原の農産物を大体150万円ほど持って行って販売するところでもございます。そして、西原の農産物の宣伝、あるいは後で会社を通して西原の農産物を注文できるような形に持っていければというふうに思っております。西原がどういうところであるかと、そしてまた西原のよさを知ってもらうならということで、向こうの2つ会社がございますので、2つの会社で、1日、1日、2日かけて販売をするということでございます。よそからあれば、よその企業もまたそういうことを検討するならばというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第37号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を片島住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）おはようございます。

それでは、議案第37号につきましてご説明いたします。

議案第37号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,271万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,796万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、6ページをおあげください。

歳入予算でございますが、平成24年度決算に伴います繰越金4,271万円の増額補正でございます。

次の7ページの歳出予算でございますが、款2保険給付費、項2高額療養費、目2退職被保険者高額療養費に200万円の増額補正をいたしております。これは、平成25年7月末時点での予算額の執行が約75%を、もう執行しております。そのために退職被保険者高額療養費が不足するおそれが生じるための増額補正でございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、これに493万7,000円の増額補正をしております。これは、社会保険診療報酬支払基金の納付額決定に伴うものでございます。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金、こちらに407万2,000円の増額補正をしております。これも、社会保険診療報酬支払基金の納付額の決定に伴うものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、こちらに184万1,000円の増額補正をいたしております。これは、平成24年度退職者医療交付金の社会保険診療報酬支払基金の納付額の確定に伴う超過交付分の返還金でございます。

あとは、8ページの予備費に2,985万9,000円の増額補正をいたしております。以上でございます。

あとは、議員各位のご質問により、お答えさせていただきます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑はないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第38号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第38号につきましてご説明いたします。

議案第38号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)。

平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,524万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,548万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費国庫負担金、こちらに35万6,000円の増額補正をいたしております。これは、平成24年度介護給付費確定に伴います国庫負担金の増額補正でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、こちらに205万6,000円の増額補正をいたしております。こちらは、平成24年度の介護給付費の交付額の確定に伴いますものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、こちらに4,283万5,000円の増額補正をいたしております。こちらは、平成24年度決算に伴います繰越金の増額補正でございます。

7ページの歳出予算でございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金、こちらに127万8,000円の増額補正をいたしております。これは、平成24年度介護給付費地域支援事業費の実績等に伴います国、県、支払基金の交付額の確定に伴います超過交付分の返還金でございます。

款5、項3の繰出金でございますが、こちらに204万4,000円を増額補正いたしております。こちらは、平成24年度介護給付費の清算に伴います一般会計への繰出金の返還分でございます。事務費等は、一般会計からの繰出等で行いますので、その清算に伴うものでございます。

あとは、予備費に4,192万5,000円の増額補正をいたしております。以上でございます。

あとは、議員各位のご質問にお答えさせていただきます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第39号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

(住民課長 片島信幸君 登壇 説明)

○住民課長(片島信幸君) それでは、議案第39号につきましてご説明いたします。

議案第39号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,377万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

6ページの歳入予算でございます。

こちらは、平成24年度決算に伴います繰越金の230万5,000円の増額補正でございます。

7ページの歳出予算でございます。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金、こちらに25万4,000円の増額補正をいたしております。こちらは、平成24年度後期高齢者医療特別会計の事務費の清算に伴います一般会計への繰出金でございます。

あとは、予備費に205万1,000円の増額補正をいたしております。以上でございます。

あとは、議員各位のご質問により、お答えさせていただきます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第40号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）それでは、議案第40号についてご説明いたします。

議案第40号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ602万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,335万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましては、6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出でございます。

6ページの歳入では、平成24年度決算認定に伴います繰越金に602万1,000円の増額補正です。

7ページの歳出には、目業務費に改正によります給与の減、扶養増に伴います職員手当の増額、共済費の増減によります6万1,000円の増額補正。

予備費に596万円を増額補正いたしております。以上でございます。

よろしくご審議方、お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第6、同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君） 同意第3号について説明申し上げます。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、丹波篤。

生年月日、昭和23年8月15日生。

住所、西原村大字布田128番地。

提案理由。

任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるためでございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）固定資産評価ということは、非常に、西原村、これからいろいろな土地の動きだとか、あるかと思いますが、大変、大事な役職だと思います。この同意を求める案件で、掲げられました丹波篤氏が、どのような経験、学識、また経歴を持っておられるのか、そのほかの人権擁護委員だとか、いろいろ書いてありますけれども、固定資産評価委員について

はそういったものがないものですから、ご説明をお願いします。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時46分）

（午前10時46分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を開きます。

堀田税務係長。

○税務係長（堀田直孝君）今回、丹波篤氏を、同意を求めるわけですが、丹波篤氏におかれましては、定年まで、今現在65歳になられておりますが、土地改良連合会の、ずっと定年まで勤められて、現在布田地域の地域づくりの委員長までされ、地域でもリーダー的な存在として活躍されておりますので、この評価委員にふさわしい人物だと思っております。以上です。

（「わかりました」の声）

○議長（坂梨公介君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて議題とします。

これにつきましては、総務課長から朗読いたします。

総務課長。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 朗読）

○総務課長（泉田元宏君）諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、田中英雄。

生年月日、昭和26年4月2日。

住所、熊本県阿蘇郡西原村大字小森835番地。

提案理由。

人権擁護委員、草野正臣氏が平成25年12月31日に任期満了となるため、新たに田中英雄氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付させていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま総務課長の朗読が終わりましたが、執行部に何かお尋ね、ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですから、お諮りします。

本件は、田中英雄氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、田中英雄氏を適任とすることに決定します。

日程第8、諮問第2号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて議題とします。

これにつきましても、総務課長から朗読いたします。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 朗読）

○総務課長（泉田元宏君）諮問第2号。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成25年9月13日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、曾我幸一。

生年月日、昭和23年7月31日。

住所、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子35番地。

提案理由。

人権擁護委員、太田興一氏が平成25年12月31日に任期満了となるため、新たに曾我幸一氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）ただいま総務課長の朗読が終わりましたが、執行部に何かお尋ねはありませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですから、お諮りします。

本件は、曾我幸一氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、曾我幸一氏を適任とすることに決定します。

日程第9、産業教育常任委員会審査報告を議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

産業教育常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

産業教育常任委員会委員長、山下一義君。

(産業教育常任委員会委員長 山下一義君 登壇 報告)

○産業教育常任委員会委員長(山下一義君) 平成25年度9月20日。西原村議会議長、坂梨公介様。

西原村議会産業教育常任委員会委員長、山下一義。

委員会審査報告書。

本委員会におきましての事件は、審査の結果、次のとおりと決定したので、会議規則第77条の規定により、報告します。

記。

事件の番号、陳情受付番号5番。

陳情者、小森区総区長、東和敏。

件名、多目的駐車場に関する陳情書。

審査の結果、平成25年6月14日第2回定例会において、産業教育常任委員会に付託された本付託事件については、委員会において慎重に審査した結果、採択と決定しました。

採択に至りました経過を説明いたします。

6月議会に提出されましたこの陳情書は、委員会としても調査検討の必要があり、産業教育常任委員会に付託になったところではありますが、委員会におきまして、平成25年7月22日に、小森区長、小森原野組合、株式会社代表、俵山交流館萌の里と協議をし、駐車場を整備した場合に、入会権に関してどうするかということを検討していただいて、行政、議会のほうへご報告いただいた上で再度検討することになりました。

平成25年9月11日に、再度常任委員会を開催しまして、多目的駐車場及び公園等の建設計画後、西原村及び利用関係者に対し、その土地に関する入会権及びその他の権利主張をその期間中行わないということについて同意しますという同意書が、小森区長、関係区長と原野組合より9月5日に村に提出されておりますので、今後は村が主体となって事業をすることになりました。その後、萌の里で小森区関係区長と原野組合、萌の里の関係全各関係者と協議を行いました。駐車場の設計ができた後に、雨水、排水問題と、また駐車場ができた後の管理の方法は建設委員会をつくり、村と協議をしながら進めてまいることになりましたので、産業教育委員会において調査いたしました

結果、採択と決定いたしました。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（坂梨公介君）これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ただいま産業教育常任委員長の報告がございました。お尋ねを、これは執行部側にお尋ね申し上げます。

この産業教育常任委員会の採択決定というのは、非常に重みがある決定だと思います。その過程の中の説明もありましたけれども、本議会におきまして、採択という決定がなされましたら、委員長の説明にありましたように、今後、役場、執行部を中心としながら建設委員会等と連携して、民の意見を入れながらのそういう駐車場ができるものと推測しました。

そういった中で、計画の中で、地元小森区の方々初め、萌の里の方並びに原野組合の方、それに今度駐車場ができますといろんな関係で影響を及ぼす鳥子区の皆さん、並びに有識者、議会も含めまして建設委員会の中で、執行部側と切磋琢磨してよりよい駐車場になればと思っておりますけれども、今後の進め方、執行部側の今後の進め方をちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）今、委員会付託の件が採択されますけれども、今後の進め方ということでございます。

まず、それなりの事業費がかかるということであるかと思えます。それにつきましても、何らかの補助金とかないかなということ、まずは設計をどういった形でつくるのか、どの広さにするのか、そして全てを駐車場にするのか、いろんなことがあるかと思えます。それは、地元の方々あるいは萌の里と一緒に考えていって、それができましたならば、補助金等を模索しながらやっていきたいというふうに思えます。当面は設計をするということでございますので、その後、工事にかかるんじゃないかなというふうに思えます。すぐできるか、できないのか、なかなか今のところ、補助金等の関係もでございますので、今、来年、再来年するとはまだ申し上げられないところがございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

なかなか進捗していくのが、進みが何かスローテンポなような回答をもらいましたけれども、当然、熊本県の構想としても、堂園小森線から、熊本高森線、ただいまトンネル経由の道路というのは、観光の拠点道路という位置づけもあります。その沿線沿いに村営の駐車場をつくるという場所を、今回

採択されますと進んでいくわけですので、何といたしまして、決まれば早く、どんどん進めていかんと、今の現状のままをそのまま放置していくわけにもいきません。何らかの対策をしながら、早急に着工に至るまで、議会としても注視していきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（坂梨公介君）日置和彦村長。

○村長（日置和彦君）決して、スローテンポじゃなくして、まず来年の当初予算で設計をさせていただくならばと、そしてできる限り早い時期に財源を求めてやっていきたいということでございますので、決してスローじゃなくして、それなりのスピード感を持って行けたらというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

山下委員長、自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございせんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これから陳情書受理番号5番、多目的駐車場に関する陳情書を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号5番、多目的駐車場に関する陳情書は委員会審査報告のとおり、採択することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前11時03分）

（午前11時20分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、発議第4号、西原村村議会会議規則第122条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございせんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって発議第4号、西原村村議会会議規則第122条に伴う議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第11、発議第5号、道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題といたします。

内容の説明を提出者、宮田勝則君に求めます。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 説明)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

発議第5号。

平成25年9月20日。西原村議会議長、坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、宮田勝則。

賛成者、同村上貞廣、西口義充。

道州制導入に断固反対する意見書(案)。

上記の議案を西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

あけてもらいまして、

道州制導入に断固反対する意見書(案)。

我々、町村議会は平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請をしてきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上、合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひ

いては、全体として国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々西原村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。

熊本県西原村議会。

この意見書の提出先におきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣兼道州制担当大臣、以上に意見書として提出したいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑はありますか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

宮田議員は席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

発議第5号、道州制導入に断固反対する意見書の提出について、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、発議第5号は関係機関に意見書を提出することに決定しました。

日程第12、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたら、お願いします。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第13、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたら、お願いします。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第14、請願書審議についてを議題とします。

お諮りします。請願書受理番号2番から3番については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって、委員会付託は省略して、本会議で審議することに決定しました。

請願受理番号2番。

受理年月日、平成25年8月30日。

請願者の住所及び氏名、阿蘇郡西原村布田834の95、消費税廃止熊本県西原村各界連、前田龍一郎。

請願の要旨、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。

紹介議員の氏名、田島敬一君。

内容の説明を、紹介議員、田島敬一君にお願いします。

(10番議員 田島敬一君 登壇 説明)

○10番議員(田島敬一君)紹介議員となりました。この「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書、ご説明をさせていただきます。

日頃から、住民の生活向上云々ということは省略いたしまして、安倍政権の経済政策により、今、株価の値上がりや急激な円安が進行して、景気指数向上への効果が出ていると報道はされています。しかし、その一方、食料品やガソリンなどの値上げで私たちの生活は苦しくなる一方です。多くの国民は景気回復を実感しておりません。また、雇用情勢や個人消費も厳しい状況にあります。経済の疲弊も地域で甚だしく、失業率は目に見える改善もありません。また、中小企業の倒産や閉店にも歯どめがかかっておりません。

参議院選挙後の世論調査でも、消費税の増税に反対という意見がふえておりまして、消費税が上げられましたら、店を閉めるしかないというような切実な声が高まっています。

消費税は、もともと低所得者になるほど負担が重くなるという税金です。この不況下で税率を引き上げますれば、さらに消費が落ち込んで、自治体内の地域経済は大打撃を受けます。消費税を、増税分を価格に転嫁できない中小業者の経営を追い詰めることとなります。そして、さらに働く人々の賃金抑制や雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。

財政再建という点でも、1997年の消費税増税ということを書いておりますけれども、そのときに3%が5%に、2%引き上げられました。そのときに、国は税収をふやすために2%上げたわけですけれども、実際は、結果といたしまして、税収はかえって少なくなってきたという、大変、皮肉な結果が出てます。国の借金が大変、また地方の借金も大変という中で、これ以上、日本経済をおかしくするならば、国と地方の経済全体が税収減によって苦しくなるのではないかとということが予想されますので、以上のようなことから、消費税増税中止を求める意見書を提出してほしいという請願が出ていますので、私、紹介議員となった次第でございます。

意見書の案としましては、次のページに書いておりますとおりでございます。以上です。

○議長(坂梨公介君)ただいま紹介議員より、内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。紹介議員及び執行部に、何か質疑はございません

んか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員(林田直行君) 7番議員、林田です。

ただいまの請願でよりますと、消費税の増税中止をとということでございますが、皆、この消費税問題につきましては、賛否両論ございまして、大体国民半分ぐらいに分かれている状況だと、私は判断しております。何しろ、私たち地方議員として、判断に憂慮するところで、いろいろ危惧するところありますが、国政レベルでの政策といたしますか、そういう状況でありまして、私たちが、今現在、暮らしの中でこの請願書に書いてありますとおり、いろいろ住民にとって苦慮する問題もあるかとは思いますが。しかしながら、国政というか、国を見ますと、これから少子高齢化になり、今後の国政、早う言えば財政運営を、そのあたりを考えますと、どこからまた収入を得るかというところ、こういう消費税のあたりから持ってこんと税収が入ってこんかなということで、私は思っております。

また、そういう感じで、この消費税は、社会保障にも充てるということになっております。先ほど言いましたように、少子高齢化いたしますと、誰がこれから、その、今まで交付金あたりで全部西原村もやっておりますが、そういうあたりを誰が持っていくのか、個人で今からやっけていかにゃんのかなという、このまま何もせんならば、やっけていかにゃあいかんのかなという考えがあります。

となれば、やはり少しでも、方法論としてはいろいろありますが、少しでも上げていって、みんなの国民の力で、自分たちの今後の子どもや孫のために少しでも負担をかけないでやっけていこうという考えを持って、このいろいろこの自治体、私たちの西原村、個人的、いろいろ弊害がありますが、いろいろな国も手当てを考えておられますので、それを期待といたしますか、それを収入が上がったところで私たちの意見をどしどし上げながら、また、よりこれから先の、何ていうんですか、暮らしを守っていくというか、そういう立場に立って考えていくなれば、これはもう増税を進めるべきではないかと、私は思っておりますので、この請願書に対しては、反対いたします。

○議長(坂梨公介君) ほかに討論ありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

私は、賛成のほうで討論したいと思っております。

消費税を上げることにしましては、私は、反対するものではございませんが、今の国のやり方を見てますと、今の現段階で、はい、そうですかって、

どうぞ上げてくださいますと云える状況にはないということです。

なぜならば、福祉に充てるという3党合意で、今回、消費税増税が決まっているわけですが、粛々と進めている中で、国のインフレターゲットという目標、これに関して安倍内閣は前進されております。その中で、果たして、現段階で、この地方に、今の段階で上げた場合の状況を見ますと、交付税は地方の財源の一種でありますけれども、地方交付税は一部充てると申し上げてありますけれども、確定はしていないと。逆に、この東北の大震災の起きました後の、逆に復興増税で、各我々個人は、所得税増税が25年間並びに住民税増税が10年間、負担をもう乗せられております。そういった中で、逆に法人税に関しましては、復興増税部分を1年前倒しで減額するというようなお話が、もう、ついきのう出ております。国の進むべき方向性がまだ見えなままに、消費税増税を先にやって、後は考えましようというような国のやり方はちょっと理解できない状況です。

まず、やるなら目的を決めてやって、消費税増税という形にやってほしいと。確かに、1,000兆円の国の借金は非常に重いところであります。それをインフレターゲットで、その価値を少しずつ落としていこうという国の狙いは見えますが、いまだにその方向性を、国として、与党としてまだ明確にできておりません。そういった中で今の消費税増税という問題に関しては反対ということであります。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございますか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

請願書受理番号2番、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（坂梨公介君）起立少数により、不採択とすることに決定しました。

続いて、請願書受理番号3番について議題とします。

請願書受理番号3番。

受理年月日、平成25年9月2日。

請願団体、西原村を想う会。

請願の要旨、西原村と西原村議会に対し、河原灰床の山林・原野への宝珠宗宝珠会の印刷工場などの進出と乱開発を阻止することを求める請願書。

紹介議員の氏名、田島敬一君、宮田勝則君。

内容の説明を紹介議員、田島敬一君にお願いします。

田島敬一君、宮田君の登壇をお願いします。

（10番議員 田島敬一君 登壇 説明）

(9番議員 宮田勝則君 登壇 説明)

○10番議員(田島敬一君) この問題で大勢の方々が傍聴に駆けつけてこられて、大変ありがとうございます。皆さん、ご心配のところだろうと思います。

この請願につきましては、私、田島敬一と宮田勝則議員が紹介議員となっております。分担してご説明を差し上げたいと思います。

まず、私がこの問題に紹介議員となりましたのは、私も佐賀に過去5年間ほど住んでいたことがございます。そういったご縁もありまして、先日、佐賀のほうに問い合わせをしたりする中で、4名の議員一緒になって佐賀市富士町の、もと富士支所、もと富士町の役場に行きまして、担当者いろいろな事情を伺いましたし、また開発が進められて宝珠宗宝珠会が進出してきて、そのいきさつについて、地域の住民を1軒、1軒、ごめんくださいと行って尋ねて、聞いたりいたしました。その結果、西原村の進出してきている、このやり方と大変似通っているということを改めて確認しまして、大変な危機感を持った次第でございます。

旧富士町の杉山という集落では、経済活性化のために企業誘致を図ろうと、そうしたら雇用も拡大するし、地元へ落ちるお金もできるだろうというようなことで、企業誘致を募集いたしました。そのときに名乗り出たのが、NPO法人の健康を守る会・泰道ということであったわけでございまして、これは募集するほうは、会社が来てくれるものと思っていましたところが、あけてびっくり、宗教団体だったというふうなことでございまして、大変困惑されておりました。そして、また別の山林でも頻々と山林を購入するという動きがあっておりまして、旧富士町の担当者も大変困惑をされておりました。

そのようなことから、大変危機感を持って、今回のこの河原の原野あるいは灰床の私有地、山林、原野ですけれども、これに対しての進出に大変似通っている、危機感を持って、2人で請願紹介委員となったわけでございます。

それでは、同じ紹介議員となっております宮田議員にバトンタッチいたします。

○9番議員(宮田勝則君) 紹介議員やっております宮田です。9番議員、宮田です。

田島議員からの説明においては、佐賀の進出の状況等、お話になりましたけれども、私のほうは、今の民有山林の現状を視察して、感じておることを申し上げます。

議会一同で、また区長会の方々とも現地視察に行きましたけれども、その河原4050の6番地に、現在、事務所を設けられておりますところでございますが、ここに開発申請がなされております。その開発申請の中で、現地を見ますと、もう既に違法工作物ということで、許可を得ないまま防火水槽という名のもとに構造物がつくられておったというところも違法性があります。なお、下流に行きますと、山林伐採をなされておりますけれども、ここも間

伐という申請のもと、一部、全伐というような形で、下流域の灰床集落関係の農地、田畑、山林に、また農業施設にまで多大な土砂流出を犯しております。その中で、敷地内には伐根した後の根株等、下流側に放置したままの状態、この根株の状態も合法であるのか、法に反しているのか、判断もつかない状況のまま放置されております。これは、監督指導官庁の是正を求めていきたいと思っておりますけれども、いまだそういう形で地元並びにこの行政に対して、少し申請と違ったような方向性で着々と進められております。

そういった状況を見ますと、やはり田島議員申されましたように、佐賀のような進出も類似していると、私も思っております。ぜひ、今回、河原の区長会、皆様方並びに山西校区、西原全体の村民の方が3,200名以上の署名を集められ、この議会に、執行部に提出されてきたと、この重みを受けておりますので、今回、私は、紹介議員になってともに頑張っていきたいと思っておりますので、以上、私からの紹介議員としての意見を申し上げます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま紹介議員より、内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。紹介議員及び執行部に何か質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

請願書受理番号3番、西原村と西原村議会に対し、河原灰床の山林・原野への宝珠宗宝珠会の印刷工場などの進出と乱開発を阻止することを求める請願書について、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、採択することに決定いたしました。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

採択ありがとうございました。

緊急動議申し上げます。

西原村河原灰床地区における開発行為に反対する決議についてと、公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の開催とその報告を求める動議を提案いたしますので、よろしくお諮り願いたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま宮田勝則議員から動議が提出されました。

この動議は、会議規則第16条の規定により1名以上の賛成者が必要ですので、賛成者はありますか。

(「賛成」の声)

○議長(坂梨公介君) 賛成者がありますので、この動議は成立しました。

西原村大字河原の灰床地区における開発行為に反対する決議については、動議を日程に追加し、追加日程第1と、追加日程第2として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を追加日程に追加し、追加日程第1と第2として議題することに賛成の方の起立を願います。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1、第2として直ちに議題とすることを可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11時54分)

(午前 11時54分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

午後1時より開会し、その間、特別委員会を開会します。

暫時休憩します。

(午前 11時54分)

(午後 0時17分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発議第6号、西原村大字河原の灰床地区における開発行為に反対する決議についての動議を議題とします。

内容の説明を提出者、9番議員、宮田勝則君に求めます。

(9番委員 宮田勝則君 登壇 説明)

○9番議員(宮田勝則君) 発議第6号におきましては、朗読により説明させていただきます。

発議第6号。

平成25年9月20日、西原村議会議長、坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員、宮田勝則。

賛成者、山下一義、田島敬一、林田直行。

西原村大字河原の灰床地区における開発行為に反対する決議書(案)。

上記の議案を西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

あけてもらいまして、

西原村大字河原の灰床地区における開発行為に反対する決議(案)。

現在、西原村大字河原の灰床地区において、土地の所有者である開俊久氏によって、印刷工場などの建設が計画され、また「日本一の自然公園」を建設するとして、山林伐採が行われている。

この開氏は、これまで新聞等で報道されたように、「手かざし」いわゆる「ハンドパワー」で病気が治るとして、高額のお金を集めたことが社会問題となり、元会員らの損害賠償訴訟で、開氏と「泰道」傘下の宗教団体「宝珠宗宝珠会」に対して、損害賠償の支払いを命じる判決が下され、平成9年に解散した団体で「健康を守る会・泰道」の元会長である。

この開氏は、この解散した「泰道」の活動を実質的に引き継いでいることが判決により認定された宗教団体「宝珠宗宝珠会」の「本源」と見られる人物である。さらに、この灰床地区の開氏所有の家屋内に事務所を構えるNPO法人「自然を守る会」の山崎理事長は、当時の「泰道」で筆頭理事を務めていた人物でもある。さらに、同じ事務所に入居する株式会社宝珠製作所は、開氏が設立発起人で筆頭株主でもある。役員の大半は、解散した「泰道」の元理事という状況である。

この灰床地区の開発は、人的なつながりから見ても、過去に社会的に大きな問題を起こして解散した「泰道」の場合と何ら変わらない関係の中で進められていると判断するものである。また、いまだに明確な事業計画、運営計画も提出されておらず、不透明な部分が多いのが実情である。しかも、「日本一の自然公園」建設という構想であるが、果たしてどれぐらいの人たちが来るのか、また印刷工場においては、なぜ利便性のいい市内近郊ではなく、利便性の悪い山林の中なのか、さらには自然公園の入園料・使用料は全て無料ということで、どうしても費用対効果、採算性の面から見ても理解できず、不信感、疑いの念を持たざるを得ないところである。

このようなことから、宗教団体が進出とは断言はできないが、進出しない保証もなく、多くの村民の間では不信と不安が高まっており、現在、約3,200名の「進出反対」の署名が集まっている現状である。

1,000㎡以上の土地の現状変更を伴う開発は、村の条例により、事前協議が必要であるにもかかわらず、これを無視する形で開発が進められている。さらに、山林伐採においては、間伐の申請でありながら全伐を行うなど、違法性のある手段で実施されているところでもある。この開発の現場においては、環境の保全、災害の防止措置がとられていないため、現に土砂の流出が起きており、地すべり、崖崩れなどの大きな災害の危険性を増大させている状況である。

特に、灰床地区の集落は地すべり危険地域、そして急傾斜地危険地域に指定されており、地下水が音を立てて流れていることも確認されている。

こうしたことから、今後、一旦集中豪雨などに見舞われた場合には、山肌がむき出しの現状を見れば、大量の土砂が下流に流れ込み、民家、そして田

畑等に深刻な被害が想定されるところである。

よって、西原村議会は、この灰床地区の開発と、宗教団体「宝珠宗宝珠会」の西原村への進出について断固反対する。

以上、決議する。

平成25年9月20日、西原村議会。

提出先、開俊久氏。

提出者、西原村議会。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ほかに質疑がないようですので、宮田議員は自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決いたします。

西原村大字河原の灰床地区における開発行為に反対する決議についての動議について、この動議を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、西原村大字河原の灰床地区における開発行為に反対する決議については動議は可決されました。

追加日程第2、特別委員会審査報告を議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会の審査報告を委員長に求めます。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会委員長、村上貞廣君。

（3番議員 村上貞廣君 登壇 報告）

○3番議員（村上貞廣君）先ほど、緊急動議がなされ、特別委員会を開催いたしました。

その結果を報告します。

平成25年9月20日、西原村議会議長、坂梨公介様。

公共育成牧場跡地利用対策特別委員会委員長、村上貞廣。

委員会審査報告書。

緊急動議に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

件名。

自然を守る会による公共育成牧場跡地売却申し入れについて。

審査の結果について。

平成25年9月20日に緊急動議により付託された事件については、委員会において、慎重に審査した結果、売却しないことを決定しました。以上、報告します。

○議長（坂梨公介君）これから特別委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、村上議員は、自席へ帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これから「自然を守る会」よりの公共育成牧場後地の村有地の売却申し入れについてを採決します。

この審査報告に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、「自然を守る会」よりの公共育成牧場跡地の村有地の売却申し入れについては、委員会審査報告のとおり、採択とすることに決定しました。

（拍手）

日程第15、陳情書審議について議題とします。

お諮りします。受理いたしました陳情書受理番号8番については、お手元に配付の陳情書等文書のとおり、産業教育常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、産業教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由などについては、記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出について、承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定いたします。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、これをもって平成25年度第3回西原村
議会定例会を閉会します。

午後 0時21分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 泉 田 洋 一

3 番議員 村 上 貞 廣

4 番議員 西 口 義 充